

臨時宅地賃貸価格修正法

いて、配当金を有する宅地があるときは、政府は、当該配当金に当該宅地の台帳賃貸価格に対する修正賃貸価格の割合（当該宅地に台帳賃貸価格がない場合には、政令で定める割合）を乗じて得た額により、当該配当金を修正しなければならぬ。

（耕地整理地の設定賃貸価格等の修正）

第十六條 昭和二十四年十月一日現在において、耕地整理法第十四條ノ二第一項の規定に該当する之地につき同項の規定により設定された賃貸価格がある場合には、政府は、耕地整理の工事を完了した時における当該宅地の状況を基準とし、第二條第一項の規定により定められた修正賃貸価格に比準して、当該賃貸価格を修正しなければならない。

2 昭和二十四年十月一日現在において、耕地整理法第十五條第一項の規定に該当する宅地につき同項の規定により修正又は設定された賃貸価格（同法第十五條ノ三の規定により土地台帳に登録されたものを除く。）がある場合には、政府は、耕地整理の工事を着手した時における当該宅地の状況を基準とし、第二條第一項の規定により定められた修正賃貸価格に比準して、当該賃貸価格を修正しなければならない。

3 前二項の規定に該当する宅地がある場合には、当該宅地の耕地整理施行者は、政令の定めるところにより、前二項の規定により修正されるべき賃貸価格その他必要な事項を政府に申告しなければならない。

（罰則）

第十七條 第十三條第一項の規定による宅地の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十八條 台帳賃貸価格の修正に関する調査若しくは審査の事務に従事し、又は基準地区調査会、地方宅地賃貸価格調査会若しくは宅地賃貸価格調査会の議事に参加した者が、その調査、審査又は議事に関し知り得た秘密を漏らしたときは、五万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 農地調整法（昭和二十一年法律第四十三号）及び自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の規定の適用については、第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十五年三月三十一日までは、修正前の賃貸価格をもつて、土地台帳法による賃貸価格とする。

所得税法等の一部を改正する法律

（昭和二十四年五月十九日法律第七十六号）

1 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第五十五條第二項、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第四十二條第二項、有価証券移轉税法（昭和二十二年法律第七号）第十三條ノ二第二項、相続税法（昭和二十二年法律第八十七号）第五十八條第二項、通行税法（昭和十五年法律第四十三号）第十八條ノ二第二項及び取引高税法（昭和二十三年法律第八十八号）第二十八條第三項中「百円」を「千円」に改める。
2 所得税法第五十五條第三項、法人税法第四十二條第三項、有価証券移轉税法第十三條ノ二第三項、相続税法第五十八條第三項、通行税法第十一條ノ二第三項及び取引高税法第二十八條第四項中「十円」を「百円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

教育委員会法の一部を改正する法律

（昭和二十四年五月十九日法律第七十七号）

教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。
第七十條を次のように改める。
第七十條 大阪市、京都市、名古屋市、神戸市及び横浜市（五大市という。以下同じ。）を除く市町村の教育委員会の設置は、昭和二十七年十一月一日までに行わなければならない。但し、昭和二十四年及び昭和二十六年には行わないものとする。
2 前項の教育委員会の設置に關して必要な事項は、政令で定めることができる。
第八十六條を次のように改める。
第八十六條 教科用図書は、第五十條第二号の規定にかかわらず、用紙制当制の廃止されるまで、文部大臣が行う。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律 教育委員会法の一部を改正する法律

過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律

一六四

過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律

(職権の移管)

(昭和二十四年五月十九日法律第七十八号)

第一條 過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七十七号)の規定による持株会社整理委員会の職権は、この法律施行の日から六月以内に公布されるべき政令で定める日において、公正取引委員会に移管する。この場合において、同日以後は、同法の持株会社整理委員会の職権に関する規定中、持株会社整理委員会とあるのは、公正取引委員会とする。

(記録の引継)

第二條 持株会社整理委員会は、過度経済力集中排除法の規定により作成し、又は集めた記録で同委員会が保有するものを、前條に規定する政令で定める日において、公正取引委員会に引き継がなければならない。

(職員の処置)

第三條 第一條の規定により移管される職権及び前條の規定により移管される記録を処理するため、公正取引委員会に必要な職員を置く。この職員は、必要且つ可能な限度において、まず持株会社整理委員会の職員のうちから任命するものとする。

2 前項の規定は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)の規定の適用を妨げるものではない。

(実施規定)

第四條 この法律に関する施行手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 附則第三項の規定は、前項の規定にかかわらず、第一條に規定する政令で定める日から施行する。但し、持株会社整理委員会令(昭和二十一年勅令第二百三十三号)第二十三條の改正規定は、昭和二十四事業年度から適用する。
- 3 持株会社整理委員会令の一部を次のように改める。
第一條第一項中「分散スルコト並ニ民主的ニシテ健全ナル國民經濟再建ノ基礎ヲ作ル爲過度經濟力集中排除法ノ定

ムル所ニ依リ過度ノ經濟力ノ集中ヲ排除スルコトヲ目的トス」ヲ「分散シ以テ民主的ニシテ健全ナル國民經濟再建ノ基礎ヲ作ル爲過度ノ經濟力ノ集中ヲ排除スルコトヲ目的トス」ニ改める。

第九條第一項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 削除

十二 削除

第二十一條第一項中「指定者及過度經濟力集中排除法第七條第二項第五号ノ規定ニ基キ整理委員会ニ財産ヲ讓渡シタル者」を「及指定者」に、同條第二項中「及過度經濟力集中排除法第七條第二項第五号ノ規定ニ基キ整理委員会ノ讓受ケタル財産ヨリ生ジタル収益並ニ」を「ヨリ生ジタル収益及」に改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 削除

第三十五條中「第二十三條第二項ノ規定ニ違反シ、当該書類ヲ提出セズ若ハ虚偽ノ記載ヲシタル書類ヲ提出シタルトキ又ハ」を削り、「若ハ虚偽ノ報告」を「又ハ虚偽ノ報告」に改める。

第三十七條中「若ハ不正ノ登記ヲナシタルトキ又ハ第二

十三條第五項ノ書類ヲ備置カザルトキ」を「又ハ不正ノ登記ヲナシタルトキ」に改める。

4 附則第三項の規定施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

興業債券の発行限度の特例に関する法律

(昭和二十四年五月十九日法律第七十九号)

日本興業銀行は、昭和二十五年三月末日まで、日本興業銀行法(明治三十三年法律第七十号)第十二條の規定にかかわらず、拂込資本金額の二十倍に相当する金額を限り債券を発行することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

價格調整公團法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月十九日法律第八十号)

價格調整公團法(昭和二十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

興業債券の発行限度の特例に関する法律 價格調整公團法の一部を改正する法律

一六五

傳染病予防法の一部を改正する法律

第二十條第五項中「当該官吏」を「物價廳長官の定める價格調整公團の役員若しくは職員」に改め、同條第六項中「当該官吏」の下に「又は價格調整公團の役員若しくは職員」を加える。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條の二 物價廳長官は、價格等の適正な調整を図るため必要があると認めるときには、その必要の限度内において、業者に対し、当該給付の目的である物資の價格等の一部を價格調整公團に支拂うことを命ずることが出来る。

價格調整公團は、物價廳長官の定めるところにより、業者に対し、当該給付の目的である物資の價格等を補うため資金を交付しなければならない。

第二十五條中「第二十三條第一項」を「第二十二條の二第一項、第二十三條第一項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

傳染病予防法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月十九日法律第八十一号)

傳染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「厚生大臣」に、「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。

第三條中「患者若ハ死體所在地ノ警察官吏、市町村長、區長、戸長、檢疫委員又ハ豫防委員に届出ヘシ其ノ轉歸ノ場合亦同シ」を「患者若ハ死體所在地ノ市町村長、檢疫委員又ハ豫防委員ヲ經由シ(東京都ノ區ノ存スル區域及ビ保健所法第一條ノ規定ニ基ク政令ヲ定ムル市ニ於テハ直接)患者若ハ死體所在地ノ管轄保健所長ニ届出ヘシ其ノ轉歸ノ場合死亡ヲ除キ亦同シ」に改める。

第四條第一項中「其ノ所在地ノ警察官吏、市町村長、區長、戸長、檢疫委員又ハ豫防委員」を「其ノ所在地ノ市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域及ビ保健所法第一條ノ規定ニ基ク政令ヲ定ムル市ニ於テハ保健所長)、檢疫委員又ハ豫防委員」に改める。

第十五條第一項中「市制第八十三條町村制第六十九條ニ依リ」を削る。

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條ノ二 都道府縣ニ防疫監吏及防疫技師ヲ置ク

防疫監吏ハ事務吏員ヲ以テ、防疫技師ハ技術吏員ヲ以テ之ニ充テ傳染病豫防ノ事務ニ従事ス

防疫監吏及防疫技師ニ關シ資格其ノ他必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第十九條ノ二第一項中「内務大臣」を「厚生大臣」に改める。

第十九條ノ二の次に次の一條を加える。

第十九條ノ三 厚生大臣ハ傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ

一ノ都道府縣知事ノ行フ傳染病豫防事務ヲ應援セシムルヲ
又他ノ都道府縣知事ニ對シ第十八條ノ二ノ規定ニ依ル防疫監吏及防疫技師ノ派遣ヲ命スルコトヲ得

第二十條第二項を削る。

第二十一條中「ノ負擔トス」を「ニ於テ之ヲ支辨ス」に改める。

第二十二條中「北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス」を「都道府縣ニ於テ之ヲ支辨ス」に、「道府縣」を「都道府縣」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條ノ二 第十九條ノ三ノ規定ニ依リ他ノ都道府縣ヨリ應援ノタメ派遣スル防疫監吏及防疫技師ニ要スル諸費ハ應援ヲ受ケタル都道府縣ノ負擔トス

第二十三條から第二十五條までを次のように改める。

傳染病予防法の一部を改正する法律

第二十三條 削除

第二十四條 第二十一條ノ支辨ニ對シテハ政令ノ規定ニ從ヒ

都道府縣ハ其ノ三分ノ二ヲ支出ス

第二十五條 國庫ハ政令ノ規定ニ從ヒ第二十二條及前條ノ規定ニ依ル都道府縣ノ支辨及支出ニ對シ其ノ二分ノ一ヲ負擔ス

國庫ハ政令ノ規定ニ從ヒ第十八條ノ二ノ規定ニ依ル防疫監吏及防疫技師ニ關スル諸費ヲ負擔ス

第二十七條第一項中「北海道地方費又ハ府縣費」を「都道府縣費」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十三條中「海外諸港、朝鮮並臺灣及樺太」を「海外諸港」に改める。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月十九日)
法律第八十二号

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号(ハ中「索道」)の下に、「船舶」を加え、同條第三項中「國の直營事業」の上に「前二項の規定にかかわらず、」を加える。

第十八條中「第二十八條第一項又は第二十九條の規定による」を削る。

第二十五條第二項中「三箇月を超える期間毎に支拂われる金その他命令で定めるものは、これを除く。」を削る。

第二十八條及び第二十九條を次のように改める。

第二十八條 保険加入者は、毎年四月一日から翌年三月末日まで(以下保険年度という。)に使用するすべての労働者(保険年度中途に保険関係が成立したものについては、保険関係成立の日からその保険年度の末日までに使用するすべての労働者)に支拂う賃金総額の見込額に保険料率を乗

じて算定した概算保険料の額その他命令で定める事項を、毎年三月末日まで(保険年度中途に保険関係が成立したものについては、保険関係成立の日から五日以内)に報告するとともに、概算保険料を四月一日(保険年度中途に保険関係が成立したものについては、保険関係成立の日)から三十日以内に納付しなければならぬ。

事業の期間が予定される事業については、その保険加入者は、前項の規定にかかわらず、その全期間に使用するすべての労働者に支拂う賃金総額の見込額に保険料率を乗じて算定した概算保険料の額その他命令で定める事項を、保険関係の成立すべき日前十日まで(特別の事由があるときは、保険関係成立の日まで)に報告するとともに、概算保険料を保険関係成立の日から十四日以内に納付しなければならぬ。

保険加入者は、申出によつて、前二項の概算保険料を、命令の定めるところにより、分割して納付することができ

る。政府は、保険加入者が、第一項若しくは第二項の規定による報告をしないとき、又はその報告に相違があると認めるときは、政府の調査により概算保険料の額を算定して、

その額又はその額と納付した保険料の額との差額を徴収する。

第二十九條 保険加入者は、前條の賃金総額の見込額が百分の二十以上増加したときは、増加後の見込額に基く概算保険料の額その他命令で定める事項を、増加した日から五日以内に報告するとともに、その額と納付した保険料の額との差額を、増加した日から三十日以内に納付しなければならぬ。

第二十九條の次に次の一條を加える。

第二十九條之二 政府は、保険料率の引上を行つたときは、概算保険料を追加徴収する。

第三十條を次のように改める。

第三十條 保険加入者は、その保険年度の末日又は保険関係が消滅した日までに使用したすべての労働者に支拂つた賃金総額に保険料率を乗じて算定した確定保険料の額その他命令で定める事項を、その保険年度の末日又は保険関係が消滅した日から五日以内に報告しなければならぬ。

前三條の規定によつて納付した保険料の額が、前項の確定保険料の額に比して過剰を生じたときは、政府は、これを返還し、不足があるときは、保険加入者は、これを保険

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

年度の末日又は保険関係が消滅した日から三十日以内に納付しなければならない。

政府は、保険加入者が第一項の規定による報告をしないとき、又はその報告に相違があると認めるときは、政府の調査により確定保険料の額を算定して、その額又はその額と納付した保険料の額との差額を徴収する。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條之二 政府は、第二十八條第四項又は前條第三項の規定により算定した保険料の額又はその額と納付した保険料の額との差額を徴収する場合においては、その徴収すべき額に百分の十を乗じて得た額を追徴金として徴収する。

第三十一條第一項中「滞納する」を「納付しない」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 政府は、保険加入者が保険料の納付を怠つたときは、その金額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料の完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

第三十三條中「その他これに準ずべきもの」を削る。

第三十五條の次に次の一條を加える。

第三十五條の二 保険加入者は、第二十八條第四項又は第三十條第三項の規定により政府の算定した保険料の額について異議があるときは、不服の事由を具し、都道府県労働基準局長に審査の請求をなすことができる。

第三十六條中「若しくは吏員」を削る。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條 第三十五條の二の規定による審査の決定その他保険料又はこの法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に関して不服がある者は、主務大臣に訴願をすることができる。

第三十八條中「主務大臣」を「都道府県労働基準局長」に改める。

第四十八條及び第四十九條中「又は吏員」を削る。

第五十一條を次のように改める。

第五十一條 削除

第五十二條中「一万円」を「五万円」に改め、第二号中「又は吏員」を削る。

第五十三條中「五千円」を「三万円」に改め、第二号中「又は吏員」を削る。

定に該当しない団体であつて法人であつたものの登記その他必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の団体の構成員であつて法施行の際職員とならな

4 第一項の規定によつて組合となつたものの代表者は、昭和二十四年六月三十日までに労働大臣に対しその規約並びに役員

第二條 前條第一項の規定によつて組合となつたものについては、昭和二十四年六月三十日までは、その規約が法第六條に規定する要件を備えない場合であつても、法に定める権利を受け、手続に參與することができる。

(単位及び交渉委員に関する経過措置)

第三條 法第十條第二項の適用については、「一月三十一日」とあるのを昭和二十四年においては「六月二十日」とする。

2 法第十一條第一項及び法第十三條の規定の適用については、「二月二十五日」とあるのを昭和二十四年においては「七月十日」とする。

3 法施行後最初の交渉委員の任期は、法第十四條第二項の規定にかかわらず、法第十一條第一項の届出若しくは法第十三條の通知のあつた日又は法第十一條第一項の規定に基

公共企業体労働関係法の施行に関する法律

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第三條の改正規定は、昭和二十四年八月一日から適用する。

2 この法律施行前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

公共企業体労働関係法の施行に関する法律

(昭和二十四年五月十九日) 法律第八十三号

(職員の団体の経過措置)

第一條 公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)以下「法」という。施行の際法第二條第二項の職員(以下「職員」という。)となるべき者を主たる構成員とする団体であつて現に存し、且つ、労働組合法(昭和二十年法律第五十一号)第二條に規定する要件を備えるものは、法施行の際法の適用を受ける労働組合(以下「組合」という。)となり、引き続き存続するものとする。

2 前項の規定により法人として存続する団体及び同項の規

いて労働大臣の行方措置により交渉委員が選出された日から昭和二十五年三月三十一日までとする。

(調停委員会に関する経過措置)

第四條 法第二十一條第二項第五号の規定の適用については、「三月二十五日」とあるのを昭和二十四年においては、中央に置かれる国有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会に關しては「七月三十日」とし、地方に置かれる国有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会に關しては「政令の定める日」とする。

2 法施行後最初に委嘱される国有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会の委員の任期は、法第二十一條第三項の規定にかかわらず、委嘱の日から昭和二十五年三月三十一日までとする。

3 地方に置かれる調停委員会が設置されるまでは、法第二十條第四項の規定にかかわらず、日本国有鉄道とその職員との間の苦情及び紛争の調停は中央に置かれる国有鉄道調停委員会が、日本専賣公社とその職員との間の苦情及び紛争の調停は中央に置かれる専賣公社調停委員会がつかさどる。

(団体交渉の経過措置)

國立公園法の一部を改正する法律

第五條 法施行後最初の交渉委員が決定するまでは、公共企業体とその組合は、法第九條第一項の規定にかかわらず、交渉委員でない者により団体交渉を行うことができる。

(調停委員会の委員及び公共企業体仲裁委員会の委員についての國家公務員法の適用)

第六條 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定は、第九十九條並びに第百條及び同條に係る罰則の規定を除く外、國有鉄道調停委員会の委員、專賣公社調停委員会の委員及び公共企業体仲裁委員会の委員には適用しない。(労働大臣の権限の委任)

第七條 労働大臣は、法の規定によりその権限に属する事務(調停及び仲裁に係るものを除く。)であつて一都道府縣に係るものの一部を当該都道府縣知事に行わせることができる。

(手当及び費用弁償)
第八條 公共企業体仲裁委員会の委員は、政令の定める手当を受けるものとする。

公共企業体仲裁委員会の委員及び公共企業体仲裁委員会の行う事務のため出頭を求められた当事者以外の者は、政令の定めるところにより費用の弁償を受ける。

シタル施設ノ管理ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

行政官廳又ハ公共團體ノ執行スル國立公園事業ニ關スル工事ニシテ他ノ工事ニ因リ必要ヲ生ジタルモノナルトキハ其ノ費用ハ工事ノ必要ヲ生ジタル程度ニ於テ其ノ原因タル工事ノ費用負擔者ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

第七條第一項但書中「前條」を「第六條」に改め、同條第二項を削る。

第八條第二項に、第六号として、「六 水位水量ノ増減ヲ來ス行爲」を加え、同項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依ル許可ヲ得ルコト能ハザリシ爲損害ヲ被リタル者ニ對シテハ通常生ズベキ損害ニ限リ國庫之ヲ補償ス

第八條の次に次の二條を加える。

第八條ノ二 主務大臣ハ特別地域内ニ於テ特ニ景觀維持ノ爲必要アリト認ムルトキハ國立公園計畫ニ基キ特別保護地區ヲ指定スルコトヲ得

特別保護地區内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタルトキハ比ノ限ニ在ラズ

國立公園法の一部を改正する法律

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

國立公園法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月十九日法律第八十四号)

國立公園法(昭和六年法律第三十六號)の一部を次のように改正する。

「勅令」を「政令」に、「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。

第一條中「主務大臣」の下に「國立公園審議會ノ意見ヲ聞キ」を加える。

第三條中「主務大臣」の下に「國立公園審議會ノ意見ヲ聞キ」を加える。

第四條第二項を次のように改める。

公共團體ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケ國立公園事業ノ一部ヲ執行スルコトヲ得

第六條の次に次の一條を加える。

第六條ノ二 國立公園事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ行政官廳又ハ公共團體ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ國立公園事業ノ執行又ハ國立公園事業ニ因リ生

一 前條第二項各號ニ掲グル行爲

二 開墾、植栽其ノ他形質ノ變更

三 物件ノ堆積

四 家畜ノ放牧

五 焚火又ハ火入

六 爆發物又ハ容易ニ燃焼スベキ物件ノ貯藏

七 野生動物ノ捕獲又ハ高山植物ノ採取

前條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル許可ヲ得ルコト能ハザリシ爲損害ヲ被リタル者ニ之ヲ準用ス

第八條ノ三 第八條第二項及前條第二項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第九條第四項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第九條ノ二 第八條第三項、第八條ノ二第二項並ニ前條第二項及第三項ノ規定ニ依ル補償金額ハ主務大臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ對シテ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十條中「第八條第二項ノ規定、同條同項ノ許可ニ附シタル條件」を「第八條第二項(第十一條ノ二第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第八條ノ二第二項ノ規定、第八條ノ三ノ規定ニ依リ許可ニ附シタル條件」に、「前條」を「第九

武儀郡
加茂郡の内
田原村 富岡村
益田郡の内
下原村
郡上郡の内
東村

同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「福田村」を削り、同表廣島簡易裁判所の管轄区域の欄中「賀茂郡の内」西條町 川上村 東志和村 志和堀村 西志和村 原村 吉川村 熊野跡村 郷田村 上黒瀬村 板城村 下三永村 西高屋村 東高屋村 造賀村」並びに同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「河内町」「大草村 豊田村 榎梨村 豊榮村 久芳村 竹仁村 戸野村 入野村 小谷村 田万里村」及び「山南村」を削り、同表廣島簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

廣島縣の内
賀茂郡の内
西條町 川上村 東志和村 志和堀村 西志和村 原村 吉川村 熊野跡村 郷田村 上黒瀬村 板城村

安藝西條
下三永村 西高屋村 東高屋村
造賀村
豊田郡の内
河内町 大草村 豊田村 榎梨村 豊榮町 久芳村 竹仁村 戸野村 入野村 小谷村 田万里村

同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「田熊村」を「田熊町」に、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬戸村」を「瀬戸村 山南村」に改め、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「兒島市」及び「藤戸町 郷内村 琴浦町 灘崎村 粒江村」を削り、同簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

岡山縣の内
兒島市
兒島郡の内
藤戸町 郷内村 琴浦町 灘崎町 粒江村

同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「神島外村」を「神島外村 白石島村」に、同表鳥取簡易裁判所の項の次に次のように改める。

鳥取縣の内
鳥取市 氣高郡
岩美郡の内
米里村 倉田村 宇倍野村 成器村 大茅村 面影村 津ノ井村 八頭郡の内
下私郡村 中私郡村 上私郡村

同表鳥取簡易裁判所の項の次に次の二項を加える。

鳥取縣の内
岩美郡の内
浦富町 岩井町 福部村 大岩村 本庄村 小田村 綱代村 田後村 東村 蒲生村

同表長崎瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒瀬村」を「黒瀬町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「調川村」を「調川町」に改め、同表水俣簡易裁判所の項を次のように改める。

熊本縣の内
水俣市

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

水俣
葦北郡の内
田浦村 佐敷町 湯浦村 津奈木村 久木野村 大野村 吉尾村

同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「大村」を「大村 中津川村」に、「入來村」を「入來町」に、同表飯島簡易裁判所の管轄区域の欄中「下飯村」を「下飯村 鹿島村」に、同表白河簡易裁判所の管轄区域の欄中「西白河郡」を「白河市 西白河郡」に改め、同表山形簡易裁判所の管轄区域の欄中「東置賜郡の内」を削り、同表新庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「最上郡」を「新庄市 最上郡」に改め、同表米澤簡易裁判所の管轄区域の欄中「赤湯町 糠野目村 沖郷村 吉島村 宮内町 吉野村 金山村 漆山村 梨郷村 大塚村 高島町 二井宿村 屋代村」を削り、同簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

山形縣の内
東置賜郡の内
赤湯町 糠野目村 沖郷村 吉島村 宮内町 吉野村 金山村 漆山村 梨郷村 大塚村 高島町 二井宿村 屋代村 中川村

失業保険法の一部を改正する法律

同表岩見澤簡易裁判所の管轄区域の欄中「栗澤村」を「栗澤町」に、同表瀧川簡易裁判所の管轄区域の欄中「赤平町」を「赤平町 上砂川町」に、同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「雄武村」を「雄武町」に、同表稚内簡易裁判所の管轄区域の欄中「宗谷郡」を「稚内市 宗谷郡」に改める。

同表西條簡易裁判所の項を次のように改める。

西 條	愛媛縣の内
	西條市 周桑郡 新居郡の内 大生院村 加茂村 大保木村
新 居 濱	愛媛縣の内
	新居濱市 新居郡の内 泉川町 角野町 中萩町 垣生村 大島村 神郷村 多喜濱村 船木村 越智郡宮窪村大字友浦の内 梶島 明神島 家島 美濃島 鼠島 宇摩郡の内 別子山村

同表西條簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

- 附 則
- この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。
 - この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

失業保険法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月二十日)
法律第八十七号

失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項但書中「臨時に支拂われたもの、三箇月を超える期間ごとに支拂われるもの及び」を削る。

第六條を次のように改める。

(当然被保険者)

第六條 左の各号に規定する事業主に雇用される者は、失業保険の被保険者とする。

- 五人以上の労働者(第三十八條の二の日雇労働者を含む。本條において以下同じ。)を雇用する事業主。但し、左に掲げる事業を行ふものを除く。
- 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採

取若しくは伐採の事業その他農林の事業

ロ 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

ハ 教育、研究又は調査の事業

ニ 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
ホ 社会事業、司法保護事業その他営利を目的としない事業

二 前号イからホまでに掲げる事業を行う法人たる事業主であつて五人以上の労働者を雇用するもの。但し、この場合には、被保険者となるべき者は、その事務所に雇用される者に限る。

三 國、都道府縣、市町村その他これらに準ずるものであつて前各号に該当しないもの。

前項の事業主は、命令の定めるところによつて、前項の規定に該当することについて、その該当するに至つた日から起算して十日以内に、政府に届け出なければならぬ。

第七條中「恩給、退職料その他これらに準ずる」を削り、「命令」を「法令」に改める。

第八條第一項中「第六條に規定する事業所以外の事業所の事業主」を「第六條第一項の事業主以外の事業主」に、「その事

失業保険法の一部を改正する法律

業所に雇用される従業員」を「その雇用する労働者」に、同條第四項中「その事業所に雇用される従業員」を「その事業主に雇用される労働者」に改める。

第九條から第十一條までを次のように改める。

第九條 第六條第一項の事業主が同條同項の規定に該当しなかつたときは、その事業主に雇用される者は、前條の規定による被保険者となつたものとみなす。

(被保険者から除外される者)

第十條 第六條第一項、第八條及び前條の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者は、これを被保険者としなす。但し、第一号に該当する者が第三十八條の三第一項各号の一に該当するに至つた場合若しくは二月の各月において十八日以上若しくは六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用されるに至つた場合、第二号中季節的業務に雇用される者が所定の期間を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つた場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つた場合は、この限りでない。

一 日雇労働者であつて第三十八條の三第一項各号の一に該当しないもの

失業保険法の一部を改正する法律

- 二 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用される者又は季節的に雇用される者
- 三 船員保険の被保険者
- 四 試の雇用期間中の者
- 五 事業所の所在地の一定しない事業（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業を除く。）に雇用される者

（被保険者資格の取得）

第十一條 第六條第一項又は第八條の規定によつて被保険者となるべき者は、その事業主に雇用された日、第八條第一項の認可があつた日又は前條但書の規定に該当するに至つた日（前條第一号に掲げる者であつて二月の各月において十八日以上又は六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用されるに至つたものについては、その翌月の最初の日）から、その資格を取得する。

第十二條中「若しくは離職した日又は第十條本文の規定に該当するに至つた日」を「又は離職した日」に改める。
第十六條中「政令」を「命令」に改め、同條に次の二項を加える。

失業の認定は、求職の申込を受けた公共職業安定所にお

いて、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して一週間に二回ずつ、これを行うものとする。但し、労働大臣は、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見を聞いて、失業の認定の回数について別段の定をすることが出来る。

受給資格者は、左の各号の二に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、命令の定めるところによつて、その事由を記載した証明書により、失業の認定を受けることが出来る。

- 一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができない場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。
- 二 公共職業安定所の紹介に應じて求人者に面接するため公共職業安定所に出頭することができないとき。
- 三 公共職業安定所の指示した職業の補導を受けるために公共職業安定所に出頭することができないとき。
- 四 天災その他避けることができない事故のために公共職業安定所に出頭することができないとき。

第十七條を次のように改める。
（失業保険金の日額）

第十七條

失業保険金の日額は、被保険者の賃金日額に百分の六十を乗じて得た額を基準とし、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める失業保険金額表における被保険者の賃金日額の属する賃金等級に應じて定められた金額とする。但し、三百円を超えてはならない。

第十七條の次に次の三條を加える。

（賃金日額）

第十七條の二 賃金日額は、被保険者の離職した月前において第十四條の被保険者期間として計算された最後の六月（月の末日において離職した場合は、その月及びその前五月）に支拂われた賃金の総額を百八十で除して得た額とする。

前項の額が左の各号の額に満たないときは、賃金日額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の額とする。

- 一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高抑制その他の請負制によつて定められている場合においては、前項の期間に支拂われた賃金の総額をその期間中に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額
- 二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定めら

失業保険法の一部を改正する法律

れている場合においては、その部分の総額をその期間の総日数（月の場合は、一箇月を三十日として計算する。）で除して得た額と前号の額との合算額

（失業保険金額の自動的変更）

第十七條の三 労働大臣は、労働省において作成する毎月労働統計における工場労働者の平均給与額が、失業保険金額表の制定又は改正の基礎となつたその統計における当該平均給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るに至つたと認めるときは、失業保険金額表を改正し、その平均給与額の上昇又は低下した比率に應じて、その賃金等級に属する賃金日額及び失業保険金の日額（第十七條但書に規定する額を含む。）をあらたに定めなければならない。

前項の規定によつて失業保険金額表が改正された場合においては、改正前に離職した者に支給すべき失業保険金は、最初の離職の日に効力を有した失業保険金額表においてその者の賃金日額の属する賃金等級につき、あらたに定められた失業保険金の日額によるものとする。

（失業保険金の減額）

第十七條の四 受給資格者が、第十六條の規定によつて公共職業安定所において認定を受けた失業の期間中に、自己の

失業保険法の一部を改正する法律

労働によつて収入を得るに至つた場合において、その収入の一日分に相当する額から十円を控除した額と失業保険金の日額との合計額が、賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないときは、失業保険金の日額の全額を支給し、その合計が、賃金日額の百分の八十に相当する額を超えるときは、その超過額を失業保険金の日額から控除した残りの額を支給し、その超過額が、失業保険金の日額を超えるときは、失業保険金は、これを支給しない。

受給資格者は、公共職業安定所において失業の認定を受けた期間中に、自己の労働によつて収入を得たとき、又は就職した日があるときは、命令の定めるところによつて、その収入の額又は就職した日数を公共職業安定所に届け出なければならぬ。

第二十一條第一項第四号中「職業安定法」を「職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)」に、同條第二項中「失業保険委員会」を「中央職業安定審議会」に改める。

第二十二條第一項中「やむを得ない事由」を「正当な事由」に、同條第二項中「失業保険委員会」を「中央職業安定審議会」に改める。

第二十四條第一項中「以前の七日分」を「前の七日分」に、「失業保険委員会」を「中央職業安定審議会」に改める。

第二十七條第二項中「失業保険委員会」を「中央職業安定審議会」に改める。

第三十條第一項中「被保険者及び被保険者を雇用する事業主について、各々千分の十一」を「百分の二」に、同條第二項中「政令の定める場合においては、失業保険委員会の意見を聞いて、保険料率を変更する手続をとらなければならない。但し、毎年三月末日又は九月末日において、過去六箇月間に」を「毎月末日において、すでに」に、「四箇月間」を「六箇月間」に、「労働大臣は、失業保険委員会」を「中央職業安定審議会」に、同條第三項中「前項但書」を「前項」に、「同項但書」を「同項」に改め、同條第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、同條第二項として次の一項を加える。

労働大臣は、毎年三月末日又は九月末日において、過去六箇月間に支給した保険給付総額が、当該期間内に徴収した保険料総額の百分の百五十以上になつた場合には、中央職業安定審議会の意見を聞いて、保険料率を引き上げるため、その変更の手続をとらなければならない。

第三十一條及び第三十二條を次のように改める。

(保険料額)

第三十一條 納付すべき保険料額は、各月につき、事業主がその雇用するすべての被保険者(第三十八條の五の日雇労働被保険者を除く。)に支拂つた賃金の総額に保険料率を乗じて得た額とする。但し、円位未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の負担)

第三十二條 保険料は、被保険者及び被保険者を雇用する事業主(以下事業主という。)が、各々その二分の一を負担するを原則とする。

被保険者の負担すべき保険料額は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める失業保険保険料額表によつて計算する。

事業主の負担すべき保険料額は、前條の規定によつて計算した額から被保険者の負担すべき保険料額の合計額を控除した額とする。

第三十三條中「前條の規定により納付する被保険者の負担する保険料」を「前條第二項の規定によつて計算された被保険者の負担すべき保険料額に相当する額」に改める。

第三十四條を次のように改める。

(保険料額の申告及び納付)

失業保険法の一部を改正する法律

第三十四條 事業主は、第六條第二項に規定する届出又は第八條第一項の認可があつた月及びその後において、毎月被保険者に支拂つた賃金の総額、納付すべき保険料額その他必要な事項を記載した申告書に添えて、その申告書に記載した額の保険料を、翌月末日までに、政府に、納付しなればならない。

前項の規定によつて提出した申告書の内容が事実と異なることを発見したときは、事業主は、その日から起算して七日以内に修正すべき事項を記載した申告書(以下修正申告書という。)を政府に提出し、納付すべき保険料額に不足額があるときは、併せて、これを納付しなければならない。

通信、交通その他の状況により、政府において、やむを得ない事由があると認めるときは、政府は、命令の定めるところによつて、第一項に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

第三十四條の次に次の三條を加える。

(保険料額の決定及び更正)

第三十四條の二 事業主が前條第一項に規定する期限までに申告書を提出しなかつた場合、又はその申告若しくは修正申告にかかる保険料額が納付すべき保険料額と異ると認め

られる場合においては、政府は、命令の定めるところによつて、その納付すべき保険料額又はすでに納付した保険料額を決定し又は更正することができる。

事業主が第六條第二項に規定する届出をしなかつた場合又は定められた期限経過後に届出をした場合においては、政府は、事業主が第六條第一項の規定に該当するに至つた日にさかのぼつて、納付すべき保険料額を決定することができる。但し、その保険料額は、事業主が第六條第二項に規定する届出をなすべきことを命ぜられた日の属する月の前六箇月分を超えては、これを決定しない。

前二項の規定によつて決定又は更正がなされた場合においては、決定された保険料額又は更正により増加した保険料額は、決定又は更正がなされた日から十四日以内に、これを政府に納付しなければならない。

(保険料の充当)

第三十四條之三 政府は、事業主が納付した保険料額がその納付すべき保険料額を超過することを知つたときは、命令の定めるところによつて、その超過額を、その事業主に還付し、又はその保険料が納付された月の翌月から六箇月を超えない期間において納付されるべき保険料に、順次これ

を充当することができる。

前項の場合においては、國稅徵收法(明治三十年法律第二十一號)第三十一條の六の規定を準用する。

(追徴金)

第三十四條之四 事業主が納付した保険料額がその納付すべき保険料額に満たない場合又は納付すべき期限を経過した日から起算して十四日以内に保険料を納付しない場合は、政府は、命令の定めるところによつて、追徴金を徵收する。前項の追徴金は、左の各号に掲げる金額とする。

一 申告書に故意に事実と異なる記載をした場合は、第三十四條の二第一項の規定による更正によつて増加した保険料額に百分の二十五を乗じて得た額

二 第三十四條第一項に規定する期限を経過した日から起算して十四日以内に申告書を提出しなかつた場合又は第三十四條の二第二項の規定に該当する場合は、納付された保険料額又は第三十四條の二第一項若しくは同條第二項の規定によつて決定された保険料額に百分の十を乗じて得た額

三 第三十四條第二項の修正申告書を提出しなかつた場合は、第三十四條の二第一項の規定による更正によつて増

加した保険料額に百分の十を乗じて得た額

前項の追徴金の徵收又は計算については、第三十六條第一項但書又は同條第二項の規定を、追徴金の納付については、第三十四條の二第三項の規定を準用する。

第三十五條第一項中「保険料」を「保険料その他この法律の規定による徵收金」に、同條第二項中「政令で定める金額」を「十円」に改める。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 前條の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十錢の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徵收する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徵收しない。延滞金の計算において、前項の保険料額に百円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てるものとす

る。前二項の規定によつて計算した延滞金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てるものとする。

延滞金は、左の各号の一に該当する場合には、これを徵收する。失業保険法の一部を改正する法律

收しない。

一 督促狀の指定期限までに徵收金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所が不明なため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が十円未満のとき。

第五章 日雇労働被保険者に関する特例

(日雇労働者)

第三十八條之二 この法律で、日雇労働者とは、左の各号の一に該当する労働者をいう。但し、前二月の各月において十八日以上又は前六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された者は、この限りでない。

一 日日雇用される者
二 一月において三十日以内の期間を定めて雇用される者
(日雇労働被保険者)

第三十八條之三 被保険者であつて、左の各号の一に該当する日雇労働者に関する特例については、本章の定めるところによる。

一 公共職業安定所の所在する市(東京都の区の存する区域を含む。)町村、又はこれに隣接する市町村であつて

労働大臣が指定するものの区域(以下適用区域という。)に居住し、第六條第一項の事業主又は第八條第一項の認可を受けた事業主(以下単に事業主という。)に雇用される者

二 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある事務主の事業所に雇用される者

三 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある事務主の事業所であつて、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基いて労働大臣が指定したものに雇用される者

被保険者たる日雇労働者は、前項各号の一に該当することについて、その該当するに至つた日から起算して五日以内に公共職業安定所に届け出て、日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。

第三十八條の四 前條第一項の規定に該当しない日雇労働者が、事業主に雇用される場合は、公共職業安定所長の認可を受けて、失業保険の被保険者となることができる。

前項の認可を受けた者は、公共職業安定所において、日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。

第一項の規定によつて被保険者となつた者に関する特例

については、本章の定めるところによる。

第三十八條の五 前二條の規定に該当する者(以下日雇労働被保険者という。)に関しては、第六條第二項、第九條、第十條、第十三條から第二十條まで、第二十一條第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十四條、第二十七條、第三十條から第三十二條まで、第三十四條から第三十四條の四まで及び第四十九條第二項の規定は、これを適用しない。

日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上又は六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された場合は、その翌月の最初の日から、本章の規定は、これを適用しない。

(受給要件)

第三十八條の六 日雇労働被保険者が失業した場合において、失業の日の属する月の前二月間に、その者について、通算して三十二日以上以上の保険料が納付されているときは、保険給付として、失業保険金を支給する。

日雇労働被保険者が、二月の各月において十八日以上又は六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用され、その翌月に離職し、前項の規定に該当するときは、前

條第二項の規定にかかわらず、第三十八條の八の失業保険金の支給を受けることができる。

第三十八條の七 第十七條の失業保険金の支給を受けることのできる者が前條の規定に該当する場合において、第十七條の失業保険金の支給を受けたときは、その支給を受けた期間は、前條の規定による失業保険金は、これを支給しない。

前項の場合において、その者が前條の規定による失業保険金の支給を受けたときは、その支給を受けた期間は、第十七條の失業保険金は、これを支給しない。

(失業保険金の日額)

第三十八條の八 失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)

第三十八條の九 失業保険金は、日雇労働被保険者が失業した日の属する月の前二月間に、その者について通算して三十二日分の保険料が納付されているときは、その失業した日の属する月において、通算して十三日分を支給し、納付された保険料が三十二日分を超えるときは、三十二日分を超える四日分ごと、十三日分の失業保険金に、一日分を

失業保険法の一部を改正する法律

加えて支給する。但し、通算して、十七日分を超えては支給しない。

前項の規定によつて支給すべき失業保険金の日額は、左の各号によるものとする。

一 納付された保険料の中、第一級の保険料が三十二日分以上である者については、第一級の失業保険金の日額

二 納付された保険料の中、第一級の保険料が三十二日分に満たない者については、第二級の失業保険金の日額

第三十八條の六の規定に該当する者が、失業保険金の支給を受けるには、命令の定めるところによつて、公共職業安定所に出頭し求職の申込をした上、失業の認定を受けなければならない。

失業保険金は、公共職業安定所において、失業の認定を行つた日について、その日分を支給する。

失業保険金は、日雇労働被保険者が失業した日の属する月における失業の日数が、通算して七ヶ月又は継続して五日に満たない間は、これを支給しない。

失業保険法の一部を改正する法律

は、労働大臣は、前項に規定する七日又は五日の期間を、六日又は四日に、過去四箇月間に支給した保険給付総額が当該期間内に徴収した保険料総額の百分の百二十を超えるに至つた場合は、九日又は六日に改めるものとする。

(給付制限)

第三十八條の十 失業保険金の支給を受けることのできる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その日から、通算して七日間は、失業の認定及び失業保険金の支給は、これを行わない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 紹介された業務が、その者の能力からみて不相当と認められるとき。
 - 二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び技能について行われる一般の賃金水準に比べて不当に低いとき。
 - 三 職業安定法第二十條の規定に違反して、労働争議の発生している事業所に紹介されたとき。
 - 四 その他正当な理由のあるとき。
- 失業保険金の支給を受けることのできる者が、詐欺その他不正の行爲によつて失業保険金の支給を受け又は受けよ

料額を変更することができる。この場合には、第三十條第四項の規定を準用する。

(保険料の納付義務及び納付の方法)

第三十八條の十二 事業主は、その雇用する日雇労働被保険者に賃金を支拂うつど、その者及び自己の負担する保険料を、失業保険印紙をもつて納付しなければならない。

事業主は、保険料を納付するには、日雇労働被保険者が所持する日雇労働被保険者手帳に失業保険印紙を貼付し、これに消印しなければならない。

事業主は、日雇労働被保険者を雇用する場合は、その所持する日雇労働被保険者手帳を提出させなければならない。その提出を受けた日雇労働被保険者手帳は、その者から請求があつたときは、これを返還しなければならない。

日雇労働被保険者手帳、失業保険印紙その他保険料の納付の手續に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

(保険料の決定及び追徴金)

第三十八條の十三 事業主が、前條の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、その調査に基いて、その納付すべき保険料額を決定する。

事業主が正当な事由がないと認められるにもかかわらず

失業保険法の一部を改正する法律

うとしたときは、その月及びその翌月から三箇月間は、失業保険金を支給しない。

第二十一條第二項の規定は、第一項の場合に、第二十三條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(保険料額及び保険料の負担)

第三十八條の十一 保険料額は、一日につき、第一級六円、第二級五円とし、日雇労働被保険者に支拂われた賃金の日額が百六十円以上の場合には、第一級、百六十円未満の場合には、第二級とする。

日雇労働被保険者の負担すべき保険料額は、第一級については三円、第二級については二円とし、事業主の負担すべき保険料額は、第一級及び第二級につき各々三円とする。

毎月末日において、すでに徴収した保険料総額と支給した保険給付総額との差額が、当該月の翌月から六箇月間に支給されるべき保険給付額の二分の一に相当する額に満たないと認められるに至つた場合において、國會の閉会又は衆議院の解散のために、保険料額変更の手續をすることができない場合であつて、緊急の必要があるときは、労働大臣は、中央職業安定審議會の意見を聞いて、第一項の保

前條の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、命令の定めるところによつて、前項の規定によつて決定された保険料額の百分の二十五の額の追徴金を徴収する。

前項の追徴金の徴収又は計算については、第三十六條第一項但書又は同條第二項の規定を、その納付については、第三十四條の二第三項の規定を準用する。

(帳簿の備付及び報告)

第三十八條の十四 事業主は、日雇労働被保険者を雇用した場合は、命令の定めるところによつて、その事業所ごとに、失業保険印紙の受拂に關する帳簿を備え付け、その受拂状況を、翌月末日までに政府に報告しなければならない。

(受給資格の調整)

第三十八條の十五 日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一事業主に雇用され、その翌月において離職した場合、離職の日の属する月の前二月を第十四條に規定する被保険者期間として計算することができる。但し、その者が第三十八條の六第二項の規定によつて失業保険金の支給を受けた場合は、この限りでない。

第六章を第七章とし、以下順次一章ずつ繰り下げ、第六章として次の一章を加える。

失業保険法の一部を改正する法律

第六章 諮問機関

(諮問機関)

第三十九條 労働大臣は、失業保険事業の運営に関する重要事項については、あらかじめ、職業安定法第十二條に規定する中央職業安定審議会の意見を聞いて、これを決定しなければならぬ。

中央職業安定審議會は、労働大臣の諮問に應ずる外、必要に應じ、失業保険事業の運営に關し、關係行政廳に建議し、又はその報告を求めることができる。

第四十一條第三項中「受給資格者若しくはその事業主であつた者」を「受給資格者その他審査の請求をした者若しくは受給資格者を雇用した事業主」に改め、同條第二項を削る。

第四十三條中「被保険者」を「被保険者(日雇労働被保険者を含む。以下同じ。)」に改める。

第四十七條第一項中「失業保険金」を「失業保険金又は第二十七條に規定する移轉に要する費用」に改める。

第四十九條第一項中「文書を提出させることができる。」を「文書の提出を命ずることができる。」に改める。

第五十條中「受給資格者」を「受給資格者(第三十八條の六の規定に該当するものを含む。以下同じ。)」に、「文書の提出をさせ、又は出頭させることができる。」を「文書の提出又は出頭を命ずることができる。」に改める。

第五十二條中「政令」を「命令」に改める。

第五十三條及び第五十四條を次のように改める。

第五十三條 事業主が左の各号の一に該当するときは、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

二 第八條第三項の規定に違反した場合

三 第三十三條の規定によつて被保険者の賃金から控除し又は被保険者から徴収した被保険者の負担すべき保険料を第三十四條第一項に規定する期限までに納付しなかつた場合

四 第三十四條第一項若しくは同條第二項の規定に違反して虚偽の事項を記載した申告書若しくは修正申告書を提出し、又は修正申告書を提出しなかつた場合

五 第三十八條の十二第二項の規定に違反して失業保険印紙を貼付せず、又は消印しなかつた場合

六 第三十八條の十四の規定に違反して帳簿を備え付けず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

七 第四十九條第二項の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

八 第四十一條第二項又は第四十九條第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

九 第五十一條の規定による当該官吏の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十四條 被保険者、受給資格者その他の関係者が左の各号の一に該当するときは、これを六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條の三第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

二 第四十一條第二項又は第五十條の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三 第五十一條の規定による当該官吏の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨

出をさせ、又は出頭させることができる。」を「文書の提出又は出頭を命ずることができる。」に改める。

第五十四條 事業主が左の各号の一に該当するときは、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

失業保険法の一部を改正する法律

附則第二項及び第三項を削る。

附則

一 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第三十四條、第三十四條の二及び第三十四條の四の規定は、昭和二十四年八月一日から、第三十八條の二及び第三十八條の三の規定は、昭和二十四年九月一日から、第三十八條の四から第三十八條の十五までの規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

二 この法律施行の日から、昭和二十四年七月三十一日まで、第六條第一項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる事業を行う事業主に雇用される者は、失業保険の被保険者となし。

一 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

二 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

三 旅館、料理店、飲食店、その他接客業又は娯樂場の事業

三 第三十四條の規定が適用される日の前日までは、第三十條に規定する保険料の納付に關しては、従前の例による

職業安定法の一部を改正する法律

ものとする。

4 この法律施行前から引き続き失業保険金の支給を受けていた者の失業保険金の日額が第十七條の失業保険金の日額より高いときは、この法律施行後においてその者に支給すべき失業保険金の日額については、なほ従前の例によるものとする。

5 この法律施行前において、改正前の第六條の規定に該当することについて政府になされた届出は、第六條第二項の規定による届出とみなす。

6 左に掲げる法令は、廃止する。

- 一 失業手当法(昭和二十二年法律第四百十五号)
- 二 失業手当法施行令(昭和二十二年政令第二百五十八号)
- 三 失業保険法施行令(昭和二十二年政令第二百五十九号)
- 四 失業手当審査官及び失業手当審査会規程(昭和二十三年政令第九十二号)

7 失業手当金の支給に関する処分についての不服の申立に關しては、失業手当法第十七條及び同法第二十一條の規定は、なお効力を有するものとする。

8 失業手当法第十八條の失業手当審査官及び同法第十九條の失業手当審査会の職務は、第四十一條の失業保険審査官

及び第四十三條の失業保険審査会が、それぞれ行うものとする。

9 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用に關しては、なお従前の例によるものとする。

職業安定法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月二十日 法律第八十八号)

職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第四條中第三号を削り、第二号を第四号とし、第四号を第五号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に、次の二号を加える。

- 二 失業者に対し、職業に就く機会を興えるために、必要な政策を樹立し、その実施に努めること。
- 三 求職者に対し、迅速に、その能力に適當な職業に就くことをあつ旋するため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行うこと。

第五條第二項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、

第一項の次に、次の二項を加える。

この法律で無料の職業紹介とは、職業紹介に關し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

この法律で有料の職業紹介とは、実費職業紹介及び営利職業紹介をいい、実費職業紹介とは、営利を目的としなないで行う職業紹介であつて、職業紹介に關して、実費として入会金、定期的掛金、手数料その他の料金を徴収するものをいい、営利職業紹介とは、営利を目的として行う職業紹介をいう。

第二章標題中「政府の行う」を「職業安定機關の行う」に改める。

第十條を次のように改める。

(公共船員職業安定所に対する協力)

第十條 公共職業安定所は、公共船員職業安定所の業務について、これに協力しなければならない。

第十一條に、次の一項を加える。

市町村長は、前項の事務に關し、求人者又は求職者から、いかなる名義でも、実費その他の手数料を徴収してはならない。

職業安定法の一部を改正する法律

第十二條第一項中「この法律の施行に關する重要事項」の下に「及び他の法律に基きその権限に属せしめられた事項」を加え、同條第十一項を次のように改める。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、一般の政府職員の旅費、日当及び宿泊料の金額に準じ、労働大臣が、これを定める。

第十九條第一項を次のように改める。

公共職業安定所は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用條件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

第二章中、第四節を第五節とし、第四節として、次の一節を加える。

第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介

介

(学生生徒等の職業紹介の原則)

第二十五條の二 公共職業安定所は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條の規定による学校の学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介については、第二節の規定によるの外、学校と協力して、これらの者に対し、労働力の需要供給の状況その他職業に關する情

報を提供し、職業選択に必要な助言援助を與え、及び公共職業安定所間の連絡により、これらの者に適当なできるだけ多くの求人を開拓し、その能力に適合した職業にあつ旋するよう努めなければならない。

(公共職業安定所学校間の協力)

第二十五條の三 公共職業安定所長は、学校教育法第一條の規定による学校の学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介を円滑に行うため必要があると認めるときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。

前項の規定により公共職業安定所長が学校の長に分担させることができる業務は、左の各号に掲げる事項に限られるものとする。

- 一 求人申込を受理し、且つ、その受理した求人申込を公共職業安定所に連絡すること。
- 二 求職申込を受理すること。
- 三 求職者を求人者に紹介すること。
- 四 職業指導を行うこと。
- 五 就職後の補導を行うこと。

六 公共職業補導所への入所のあつ旋を行うこと。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、第十六條及び第十七條の規定にかかわらず、学校の教育課程に適切でない職業に関する求人又は求職の申込は、これを受理しないことができる。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、公共職業安定所長と協議して、その学校の職員の中から職業安定担当者を選定し、これに自己に代つてその業務を担当させ、公共職業安定所との連絡を行わせることができる。

公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長に対して、職業に関する情報の提供その他学校の長の行う職業紹介に関する業務の執行についての援助を與えるときは、特に必要があると認めるときは、これに対して、経済上の援助を與えることができる。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、その業務の執行に関し、職業安定局長が文部大臣の指名する官吏と協議し、この法律の規定に基いて定める基準に従わなければならない。

公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定

所の業務の一部を分担する学校の長が、法令又は前項の基準に違反したときは、その学校の長の行う職業紹介に関する業務を停止させることができる。

前七項の規定は、学校の長が第三十三條の二の規定に基いて無料の職業紹介事業を行う場合には、これを適用しない。

(施行規定)

第二十五條の四 公共職業安定所と学校との間における連絡、援助又は協力に関する方法その他学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介に関し必要な事項は、命令で、これを定める。

第二十六條を次のように改める。

(職業補導の原則)

第二十六條 職業補導は、労働力の需要供給の状況に應じて、必要な職業種目について行わなければならない。

職業補導は、公共職業補導所における職業補導及び失業者に職業を與える目的を以て經營される施設における作業訓練として行われる。

この法律の職業補導には、学校教育法に基いて行われる

職業安定法の一部を改正する法律

一般職業教育を含まない。

労働大臣は、職業補導の計画を樹立するに当つては、関係教育行政廳の協力を得て、学校の施設の最も有効な活用を図るとともに、学校における職業教育との重複を避けなければならない。

職業補導は、すべて無料とする。

この節の規定は、國がその経費の全部又は一部を負担する職業補導事業について、これを適用する。

第二十六條の次に、次の一條を加える。

(身体障害者に対する職業補導)

第二十六條の二 身体に障害のある者で、職業補導により通常の職業に就くことができるものと認められるものに対する職業補導は、通常の職業補導を受ける者と共に、これを行う。但し、通常の職業補導を受ける者と共に職業補導を受けることが困難であると認められる者については、その者の能力に適するよう、補導の種目及び方法を選定し、特別の公共職業補導所を設けて、職業補導を行うことができる。

労働大臣は、必要があると認めるときは、前項但書の規定による特別の公共職業補導所を、厚生大臣と協議のう

え、その所管する身体に障害のある者のために経営される更生施設と併設することができる。

労働大臣が必要があると認めるときは、公共職業補導所は、身体に障害のある者の職業補導を行うため、作業義し及び特殊の補助工具の製作及び修理を行うことができる。

第二十七條の見出しを「(公共職業補導所の設置)」に改め、同條第一項を次のように改める。

労働大臣は、前二條の職業補導を行うため、都道府県知事をして、公共職業補導所を設置して、これを経営せしめるものとする。

第二十七條第二項を第四項とし、同項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に、「又は公共団体その他の者に、」を「又は公の機関に限り、」に改め、同條第一項の次に、次の二項を加える。

都道府県知事は、公の機関に限り、公共職業補導所の経営を委託することができる。

労働大臣は、第二十六條第二項に規定する作業訓練に関する計画をたて、都道府県知事をして、これを実施せしめるものとする。

とする工場事業場等に対し、技術援助を行うために、特別に訓練された補導員を置き、必要な資料を作製するものとする。

労働大臣は、工場事業場等が、労働基準法に規定する技能者養成を除き、その従業員の労働力を最も有効に發揮させるために、職長、指導員等その従業員の指導監督に当る者に対して、指導監督に必要な知識技能を習得させるための訓練計画をたて、これを実施しようとするときは、その要求に應じ、補導員の派遣、資料の提供等必要な事項について、これを援助しなければならない。

労働大臣は、前項に規定する技術援助について、その一部を都道府県知事に行わせることができる。

第三十一條中「前五條」を「前六條」に改める。

第三章標題中「政府以外の」を「職業安定機関以外の」に改める。

第三章中第一節を第二節とし、以下順次一節ずつ繰り下げ、第一節として、次の一節を加える。

第一節 通則

(適用範囲)

第三十一條の二 この章の規定は、法律に別段の定のある場合を除く外、職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業について、これを適用する。

職業安定法の一部を改正する法律

第二十八條の見出しを「(負担金等)」に改め、同條第一項を次のように改め、同條第二項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に改める。

政府は、前條第一項から第三項までの規定により、都道府県知事が行う公共職業補導所の設置及び経営並びに作業訓練に要する費用について、法律に基いて、これを負担する。

第二十八條に、次の一項を加える。

政府は、都道府県知事の行う職業補導が、この法律又はこれに基いて労働大臣の定める基準に違反すると認めるときは、これに対し、負担金の交付を停止し、又はその返還を命ずることができる。

第二十九條第一項中「公共団体その他の者」を「公の機関」に、「職業補導所」を「公共職業補導所その他の職業補導施設」に、同條第二項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に改める。

第三十條を次のように改める。

(工場事業場等の行う監督者の訓練に対する援助)

第三十條 労働大臣は、労働基準法に規定する技能者養成を除き、従業員の指導監督に当る者の作業訓練を実施しよう

第三十二條を次のように改める。

(有料職業紹介事業)

第三十二條 何人も、有料の職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業に従事する者の職業をあつ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、予め、許可申請者についてその資産の状況及び徳性を審査するとともに、中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

営利職業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、第四項の規定による補償の金額に充てるため、労働大臣が、中央職業安定委員会に諮問のうえ定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならない。

前項の者がこの法律又はこれに基く命令の規定に違反することによつて損害を受けた者は、前項の保証金から、その補償を受ける権利を有する。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定委員会に諮問のうえ、物價廳長官と協議して定める額の許可料を納付しなければならない。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者は、そ

職業安定法の一部を改正する法律

れぞれ、労働大臣が、中央職業安定委員会に諮問のうえ、物價廳長官と協議して定める手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

第一項の許可の有効期間は、一年とする。

第一項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

第三十三條第一項を次のように改める。

無料の職業紹介事業を行おうとする者は、第三十三條の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならぬ。

第三十三條の次に、次の三條を加える。

(学校の行う無料職業紹介事業)

第三十三條の二 学校教育法第一條の規定による学校の長は、労働大臣に届け出て、その学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者について、無料の職業紹介事業を行うことができる。但し、大学及び高等学校以外の学校の長がその学校を卒業した者について行う職業紹介は、その者がその学校を卒業した後六箇月以内の場合に限るものとする。前項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長は、求職者を、その住所又は居所の変更を必要とする就職

先に紹介してはならない。但し、労働大臣の許可を受けた場合及び大学の長又は高等学校の長が無料の職業紹介事業を行う場合は、この限りでない。

第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長は、その学校の職員の中から、職業紹介事業に關する業務を担当する者を定めて、自己に代つてその業務を行わせることができる。

第一項の届出の手続その他学校の長の行う無料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

(無料職業紹介事業の取扱範囲の限定)

第三十三條の三 労働大臣は、無料の職業紹介事業を行おうとする者に対し、第三十三條第一項の規定による許可をする場合には、その者が職業紹介事業を行うに当り取り扱うべき職種の範囲その他取扱の範囲を定めることができる。前條第一項の規定により無料の職業紹介事業を行おうとする学校の長は、その取り扱うべき職業紹介の範囲を定めて、届出をすることができる。

(兼業の禁止)

第三十三條の四 料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替業その他これらに類する營業を行う者

は、職業紹介事業を行うことができない。

第三十四條の見出しを(準用規定等)に、同條第一項を次のように改め、同條第二項中「前二條」を「第三十二條から第三十三條の二まで」に改める。

第十六條から第十八條まで、第十九條第一項及び第二十條の規定は、職業安定機關以外の者の行う職業紹介事業について、これを準用する。但し、第三十三條の三第一項の規定により、労働大臣が職業紹介の範囲を定めて許可をした場合及び同條第二項の規定により、学校の長が職業紹介の範囲を定めて届出をした場合においては、第十六條及び第十七條の規定は、その範囲内においてのみ、これを準用するものとする。

第三十六條の見出しを(直接募集)に改める。

第四十條中「第三十二條第三項の手数料その他の報償金の外、」を削る。

第四十九條第一項中「許可を受けて」の下に「、又は届出をなして」を加え、同條第二項中「第四十四條の規定」を「第三十二條から第三十三條の二まで、第三十六條、第三十七條及び第四十四條の規定」に、「工場、事業場」を「事業所、事務所」に、「使用者若しくは労働者」を「事業主、使用者、労働者の

職業安定法の一部を改正する法律

募集を行う者、労働者の募集に従事する者若しくは労働者」に改める。

第五十條中「許可を受けて」の下に「、又は届出をなして」を加え、同條に、次の一項を加える。

労働大臣は、第三十三條の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長に対し、前項の規定により、事業の停止を命じようとする場合には、予め教育行政廳に通知しなければならない。

第五十一條中「政府以外の者の行う」を「職業安定機關以外の者の行う」に改める。

第五十二條の次に、次の一條を加える。

(業務の周知宣傳)

第五十二條の二 政府は、その行う職業紹介、職業指導、職業補導、失業保險その他この法律の目的を周知宣傳するため、計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

第六十四條第一号中「有料で若しくは営利を目的として」を「有料の」に改める。

第六十五條中第一号を第六号とし、以下順次五号ずつ繰り下げ、同條に、次の五号を加える。

一 第十一條第二項の規定に違反した者

- 二 第三十二條第六項の規定に違反した者
- 三 第三十三條の二第一項の規定による届出をしないで、無料の職業紹介事業を行った者
- 四 第三十三條の二第二項の規定に違反した者
- 五 第三十三條の四の規定に違反した者

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律中、「学校の長」には、学校教育法第九十八條の規定により存続する従前の規定による学校の長を、「大学の長」には、同條の規定により存続する大学、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の長を、「高等学校の長」には、同條の規定により存続する中等学校の長を含むものとする。

緊急失業対策法

(昭和二十四年五月二十日 法律第八十九号)

目次

- 第一章 総則(第一條—第三條)
- 第二章 失業対策事業(第四條—第十一條)

- 第三章 公共事業(第十二條—第十六條)
- 第四章 雜則(第十七條—第二十二條)

附則

第一章 総則

(法律の目的)

第一條 この法律は、多数の失業者の発生に対処し、失業対策事業及び公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図るとともに、経済の興隆に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「失業対策事業」とは、失業者に就業の機会を與えることを主たる目的として、労働大臣が樹立する計画及びその定める手続に従つて、國自ら又は國庫の補助により地方公共団体等が実施する事業をいう。

2 この法律で「公共事業」とは、経済安定本部総務長官の認証を受けて、國又は地方公共団体等が実施する公共的な建設及び復旧の事業をいう。

第三條 この法律で「事業主体」とは、失業対策事業又は公共事業を計画実施する國又は地方公共団体等をいう。

2 この法律で「施行主体」とは、事業主体との請負契約その

他の契約に基いて、公共事業を施行する者をいう。

第二章 失業対策事業

(失業対策事業の要件)

第四條 失業対策事業は、左の各号のすべてに該当する事業でなければならない。

- 一 できるだけ多くの労働力を使用する事業
- 二 多数の失業者が発生し、又は発生するおそれのある地域において施行される事業
- 三 失業者の情況に應じて、これを吸収するに適當な事業
- 四 事業費のうち労力費の占める割合が、労働大臣の定める率以上のものである事業
- 五 雇用情況の変化に應じて、容易にその規模を変更し、又は停止することができる事業

(失業状態の調査)

第五條 政府は、失業の狀態を調査するため、失業狀況の分析及び失業者数の増減の測定に關し、必要な措置を講じなければならぬ。

(失業対策事業のための一般的計画の樹立)

第六條 労働大臣は、全國にわたる雇用及び失業の狀態に關する調査の結果に基いて、多数の失業者が発生し、又は発

生するおそれがあると認める場合には、あらかじめ、その地域に必要な失業対策事業のため一般的計画を樹立しなければならぬ。

(失業対策事業の種目等の決定)

第七條 労働大臣は、前條の計画を樹立した場合には、失業対策事業に吸収すべき失業者の所在地域、数及び情況等を經濟安定本部総務長官に対し通知しなければならない。

2 經濟安定本部総務長官は、前項の通知を受けた場合には、その失業者を吸収するのに適當であり、且つ、できるだけ經濟的效果のある事業を労働大臣に対し提出しなければならぬ。

3 労働大臣及び經濟安定本部総務長官は、前二項の手続を経て、失業対策事業の事業主体、種目及び規模等を定めておかなければならぬ。

(失業対策事業の開始等の決定)

第八條 労働大臣は、失業対策事業について、事業の開始又は停止の時期等を定めるものとする。

(失業対策事業の費用)

第九條 失業対策事業は、國が、自らの費用で、又は地方公共団体等が、國庫から全部若しくは一部の補助を受けて、

実施する。

(失業対策事業に使用する労働者)

第十條 失業対策事業の事業主体が使用する労働者は、公共職業安定所において紹介することが困難な技術者、技能者及び監督者を除いて、公共職業安定所の紹介する失業者でなければならぬ。

2 労働大臣は、失業対策事業に使用される失業者に支拂われる賃金の額を定める。この場合には、同一地域において同一職種に従事する労働者に通常支拂われる賃金の額より低く定めなければならない。

(失業対策事業における雇入の拒否)

第十一條 失業対策事業の事業主体は、公共職業安定所の紹介する失業者が、その者の能力からみて不相当と認められる場合には、当該失業者の雇入を拒むことができる。

第三章 公共事業

(失業者吸収率の決定)

第十二條 労働大臣は、経済安定本部総務長官と協議の上、公共事業の事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの失業者の数との比率を定めることができる。

の雇入を拒む場合に準用する。

(施行主体の失業者の雇入等)

第十六條 第十三條から第十五條までの規定は、施行主体に準用する。

2 事業主体と施行主体との間に締結する公共事業の施行に關する契約には、施行主体が前項の規定を遵守する旨の條項を加えなければならない。

第四章 雜則

(違反事項の通知)

第十七條 公共職業安定所長は、事業主体又は施行主体が、この法律又はこの法律の規定に基いて発する命令に違反すると認める場合には、文書で、当該事業主体又は施行主体にその旨を通知しなければならない。その文書には、当該事業主体又は施行主体の違反事項を明記しなければならない。

(違反事項の進達)

第十八條 前條の通知を受けた事業主体又は施行主体が、その通知を受けた日から二十日以内に当該違反事項を是正しない場合には、公共職業安定所長は、労働大臣に対しその旨を進達しなければならない。

緊急失業対策法

(失業者吸収率による失業者の雇入)

第十三條 前條の規定による比率(以下「失業者吸収率」という。)の定められている公共事業の事業主体は、公共職業安定所の紹介により、つねに失業者吸収率に該当する数の失業者を雇い入れていなければならない。

2 公共事業の事業主体は、前項の規定により雇入を必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

3 第一項の規定は、公共事業の事業主体が、失業者吸収率に該当する数以上の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることを妨げるものではない。

(公共事業の労働者数の通知)

第十四條 公共事業の事業主体は、労働大臣の定めるところにより、事業開始前及び四半期ごとに、当該事業に使用すべき労働者の数を、職種別に、事業実施の地域を管轄する公共職業安定所に通知しなければならない。

(公共事業における雇入の拒否)

第十五條 第十一條の規定は、公共事業の事業主体が失業者

(失業対策事業の停止等)

第十九條 前條の進達が失業対策事業についてされた場合には、労働大臣は、違反事項を審査し、その進達に正当な理由があると認めるときは、事業主体に対し、当該事業の全部又は一部について事業の停止又は補助金の返還を命ずることができる。

(公共事業の違反事項是正の命令等)

第二十條 第十八條の進達が公共事業についてされた場合には、労働大臣は、経済安定本部総務長官に対し、文書で、当該違反事項の是正に必要な措置をなすべきことを請求することができる。

2 経済安定本部総務長官は、前項の請求を受けた場合には、違反事項を審査し、その請求に正当な理由があると認めるときは、当該事業主体に対し、違反事項を是正するよう命じ、又は必要により、当該事業の全部又は一部について次期の認証を拒否しなければならない。

(報告の請求)

第二十一條 行政廳は、必要があると認める場合には、事業主体又は施行主体から、労働者の雇入又は離職の状況等に關し、必要な報告をさせることができる。

(施設の臨検等)

第二十二條 行政廳は、この法律の実施状況を調査するため必要があると認める場合には、当該官吏をして、失業対策事業又は公共事業の事業場その他の施設に臨み、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して質問させることができる。

2 前項の規定による職権を行う場合には、当該官吏は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない、

附則

この法律は、公布の日から施行する。

水産業団体整理特別措置法

(昭和二十四年五月二十日 法律第九十号)

(法律の目的)

第一條 この法律は、水産業団体(漁業会、製造業会及び都道府縣水産業会をいう。以下同じ。)が水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号。以下「整理法」という。)に基いてその財産を処分するについて、債権者の保護手続及び財

産の評価基準等を定め、もつて財産処分の公正と水産業協同組合への円滑な財産移轉とを図ることを目的とする。(債権者に対する措置)

第二條 水産業団体は、整理法第五條、第七條及び第九條から第十一條までの規定に基き水産業協同組合が債務を承継することにつき異議を有する債権者は一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にその旨を催告しなければならない。

2 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

3 債権者が第一項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、同項に規定する債務の承継を承諾したものとみなす。

4 債権者が第一項の一定の期間内に異議を述べたときは、水産業団体は、遅滞なく、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。

第三條 前條第四項の規定による弁済又は信託をするために必要な財産の賣却は、法令又はこれに基く行政廳の処分に従つて処分しなければならない資産を除き、随意契約によ

つてしなければならない。

2 前項の随意契約ができないとき又は成立しなかつたときの財産の賣却は、入札又は競賣の方法のうち整理法第十三條第三項の資産処理委員会(以下「資産処理委員会」という。)の定める方法によつてしなければならない。

3 第一項の随意契約の方法によつて資産を処分する場合には、その価格は、公定価格(法に基く価格をいう。以下同じ。)があるときはこれによるものとし、公定価格がないときは時價を基準として資産処理委員会の定める価格によるものとする。

(買受人又は落札人の決定)

第四條 随意契約の方法をもつて水産業団体の財産を水産業協同組合以外の者に賣却しようとする場合には、当該水産業団体は、当該財産の種類、賣却しようとする相手方の氏名若しくは名称及び住所並びに賣却價格を公告しなければならない。

2 前項の場合において、水産業協同組合は、当該水産業団体に対し、当該賣却價格により当該財産を譲渡すべきことを申し出ることができる。但し、公告の日から二週間を経過したときは、この限りでない。

5 前項の落札價格又は競落價格は、第一項の賣却價格を下ることができない。

第五條 入札の方法をもつて水産業団体の財産を賣却するにあたり、落札となるべき同價の入札をした者が二人以上ある場合において、そのうちに水産業協同組合があるときは、当該水産業協同組合をもつて落札人とする。

2 入札の方法をもつて水産業団体の財産を賣却する場合には、入札に加わつた水産業協同組合は、水産業団体に対し、当該入札價格により当該財産を譲渡すべきことを申し出ることができる。但し、入札開封の日から十日を経過したときは、この限りでない。

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律

3 前項の場合には、前條第三項から第五項までの規定を準用する。

第六條 前二條の規定中「水産業協同組合」とあるのは、賣却しようとする財産が漁業会に属する場合にあつては当該漁業会の会員の十分の一以上を組合員とする漁業協同組合又は漁業生産組合とし、当該財産が都道府縣水産業会に属する場合にあつては当該都道府縣水産業会の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会とし、当該財産が製造業会に属する場合にあつては当該製造業会の地区の全部又は一部を地区とする水産加工工業協同組合又は水産加工工業協同組合連合会とする。

第七條 前三條に規定するものの外、第三條の規定による財産の賣却につき必要な事項は、資産処理委員会が定める。
(財産移轉の認可申請の制限)

第八條 水産業団体は、前六條の規定による手續を完了した後でなければ、整理法第五條第一項、第七條第一項、第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項の規定による財産移轉の認可の申請をすることができない。
(財産の評価)

第九條 水産業団体が整理法第五條、第七條、第九條、第十

二〇六

條又は第十一條の規定により財産を移轉する場合における当該財産の價格は、公定價格があるときはその價格によるものとし、公定價格がないときは帳簿價格と時價との範囲内で資産処理委員会が定める價格によるものとする。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律

(昭和二十四年五月二十日法律第九十一号)

第一條 この法律において「郵便切手類」とは、郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票をいい、「印紙」とは、収入印紙をいう。

第二條 郵政大臣は、郵便切手類及び印紙を賣りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類及び印紙の賣さばき人を選定し、郵便切手類及び印紙の賣さば

きの業務を委託することができる。

2 郵政大臣は、営利を目的としない法人のうちから印紙の賣さばき人を選定し、印紙の賣さばきの業務を委託することができ

3 郵政大臣は、前二項の郵便切手類及び印紙の賣さばき人並びに印紙の賣さばき人(以下「賣さばき人」と総称する。)を選定しようとするときは、賣さばき人にならうとする者の申込を受けるため、省令の定めるところにより、必要な事項を公告しなければならない。

4 郵政大臣は、賣さばき人にならうとする者であつて第一項又は第二項に規定する資格を有するものが二人以上あるときは、抽せんにより賣さばき人を選定しなければならない。

第三條 賣さばき人は、その業務を行うため、郵政大臣の定める場所に、郵便切手類及び印紙の賣さばき人にあつては郵便切手類賣さばき所を、印紙のみの賣さばき人にあつては印紙賣さばき所を設けなければならない。

第四條 賣さばき人は、國の行う郵便に関する業務の一部を行ふ者として、公共の利益のため、誠実にその業務を行わなければならない。

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律

二〇七

第五條 賣さばき人は、省令の定めるところにより、一般の

需要をみたすに足る数量の郵便切手類及び印紙を郵政省から買ひ受けて常備し、定價で公平に賣りさばかなければならない。

第六條 郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所(以下「賣さばき所」と総称する。)における郵便切手類及び印紙の賣さばき時間は、省令で定める。

第七條 郵政大臣は、賣さばき人に対し、第五條の規定による郵便切手類及び印紙の賣渡月額に左の割合を乗じて得た金額の賣さばき手数料を支拂うものとする。但し、その金額は、一箇月一万千円をこえてはならない。

賣渡月額五千円以下の金額	百分の五
賣渡月額五千円をこえる五万円以下の金額	百分の三
賣渡月額五万円をこえる金額	百分の一

2 前項の賣さばき手数料の支拂の手續は、省令で定める。

第八條 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出のあつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にかかわらず、死亡の日から六十日以内限り、その相続人の一人を賣さばき人として郵便切手類及び印紙の賣さばきの業務を委託することができる。

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律

第九條 賣さばき人が郵便切手類又は印紙の賣さばきの業務をやめようとするときは、省令の定めるところにより、少くとも三十日前に郵政大臣にその旨を届け出なければならぬ。

第十條 左の場合においては、郵政大臣は、郵便切手類又は印紙の賣さばきに関する契約を解除することができる。

一 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が郵便切手類及び印紙を賣りさばくのに必要な資力又は信用を失つたとき。
二 印紙の賣さばき人が、営利を目的としない法人でなくなつたとき。

三 賣さばき人が、この法律又はこの法律に基く省令の規定に違反したとき。

四 郵政大臣において当該賣さばき人の賣さばき所の場所において、郵便切手類又は印紙の賣さばきの業務を行う必要がなくなつたと認めるとき。

第十一條 第五條の規定に違反して、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣りさばいた者は、一万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行

爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行の際、現に郵便切手類の賣さばき人である者は、この法律により選定され郵便切手類及び印紙の賣さばきの業務を委託された者と、現に印紙の賣さばき人である者は、この法律により選定され印紙の賣さばきの業務を委託された者とみなす。

3 第一條の規定にかかわらず、当分の間この法律において「印紙」とは、収入印紙及びこれに代る取引高税印紙をいうものとする。

郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月二十日) 法律第九十二号

第一條 郵便爲替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六條に次の一項を加える。

外國郵便爲替に関する料金は、條約に規定する料金をこえない範囲において、内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める。

第二條 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六條に次の一項を加える。

外國郵便振替貯金に関する料金は、條約に規定する料金をこえない範囲において、内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月二十日) 法律第九十三号

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「割増金」を「割増金品」に改め、同條第一項第四号中「同二年以下であるとき 年三分」を「同一年を超え二年以下であるとき 年三分」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

割増金附定額郵便貯金及び郵便貯金切手の割増金品については、所得税及び地方税法(昭和二十三年法律第十号)による不動産取得税を課さない。

第三十二條中「五円以上」を「十円以上」に改める。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條(小切手の預入) 持参人拂の小切手は、省令の定めるところにより、その小切手金額でこれを通常郵便貯金に預入することができる。

前項の規定による預入に係る通常郵便貯金については、当該小切手が決済された後でなければ、貯金の現在高がその郵便貯金法の一部を改正す

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律

の小切手による預入金額を下るような拂もどしをすることができない。

第三十五條中「有價証券」を「小切手」に改める。

第四十六條中「三年」を「二年」に改める。

第四十七條第一項を次のように改める。

積立郵便貯金の一回の預入金額は、百円以上千二百円以下（昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については二十円以上五百円以下）とし、預金者が、これを定める。但し、百円未満（昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については十円未満）の端数を附けることができない。

第五十二條を次のように改める。

第五十二條（拂もどし制限） 定額郵便貯金においては、そのすえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。但し、郵政大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため（割増金附定額郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため）特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも貯金を拂い渡すことができる。割増金附定額郵便貯金については前項但書の規定による貯

金の拂渡をする場合においては、郵政省は、貯金額からその千分の五に相当する金額に拂渡の月からすえ置期間の満了の月までの月数に乗じた金額を控除する。

第五十三條第一項中「一年」を「六箇月」に改める。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律

（昭和二十四年五月二十日）
法律第九十四号

（整理の内容）

第一條 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）の定めるところにより郵便貯金の預金者のために保管する証券であつて昭和二十三年三月三十一日以前に発行されたもの（以下「整理証券」という。）は、郵政省が、預金者に代りこれを大蔵省預金部等に賣却し、その代金を当該証券の証券保管証又は証券保管通帳に記入されている記号番号の郵便貯金通帳に係る通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金に組み入れ

る。但し、預金者が昭和二十四年八月三十一日までにその返付又は賣却の請求をした整理証券については、この限りでない。

2 前項の規定により組み入れられた貯金（以下「証券整理貯金」という。）は、昭和二十四年九月一日から当該通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金となつたものとみなす。

3 第一項本文の規定による賣却については、預金者は、料金を納めることを要しない。

（賣却の價格）

第二條 前條第一項本文の規定により賣却する整理証券の價格は、政令で定める。

（郵便貯金通帳に対する記入）

第三條 地方貯金局は、預金者の請求に因り、証券整理貯金の金額を当該証券整理貯金が組み入れられた通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金の郵便貯金通帳に記入する。

2 前項の規定による記入の請求は、郵便局に、同項の郵便貯金通帳及び当該整理証券の証券保管証又は証券保管通帳（証券保管証又は証券保管通帳を亡失したときはその事由書）を提出してするものとする。

（証券整理貯金の拂もどし）

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律

第四條 証券整理貯金については、その金額が前條第一項の規定により郵便貯金通帳に記入された後でなければ、その拂もどしをすることができない。但し、通常郵便貯金となつた証券整理貯金については、その全部拂もどしをする場合に限り、その金額が郵便貯金通帳に記入されなくても、その拂もどしをすることができ

2 前項但書の規定による拂もどしの請求は、郵便局に、当該証券整理貯金が組み入れられた通常郵便貯金の郵便貯金通帳を提示し、且つ、当該整理証券の証券保管証又は証券保管通帳（証券保管証又は証券保管通帳を亡失したときはその事由書）を提出してするものとする。

3 第一項但書の規定による拂もどし金の拂渡は、郵便局において、地方貯金局の発行する拂もどし証書と引換にする。

（権利の消滅）

第五條 昭和三十四年八月三十一日までに第三條第一項の規定による記入の請求又は前條第一項但書の規定による拂もどしの請求がないときは、証券整理貯金についての預金者の権利は、その時において消滅する。

（郵便貯金法の適用）

出版法及び新聞紙法を廃止する法律

第六條 第三條第一項の規定による記入の請求は、郵便貯金法第二十九條第一項の規定の適用については、貯金の預入とみなす。

附則

- この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 郵便貯金法の一部を次のように改正する。
第九條中「その他の証券」を削る。
第六十五條を次のように改める。
第六十五條(保管証券) 第九條に規定する取扱をする國債証券は、昭和二十三年四月一日以後の発行に係る國債証券で額面金額千円以上のものに限る。
第六十八條第一項中但書を削る。

出版法及び新聞紙法を廃止する法律

(昭和二十四年五月二十四日) 法律第九十五号

出版法(明治二十六年法律第十五号)及び新聞紙法(明治四十二年法律第四十一号)は、廃止する。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。

年齢のとなえ方に関する法律

(昭和二十四年五月二十四日) 法律第九十六号

この法律施行の日以後、國民は、年齢を数え年によつて言い表わす従来のならわしを改めて、年齢計算に関する法律(明治三十五年法律第五十号)の規定により算定した年数(一年に達しないときは、月数)によつてこれを言い表わすのを常とするように心がけなければならない。

この法律施行の日以後、國又は地方公共団体の機関が年齢を言い表わす場合においては、当該機関は、前項に規定する年数又は月数によつてこれを言い表わさなければならない。但し、特にやむを得ない事由により数え年によつて年齢を言い表わす場合においては、特にその旨を明示しなければならない。

附則

- この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。
- 政府は、國民一般がこの法律の趣旨を理解し、且つ、これを励行するよう特に積極的な指導を行わなければならない。
- 前項の事務は、附則第一項に規定する期日より前から行うことができる。

年齢のとなえ方に関する法律

船舶運営会の船員の退職手当に交付する法律

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律

(昭和二十四年五月二十四日) 法律第九十七号

第一條 船舶運営会が雇用する船員であつて、船舶運航管理令(昭和二十四年政令第二十六号)第十三條の規定に基づく船舶運営会と船舶所有者との間の期間より、船契約の締結に伴い、昭和二十四年四月一日から昭和二十五年三月三十一日までの間に船舶運営会を退職し、直ちに船舶所有者に雇用されるもの(以下「船員」という。)に対しては、船舶運営会は、当該船員が昭和二十二年四月一日以降船舶運営会に在職した期間(以下「在職期間」という。)に対する退職手当(以下「退職手当」という。)を直接支給しないで、別表の基準により船員ごとに算出した退職手当を合算した金額を、昭和二十四年度予算の成立後遅滞なく当該船舶所有者に交付するものとする。但し、船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十六條の規定による雇止手当の支給は、この限りでない。

船舶運営会に交付する交付金を船舶

港則法の一部を改正する法律

- 2 前項の規定により船舶運営会が船舶所有者に交付する金額を合算した総額は、四億五千万円をこえることができない。
- 3 船舶運営会が第一項の規定により船舶所有者に退職手当を合算した金額を交付したときは、退職手当に關し船員に對して負う一切の債務は、消滅するものとする。

第二條 前條第一項の船舶所有者と船員との間の雇用契約が解除され、又は終了したときは、当該船舶所有者は、船員に對し少くとも別表の基準により算出した金額を交付しなければならぬ。

- 第三條 船舶所有者は、第一條第一項の規定により交付を受けた金額を前條の目的以外の目的で使用してはならない。
- 2 船舶所有者は、第一條第一項の規定により船舶運営会から交付を受けた金額について、利子その他の金銭上の利益が生じたときは、当該利益金を船員の福利厚生施設その他運輸大臣の指定する用途に使用しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。

港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内においてびよう地を指定しなければならない。

- 5 特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、命令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。
- 第五條第五項の次に次の二項を加える。

- 6 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港のけい留施設の管理者に對し、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供することを制限し、又は禁止することができぬ。

- 7 港長及び特定港のけい留施設の管理者は、びよう地の指定又はけい留施設の使用に關し船舶との間に行う信号その他の通信について、互に便宜を供與しなければならない。
- 第六條中「前條第二項の規定によりびよう地の指定を受けなければならない船舶」を「前條第二項に規定する命令の定める船舶」に改める。

- 第十一條中「特定港内」を「港内」に改める。
- 第十九條中「特定港」を「港」に改める。
- 第二十四條を次のように改める。
- 第二十四條 何人も、港内又は港の境界外一万メートル以内

港則法の一部を改正する法律

- 一 在職期間一年未満の船員
船舶運営会を退職した日において当該船員が乗船中に受けるべき一箇月当りの給與総額から雑手当を控除した額（以下「給與額」という。）の百分の五十
- 二 在職期間一年以上二年未満の船員
給與額の百分の百
- 三 在職期間二年以上の船員
給與額の百分の二百

港則法の一部を改正する法律

（昭和二十四年五月二十四日）
法律 第九十八号

港則法（昭和二十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

- 第五條第二項及び第五項を次のように改める。
- 2 命令の定める船舶は、命令の定める特定港内に停泊しようとするときは、けい留施設、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設（以下「けい留施設」という。）にけい留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所（以下「びよう地」という。）の指定を受けなければならない。この場合には、

の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これに類する廢物を捨ててはならない。

- 2 船舶は、特定港内において、前項に規定する廢物を処理しようとするときは、命令の定める標識を附したごみ船であつて港長の指定するものにこれを移し、又は港長の指定する場所にこれを捨てなければならない。
- 3 港内又は港の境界附近において、石炭、石、れんがその他散乱する虞のある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。

- 4 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第一項の規定に違反して廢物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱する虞のある物を脱落させた者に對し、その捨て、又は脱落させた物を取り除くべきことを命ずることができる。第二項の規定に違反して港長の指定した場所以外の場所に廢物を捨てたときも同様とする。
- 第二十五條中「特定港にあつては、その旨を港長に報告しなければならない。」を「その旨を、特定港にあつては港長に、特定港以外の港にあつてはもよりの海上保安本部、海上保安部若しくは海上保安署の長又は港長に報告しなければならない」

い。」に改める。

第三十五條中「特定港内」を「港内」に改める。

第三十七條の次に次の一條を加える。

(準用規定)

第三十七條の二 第十條、第二十六條、第二十九條、第三十

一條、第三十六條第二項及び第三十七條の規定は、特定港以外の港にこれを準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する海上保安本部長がこれを行うものとする。

第三十八條中「五千円」を「五万円」に改める。

第三十九條中「三千円」を「三万円」に、第四号中「第八條第

三項、第十條又は第三十七條第一項」を「第八條第三項又は第十條若しくは第三十七條第一項(第三十七條の二の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。)」に改める。

第四十條中「三千円」を「三万円」に改める。

第四十一條中「三千円」を「三万円」に、第一号中「第二十六

條、第三十一條第二項又は第三十六條第二項」を「第二十四條第四項又は第二十六條、第三十一條第二項若しくは第三十六條第二項(第三十七條の二の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。)」に、第二号中「第三十一條第一項」を「第二

十四條第一項又は第三十一條第一項(第三十七條の二の規定により準用する場合を含む。)」に改める。

第四十二條中「千円」を「一万円」に改める。

第四十三條中「千円」を「一万円」に、第一号中「第二十九條」

を「第二十四條第三項、第二十九條(第三十七條の二の規定により準用する場合を含む。)」に改める。

第四十四條中「千円」を「一万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

航路標識法

(昭和二十四年五月二十四日 法律 第九十九号)

(この法律の目的及び用語の定義)

第一條 この法律は、航路標識を整備し、その合理的且つ能率的な運営を図ることによつて船舶交通の安全を確保し、あわせて船舶の運航能率の増進を図ることを目的とする。

2 この法律において「航路標識」とは、燈光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、灣、海峡その他の日本國の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための燈台、燈標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設をい

う。

(航路標識の設置及び管理)

第二條 航路標識の設置及び管理は、海上保安廳が行う。但し、海上保安廳以外の者においても、その者が行う事業又は事務の用に供するため、省令の定めるところにより海上保安廳長官の許可を受けて、その者の費用で、航路標識を設置し、又は管理することができる。

第三條 前條但書の規定により許可を受けて設置した航路標識の所有者又は管理者は、当該航路標識の機能に支障が生じないように努めなければならない。

2 海上保安廳以外の者が設置した航路標識がその所有者又は管理者の責に帰すべき事由又は通常予想すべき事由によつて、その機能に支障をきたし、船舶交通の安全に障害を生じたときは、海上保安廳長官は、当該所有者又は管理者に対し、その障害の除去のために必要な措置をすべきことを命ずることができる。

第四條 前條第二項に規定する場合の外、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安廳長官は、海上保安廳以外の者が設置した航路標識の所有者又は管理者に対し、当該航路標識の改善、移轉、撤去その他必要な

措置をすべきことを命ずることができる。

2 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安廳長官は、省令の定めるところにより、海上保安廳以外の者が設置し、又は管理する航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

(航路標識の現状の変更)

第五條 海上保安廳以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするときは、省令の定めるところにより、海上保安廳長官の許可を受けなければならない。

2 前項の管理者は、その管理している航路標識の現状に変更があつたときは、省令の定めるところにより、直ちに、その旨を海上保安廳長官に報告しなければならない。

(航路標識の告示)

第六條 海上保安廳長官は、航路標識が新たに設置されたとき、又は航路標識の廃止、位置の変更その他その現状に変更があつたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(事故発見者の報告義務)

第七條 航路標識に事故のあることを発見した者は、直ちに、

その旨を海上保安廳又はもよりの海上保安廳の事務所に通報しなければならない。

(燈火等の制限)

第八條 何人も、みだりに航路標識と誤認される虞がある燈火を使用し、又は音響を發してはならない。

2 海上保安官は、前項に規定する行爲をし、又はしようとしてゐる者に対し、当該燈火又は音響の消滅その他航路標識と誤認されないようにするため必要な措置をすべきことを命ずることができる。

(工事等の制限)

第九條 航路標識の機能の障害となる虞のある建築物の建設、沈没物の引揚その他の工事又は作業をする者は、その障害を防ぐため必要な措置をしなければならない。

2 海上保安廳長官は、前項の規定する工事又は作業についてその権原を有する者に対し、航路標識の機能の障害を防ぐため必要な措置をすべきことを命ずることができる。

(植物についての制限)

第十條 何人も、航路標識の附近に、当該航路標識の視認を妨げる虞のある植物を植えてはならない。

2 海上保安廳長官は、前項の規定に違反して植えられた植

物についてその権原を有する者に対し、当該植物の航路標識の障害となる部分の除去、移植その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。植物が成長して航路標識の視認を妨げるに至つたときも同様である。

3 航路標識を設置したときに現にあつた植物が当該航路標識の視認を妨げ、又は妨げるようになつたときは、海上保安廳長官は、その権原を有する者に対し、障害となる部分の除去、移植その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

(船舶についての制限)

第十一條 船舶(はしけ、いかだその他の船舶に類する工作物を含む。以下同じ。)は、みだりに航路標識に損傷を及ぼす虞のあるほどこれに接近して航行させてはならない。

2 船舶は、航路標識にけい留させてはならない。

3 船舶は、航路標識の視認を妨げ、又は航路標識に接触する虞のある場所に停泊又は停留させてはならない。

(汚損行爲の禁止)

第十二條 何人も、航路標識をよごし、又は損傷を及ぼす虞のある行爲をしてはならない。

(損失補償)

四 前号の決定について不服のある者は、運輸大臣に訴願をすることができる。

五 前号の規定は、損失を受けた者が裁判所に訴を提起することを妨げるものではない。

(聴聞)

第十四條 海上保安廳長官又は海上保安官は、第八條第二項、第九條第二項及び第十條第二項若しくは第三項の命令をしようとするときは、緊急やむを得ない場合を除いて、関係人に対しあらかじめ期日及び場所を通知して聴聞をしなければならない。当該関係人は、聴聞の場所において意見を述べることができる。

(訴願)

第十五條 第八條第二項、第九條第二項及び第十條第二項若しくは第三項の規定による命令に不服のある者は、運輸大臣に訴願をすることができる。この場合において運輸大臣は、相当と認めるときは、海上保安廳長官又は海上保安官の命令を取り消すことができる。

(罰則)

第十六條 第十一條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十三條 第四條第一項若しくは第二項又は第十條第三項の規定によつて生じた損失に対しては、左に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第四條第一項の場合にあつては当該航路標識の改善、移轉、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、同條第二項の規定により航路標識を收用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減價部分に相当する額を控除した額、第十條第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時價によつて算定した当該植物についての損失額に相当する金額とする。

二 補償を受けようとする者は、海上保安廳長官に、補償を受けたいと思ふ金額を記載した申請書を提出しなければならない。

三 海上保安廳長官は、前号の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定しなければならない。この場合において海上保安廳長官は、当該申請人に対しあらかじめ期日及び場所を通知してその申立を開かなければならない。

第十七條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第八條第二項、第九條第二項又は第十條第二項若しくは第三項の規定による命令に違反した者
- 二 第十二條の規定に違反した者

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 航路標識條例(明治二十一年勅令第六十七号)は、廃止する。
- 3 航路標識條例第一條又は第二條第一項の規定により設置された航路標識であつて、この法律施行の際、現に海上保安廳以外の者が管理するものは、第二條の規定により海上保安廳長官の許可を受けて設置し、及び管理するものとみなす。
- 4 航路標識條例の廃止前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

建設業法

(昭和二十四年五月二十四日法律第百号)

目次

第一章 総則(第一條―第三條)

3 この法律において「建設業者」とは、第八條の規定による登録を受けて建設業を営む者をいう。

(適用除外)

第三條 この法律は、左の各号の一に該当する者には適用しない。

- 一 政令で定める軽微な工事のみを請け負うことを営業とする者
- 二 別表中第十四号から第二十二号までに掲げる工事のみの完成を請け負うことを営業とする者

第二章 登録

(登録)

第四條 建設業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、二年間有効とする。

3 第一項の登録の有効期間満了の後引き続き建設業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

(登録の要件)

第五條 登録を受けようとする者(前條第三項の規定により更新の登録を受けようとする者を含む。以下「登録申請者」という。)は、その者(法人である場合においては、その役

建設業法

第二章 登録(第四條―第十七條)

第三章 建設工事の請負契約(第十八條―第二十五條)

第四章 技術者の設置(第二十六條・第二十七條)

第五章 監督(第二十八條―第三十二條)

第六章 建設業審議会(第三十三條―第三十九條)

第七章 雑則(第四十條―第四十四條)

第八章 罰則(第四十五條―第四十九條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、建設業を営む者の登録の実施、建設工事の請負契約の規正、技術者の設置等により、建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表に掲げるものをいう。

2 この法律において「建設業」とは、総合、職別、元請、下請その他何らの名義をもつてするを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)又はその使用人のうち一人が左の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。)を卒業した後五年以上若しくは同法による大学(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に建設省令で定める学科を修めたもの又は建設大臣がこれと同等以上の学歴若しくは資格及び実務の経験を有するものと認定した者
- 二 建設工事に関し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者
- 三 建設工事に関し、十年以上実務の経験を有する者

(登録の申請)

第六條 登録申請者は、建設省令の定めるところにより、二以上の都道府縣に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。)を設けて営業をなす者にあつては、建設大臣に、その他の者にあつては、

その営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、左に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- 一、商号又は名称
- 二、営業所の名称及び所在地
- 三、法人である場合においては、その資本金額(出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。)及び役員の名
- 四、個人である場合においては、その者の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名
- 五、総合建設業又は職別建設業の区別、主として請け負う建設工事の種類及び建設省令で定める専門工事の種類
- 六、他に営業を行っている場合においては、その営業の種類

(登録申請書の添付書類)

- 第七條 前條の登録申請書には、建設省令の定めるところにより、左の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 工事経歴書
 - 二 直前二年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面
 - 三 使用人数並びに営業用機械器具の名称、種類、能力及

(登録の実施及び登録の通知)

- 第八條 第六條の規定による登録の申請があつた場合においては、第十一條第一項の規定により登録を拒否する場合は、除くの外、建設大臣又は都道府県知事は、遅滞なく、第六條各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を建設業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。
- 二 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(登録換の申請)

- 第九條 建設業者は、前條の規定による登録を受けた後左の各号の一に該当するに至つた場合においては、建設省令の定めるところにより、建設大臣又は都道府県知事に、遅滞なく登録換の申請をしなければならない。
 - 一 建設大臣の登録を受けた者が一の都道府県にのみ営業所を有することとなつた場合
 - 二 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県以外の都道府県に営業所を有することとなつた場合
 - 三 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県における営業所を廢止して、他の都道府県に営業所を設けた場合
- 二 第八條の規定は、前項の規定による登録換の申請があつた場合に、準用する。
- 三 前項の規定により登録を受けた建設業者は、従前の登録をした建設大臣又は都道府県知事に、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(無登録営業の禁止)

第十條 第八條の規定による登録を受けない者は、建設業を営むことができない。

(登録の拒否)

第十一條 建設大臣又は都道府県知事は、登録申請者が左に

建設業法

び数量を記載した書面

- 四 登録申請者(法人である場合においては、当該法人及びその役員)及び法定代理人が第十一條第一項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であること並びに第五條各号に規定する要件の一をそなえる技術者を有することを誓約する書面
- 五 第一号から第三号までに掲げる書面以外の営業の内容を示す主要な事項を記載した書類で建設省令で定めらるるもの

(登録の実施及び登録の通知)

- 第八條 第六條の規定による登録の申請があつた場合においては、第十一條第一項の規定により登録を拒否する場合は、除くの外、建設大臣又は都道府県知事は、遅滞なく、第六條各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を建設業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。
- 二 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(登録換の申請)

- 第九條 建設業者は、前條の規定による登録を受けた後左の各号の一に該当するときは、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 - 一 破産者で復権を得ないもの
 - 二 第二十九條第五号又は第六号に該当することに因り登録を取り消され、登録の抹消の日から二年を経過しない者(法人である場合においては、取消の日において役員であつた者を含む。)
 - 三 前條の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者(法人である場合において、刑に処せられた日において役員であつた者を含む。)
 - 四 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの
 - 五 法人でその役員のうち第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの
- 二 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を附してそ

の旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録手数料)

第十二條 登録申請者及び第九條の規定により登録換の申請をする者は、政令の定めるところにより、登録手数料を納めなければならない。

(変更等の届出)

第十三條 建設業者は、第六條各号に掲げる事項について変更があつたときは、建設省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨の変更届出書を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 第八條第一項及び第十一條の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に、準用する。

3 建設業者は、毎營業年度終了の時に於ける第七條第一号及び第二号に規定する書類その他建設省令で定める書類を、毎營業年度経過後二月以内に、建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 建設業者は、第七條第三号に規定する書面その他建設省令で定める書類の記載事項に変更を生じたときは、毎營業年度経過後二月以内に、その旨を書面で建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

場合

2 第十一條第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に、準用する。

(登録簿等の閲覧)

第十六條 建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、登録簿並びに第七條、第十三條第一項、第三項及び第四項に規定する書類又はこれらの写を公衆の閲覧に供する建設業者登録簿閲覧所を設けなければならない。

(登録の抹消の場合における建設工事の措置)

第十七條 第十五條第一項の規定により建設業者が登録を抹消された場合においては、建設業者であつた者又はその一般承継人は、第十條の規定にかかわらず、登録抹消前に締結された請負契約に係る建設工事を引き続いて施工することができる。この場合において、当該建設業者であつた者又はその一般承継人は、登録抹消の後、遅滞なく、その旨を当該建設工事の注文者に通知しなければならない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該建設工事の施工の差止を命ずることができる。

(廃業等の届出)

第十四條 建設業者が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、建設大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 建設業者が死亡したときは、その相続人
二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者

三 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人

四 建設業を廃止したときは、建設業者であつた個人又は建設業者であつた法人の役員

(登録の抹消)

第十五條 建設大臣又は都道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、登録簿につき、当該建設業者の登録を抹消しなければならない。

一 前條又は第九條第三項の規定による届出があつた場合
二 第四條第一項の規定による登録の有効期間満了の際、更新の登録の申請がなかつた場合
三 第二十九條の規定により建設業者の登録を取り消した

3 第一項の規定による建設工事を引き続いて施工する者は、当該建設工事を完成する目的の範囲内においては、なお建設業者とみなす。

4 建設工事の注文者は、当該建設業者の登録の抹消の日又は第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができる。

第三章 建設工事の請負契約

(建設工事の請負契約の原則)

第十八條 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

(建設工事の請負契約の内容)

第十九條 建設工事の請負契約の当事者は、前條の趣旨に従つて、契約の締結に際して左の各号に掲げる事項を書面により明らかにしなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 請負代金の全部又は一部の前金拂又は出来形部分に対する支拂の定をするときは、その支拂の時期及び方法

- 五 当事者の一方から設計変更又は工事中止の申出があつた場合における損害の負担に関する定
- 六 天災その他不可抗力に因る損害の負担に関する定
- 七 価格等（物價統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二條に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 八 引渡検査及び引渡の時期
- 九 工事完成後における請負代金の支拂の時期
- 十 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十一 契約に関する紛争の解決方法

（建設工事の見積期間）

第二十條 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては、契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては、入札を行う以前に、建設業者が当該建設工事の見積をするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

（契約の保証）

第二十一條 建設工事の請負契約において請負代金の全部又は一部の前金拂をする定がなされたときは、注文者は、建

- 設業者に対して前金拂をする前に、保証人を立てることを請求することができる。但し、政令で定める軽微な工事については、この限りでない。
- 2 前項の請求を受けた建設業者は、左の各号の一に規定する保証人を立てなければならない。
 - 一 建設業者の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金の支拂の保証人
 - 二 建設業者に代つて自らその工事を完成することを保証する他の建設業者
- 3 建設業者が第一項の規定により保証人を立てることを請求された場合において、これを立てないときは、注文者は、契約の定にかかわらず、前金拂をしないことができる。

（一括下請負の禁止）

第二十二條 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他の一の建設業者に請け負わせてはならない。

2 前項の規定は、建設業者があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

（下請負人の変更請求）

第二十三條 注文者は、元請負人に対して、建設工事の施工

につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができる。但し、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、この限りでない。

（契約に関する紛争の処理）

第二十四條 建設工事の請負契約に關し紛争を生じた場合において、当事者の双方又は一方から申請がなされたときは、建設業審議会は、当該紛争の解決を、あつ旋することができ

（請負契約とみなす場合）

第二十五條 委託その他何らの名義をもつてするを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。

第四章 技術者の設置

（主任技術者の設置）

第二十六條 建設業者は、建設工事を施工するときは、第五條各号の一に該当する者で当該工事現場に於ける建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

2 建設業者は、公共性のある工作物に關する重要な工事で政令で定めるものについては、専任の主任技術者を置かなければならない。

（営業所における技術者の設置）

第二十七條 建設大臣の登録を受けた建設業者は、同一都道府県内にあるその営業所の一に第五條各号の一に該当する者を一人以上置かなければならない。

第五章 監督

（指示、勧告及び営業の停止）

第二十八條 建設大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた建設業者が左の各号の一に該当する場合又はこの法律若しくはこの法律に基く政令若しくは省令に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をし、又は適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

一 建設業者が故意又は過失に因り建設工事の施工を粗雑にしたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼす虞が大であるとき。

二 建設業者が請負契約に關し不誠実な行爲をしたとき。

三 建設業者（建設業者が法人であるときは、その役員）又はその営業所を代表する者がその業務に關し法令に違反

して罰金以上の刑に処せられ、又は建設工事に関する他の法令に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四 建設業者が第二十二條の規定に違反したとき。

五 第二十六條第二項に規定する主任技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、且つ、その変更が公益上必要であると認められるとき。

2 建設大臣又は都道府県知事は、建設業者が前項各号に該当するとき、又は前項の規定による指示に従わないときは、当該建設業者に対し、中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会の同意を得て、六月以内の期間を定めて、その営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 建設大臣又は都道府県知事は、第一項第一号に該当する建設業者に対して指示をし、又は勧告する場合において、特に必要があると認めるときは、注文者に対しても、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 前三項の規定は、都道府県知事の登録を受けた建設業者が当該都道府県の区域外で営業所を設けないで建設業を営んでいる場合において、その地を管轄する都道府県知事に、準用する。

5 第十七條第一項の規定は、建設業者が第二項の規定（前項において準用する場合を含む。）により営業の停止を命ぜられた場合に、準用する。

（登録の取消）

第二十九條 建設大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた建設業者が左の各号の一に該当するときは、中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会の同意を得て、当該建設業者の登録を取り消さなければならない。

一 第五條各号に規定する要件をそなえる使用人を欠くに至つた場合

二 第十一條第一項第一号及び第三号から第五号までの規定に該当するに至つた場合

三 登録を受けてから一年以内に営業を開始せず、又は引き続いて一年以上営業を休止した場合

四 第十四條の規定による届出をしない場合

五 不正の手段により第八條第一項の規定による登録を受けた場合

六 前條第一項各号の一に該当し情狀特に重い場合又は同條第二項の規定（同條第四項において準用する場合を含む。）による営業の停止の処分違反した場合

（不正事実の申告）

第三十條 建設業者に第二十八條第一項各号に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業者が登録を受けた建設大臣又は都道府県知事に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（報告及び検査）

第三十一條 建設大臣は、すべての建設業者に対して、都道府県知事は、その登録を受けた建設業者に対して、特に必要があるとき、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に係る場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定は、都道府県知事の登録を受けた建設業者が当該都道府県の区域外で営業所を設けないで建設業を営んでいる場合において、その地を管轄する都道府県知事に、準用する。

3 当該職員は、第一項の規定（前項において準用する場合を含む。）により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これ

を呈示しなければならない。

4 当該職員の資格に関し必要な事項は、建設省令で定める。

（聴問）

第三十二條 建設大臣又は都道府県知事は、第十一條第一項（第十三條第二項において準用する場合を含む。）、第十五條第一項第二号又は第二十八條第一項（同條第四項において準用する場合を含む。）に規定する処分をする場合においては、あらかじめ当該建設業者について聴問を行い、なお必要があるときは参考人の意見を聴かなければならない。但し、当該建設業者が正当な理由がなくて聴問に應じないときは、聴問を行わないで処分をすることができる。

第六章 建設業審議会

（設置及び目的）

第三十三條 建設大臣又は都道府県知事の行う処分に対するこの法律に規定する同意についての議決を行わせるとともに、建設大臣又は都道府県知事の諮問に應じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため、建設業審議会を設置する。

2 建設業審議会は、中央建設業審議会及び都道府県建設業

審議会とし、中央建設業審議会は建設省に、都道府県建設業審議会は都道府県に、置く。

(建議及び勧告)

第三十四條 建設業審議会は、建設業に関する事項について関係各廳に建議することができる。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款を作成し、及びその実施を勧告することができる。

(組織)

第三十五條 中央建設業審議会は、委員二十五人以内をもつて、都道府県建設業審議会は委員二十人以内をもつて、組織する。

2 建設業審議会の委員は、関係各廳の職員、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者のうちから、中央建設業審議会にあつては、建設大臣が、都道府県建設業審議会にあつては、都道府県知事が建設大臣の承認を得て、命じ、又は委嘱する。

3 建設工事の需要者及び建設業者のうちから命じ、又は委嘱する委員の数は同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の三分の二以上であることができない。
(委員の欠格條項)

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ないもの
- 二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 三 この法律により罰金以上の刑に処せられた者

(委員の任期)

第三十七條 関係各廳の職員のうちから命ぜられた委員を除く他の委員の任期は、四年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。
(会長)

第三十八條 中央建設業審議会及び都道府県建設業審議会に各、会長を置く。会長は、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、学識経験のある者である委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(政令への委任)

第三十九條 この章に規定するものの外、建設業審議会について必要な事項は、政令で定める。

第七章 雜則

(標識の掲示)

第四十條 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、建設省令で定める標識を掲げなければならない。

(訴願)

第四十一條 この法律に規定した事項につき、建設大臣又は都道府県知事のした処分不服のある者は、建設大臣に訴願することができる。

(権限の委任)

第四十二條 建設大臣は、特別の必要があると認めるときは、第三十一條第一項に規定するその権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

(都道府県の費用負担)

第四十三條 都道府県知事がこの法律を施行するために必要とする経費は、当該都道府県の負担とする。
(参考人の費用請求権)

建設業法

第四十四條 第三十二條の規定により意見を求められて出頭した参考人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

第八章 罰則

第四十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十條の規定に違反して登録を受けずに建設業を営んだ者

二 第二十八條第二項の規定(同條第四項において準用する場合を含む。)による営業停止の処分違反して建設業を営んだ者

三 虚偽又は不正の事実に基づいて第八條第一項の規定による登録を受けた者

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四十六條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六條の規定による登録申請書に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二 第七條又は第十三條第一項、第三項若しくは第四項の

規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

第四十七條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第十七條第一項後段の規定（第二十八條第五項において準用する場合を含む。）による通知をしなかつた者

二 第二十六條第一項又は第二項の規定による主任技術者を置かなかつた者

三 第二十七條の規定による技術者を置かなかつた者

四 第三十一條第一項の規定（同條第二項において準用する場合を含む。）による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第三十一條第一項の規定（同條第二項において準用する場合を含む。）による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第四十五條から前條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第四十九條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十四條の規定による届出を怠つた者

二 第四十條の規定による標識を掲げない者

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえ九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

（この法律施行の際建設業を営んでいる者）

2 この法律施行の際、現に建設業を営んでいる者は、第四條第一項の規定による登録を受けなくても、その施行の日から六十日を限り、建設業者とみなす。その者がその期間内に第六條の規定により登録を申請した場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

3 第十八條から第二十四條まで、第二十六條、第二十七條及び第四十條の規定は、前項の規定により建設業者とみなされた者については、適用しない。

4 第十七條の規定は、附則第二項後段の規定により建設業

者とみなされた者の登録が第十一條第一項の規定により拒否された場合に、準用する。

5 前項において準用する第十七條第一項後段の規定による通知をしなかつた者は、二万円以下の罰金に処する。

（最初に建設業審議会の委員となる者の任期）

6 最初に建設業審議会の委員となる者の任期は、関係各職の職員のうちから命ぜられた委員を除き、その半数は二年、他の半数は四年とし、最初の会議において抽せんして定める。

別表

一	大工工事（建具取付工事を除く。）
二	左官工事
三	土工工事
四	石工事（石碑及び庭石の類の工事を除く。）
五	屋根工事（板金屋根工事を含む。）
六	電気配線工事
七	管工事（さく井工事を含む。）
八	れんが工事

九	鉄骨工事
十	鉄筋工事
十一	ほ、装工事
十二	コンクリート工事
十三	しゆんせつ工事
十四	板金工事
十五	とび工事
十六	ガラス工事
十七	塗装工事
十八	防水工事
十九	タイル工事
二十	壁紙工事
二十一	機械器具設置工事（金属製建具取付工事及び金属製設備設置工事を含む。）
二十二	熱絶縁工事

國立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律

國立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律

(昭和二十四年五月二十四日法律第百一十一号)

第一條 左の表の上欄に掲げる國立国会図書館支部図書館(以下支部図書館という。)は、國立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十條の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

國立国会図書館支部会計検査院図書館	会計検査院
國立国会図書館支部人事院図書館	人事院
國立国会図書館支部内閣文庫	総理府
國立国会図書館支部総理府統計局図書館	総理府
國立国会図書館支部宮内廳図書館	宮内廳
國立国会図書館支部経済安定本部図書館	経済安定本部

第二條 各支部図書館に支部図書館長各一人を置く。

國立国会図書館支部物價廳図書館	物價廳
國立国会図書館支部外務省図書館	外務省
國立国会図書館支部大藏省文庫	大藏省
國立国会図書館支部法務図書館	法務府
國立国会図書館支部文部省図書館	文部省
國立国会図書館支部厚生省図書館	厚生省
國立国会図書館支部農林省図書館	農林省
國立国会図書館支部通商産業省図書館	通商産業省
國立国会図書館支部特許廳図書館	特許廳
國立国会図書館支部運輸省図書館	運輸省
國立国会図書館支部郵政省図書館	郵政省
國立国会図書館支部電氣通信省図書館	電氣通信省
國立国会図書館支部労働省図書館	労働省
國立国会図書館支部建設省図書館	建設省

2 支部図書館長は、國立国会図書館法に従い、支部図書館の館務を掌理する。

第三條 各支部図書館に、専任の職員を置く。

2 前項の職員は、当該行政機関の職員のうちから、國立国会図書館法第十九條の規定により、任免する。

第四條 第一條に規定する行政機関の長は、前條に規定する職員の定数を、当該行政機関の職員の定員の範囲内において、支部図書館の状況に応じて、適当な数に定めなければならない。この場合において、当該行政機関の長は、國立国会図書館の館長に協議しなければならない。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行し、通商産業省に置かれる支部図書館に関しては、昭和二十四年五月二十日から適用する。

通商産業省設置法

(昭和二十四年五月二十四日法律第百一十一号)

目次
第一章 総則(第一條—第四條)

通商産業省設置法

第二章 本省

第一節 内部部局(第五條—第十五條)

第二節 附属機関(第十六條—第二十二條)

第三節 地方支分部局(第二十三條—第二十八條)

第三章 外局(第二十九條—第六十四條)

第一節 資源廳

第一款 総則(第三十條—第三十一條)

第二款 内部部局(第三十二條—第三十九條)

第三款 附属機関(第四十條—第四十一條)

第四款 地方支分部局(第四十二條—第五十條)

第一目 石炭局(第四十三條—第四十四條)

第二目 鉱山保安監督部(第四十五條—第四十七條)

第三目 炭鉱保安監督部(第四十八條—第五十條)

第二節 工業技術廳(第五十一條—第五十二條)

第三節 特許廳

第一款 総則(第五十三條—第五十四條)

第二款 内部部局(第五十五條—第六十條)

第三款 附属機関(第六十一條—第六十三條)

第四節 中小企業廳(第六十四條)

第四章 職員(第六十五條—第六十六條)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、通商産業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三條第二項の規定に基づいて、通商産業省を設置する。

2 通商産業省の長は、通商産業大臣とする。

(通商産業省の任務)

- 第三條 通商産業省は、左に掲げる國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。
 - 一 通商の振興及び調整並びに通商に伴う外國爲替の管理
 - 二 輸出品の生産の振興その他鉱産物及び工業品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに検査
 - 三 度量衡及び計量に関する事務
 - 四 石炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び利用の推

進並びに発電水力の調整

- 五 工業所有権に関する事務
 - 六 中小企業の振興及び指導
 - 七 鉱工業の科学技術に関する試験研究及びその成果の普及
 - 八 工業標準及び工業品規格の制定及び普及
 - 九 商鉱工業に関する調査及び統計その他商鉱工業に関する事務
 - 十 國營通商事業
 - 十一 アルコール專賣事業
- (通商産業省の権限)
- 第四條 通商産業省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。
- 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
 - 二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
 - 三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、

及び管理すること。

- 四 所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
- 八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
- 十二 通商産業省の公印を制定すること。
- 十三 輸出及び輸入を行うこと。
- 十四 輸出及び輸入を許可すること。
- 十五 通商に関する協定その他の取極を行うこと。
- 十六 輸出品の等級、標準及び包装条件を定めること。
- 十七 連合軍中央購買局及び在日連合國人物品販賣所に対

し、その要求物資を納入すること。

- 十八 通商に伴う外國爲替に関する取引等を禁止し、又は制限すること。
- 十九 所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を與えること。
- 二十 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき許可又は認可を與えること。
- 二十一 所掌事務に係る賠償充当設備等の管理及び撤去を命ずること。
- 二十二 所掌事務に係る物資の割当を行い、又は配給を規制すること。
- 二十三 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の使用を制限し、又は禁止すること及びその生産、出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること。
- 二十四 所掌事務に係る物資の生産、出荷若しくは移動又は工事の施行を制限し、又は禁止すること。
- 二十五 所掌事務に係る供給の特に不足する物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は貸與を命ずること。
- 二十六 所掌事務に係る物資の検査を行うこと。
- 二十七 度量衡器及び計量器の製作の營業を許可すること。

- 二十八 アルコールを製造し、収納し、及び販賣すること。
- 二十九 銃砲火薬類又は圧縮ガス若しくは液化ガスの製造又は販賣の營業を許可すること。
- 三十 石炭錐業の管理を行うこと。
- 三十一 ガス事業を許可すること。
- 三十二 錐業又は砂錐業の出願及び錐業権者又は砂錐権者の土地使用等を許可すること。
- 三十三 錐業に關し保安上必要があるときは、錐業を停止し、又は錐業上使用する施設の使用の停止、改造、修理等を命ずること。
- 三十四 電氣の割当を行い、又は電氣の供給若しくは使用を制限すること。
- 三十五 電氣事業を許可し、又は自家用電氣施設を認可すること。
- 三十六 電氣工作物の検査を行い、又は電氣用品の製造を免許すること。
- 三十七 弁理士試験を行い、弁理士を登録すること。
- 三十八 工業所有権の出願につき決定及び査定を行うこと。

- 三十九 工業所有権を登録すること。
- 四十 工業所有権に關する審判及び抗告審判を行うこと。
- 四十一 中小企業廳設置法(昭和二十三年法律第八十三号)第三條に規定する権限
- 四十二 工業技術廳設置法(昭和二十三年法律第二百七号)第三條に規定する権限
- 四十三 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む)に基き通商産業省に属させられた権限
- 2 通商産業大臣は、たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、かん水、粗製しよう脳及びしよう脳油の輸出及び輸入の基本的事項については大藏大臣に、米麦等主要食糧、肥料及び飼料の輸出及び輸入の基本的事項については農林大臣に協議しなければならない。

第二章 本省

第一節 内部部局

第五條 本省は、大臣官房及び左の八局を置く。

- 通商局
- 通商振興局
- 通商企業局

- 通商纖維局
- 通商雜貨局
- 通商機械局
- 通商化学局
- 通商鉄鋼局

2 大臣官房に調査統計部、通商振興局に経理部、通商企業局に調達賠償部、通商機械局に電氣通信機械部及び車両部、通商化学局に化学肥料部を置く。

(特別な職)

第六條 通商産業省に通商監一人を置く。

- 2 通商監は、次官を助け、省務(外局の所掌に属するものを除く)を整理する。
- 3 大臣官房に官房長を置く。
- 4 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。
- 5 通商局及び通商纖維局に次長各一人を置く。
- 6 次長は、局長を助け、局務を整理する。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、通商産業省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。
一 機密に關すること。

- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
- 三 大臣の官印及び省印を管守すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。(貿易特別会計及びアルコール專賣事業特別会計に關することを除く。)
- 六 行政財産及び物品(貿易特別会計及びアルコール專賣事業特別会計に属するものを除く)を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
- 八 調査及び統計(通商局及び外局の所掌に係るものを除く)に關すること並びにこれらの総合調整に關すること。
- 九 図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。
- 十 公報に關すること。
- 十一 行政の考査を行うこと。
- 十二 渉外事務に關すること。
- 十三 法令案の審査その他総合調整及び企画に關すること。

- 十四 前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。
- 2 調査統計部においては、前項第八号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

(通商局の事務)

第八條 通商局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 通商に関する政策及び計画を立案し、並びにこれらの実施の総合調整を図ること。
- 二 通商に関する協定その他の取極に関すること。
- 三 海外市場、内外通商事情その他通商に関し調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。
- 四 輸入の増進、改善及び調整を図り、並びに輸入に関する事業を行うこと。
- 五 輸出品用原材料の確保を図ること。
- 六 前各号に掲げるものの外、通商に関し他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。
- 七 通商産業省の所掌に係る物資の需給を調整すること。

(通商振興局の事務)

第九條 通商振興局においては、左の事務をつかさどる。

- 十一 通商に要する資金の融通をあつ旋すること。
- 十二 貿易特別会計の経理を行うこと。
- 十三 前各号に掲げるものの外、通商の振興に関すること。
- 2 経理部においては、前項第九号から第十二号までに掲げる事務をつかさどる。

(通商企業局の事務)

第十條 通商企業局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 通商産業省の所掌に係る事業の合理化に関すること。
- 二 通商産業省の所掌に係る事業に要する資金の融通をあつ旋することその他事業の経理に関する事務を総括すること。
- 三 通商産業省の所掌に係る事業に対する労務用物資の確保その他労務に関する事務を総括すること。
- 四 前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務を総括すること。
- 五 商工業の発達及び改善に関する基本に関すること。
- 六 過剰物資その他在庫物資に関する事務を総括すること。
- 七 産業復興公團に関すること。

- 一 海外市場競争品見本その他通商に関する参考品の展示紹介に関すること。

- 二 通商手続を監査し、及びその勵行を図ること。
- 三 輸出検査に関すること。
- 四 輸出入品の輸送、保管及び保険に関する連絡を図ること並びに通商産業省の所掌に係る物資の移動に関する事務を総括すること。
- 五 貿易公團及び通商に関する団体の指導及び監督を行うこと。
- 六 通商代表團の應接に関すること。
- 七 資源廳及び他省の所掌に係る物資(通商纖維局及び通商機械局の所掌に係るものを除く。)の輸出の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に関する事業を行うこと。
- 八 連合軍中央購買局及び在日連合國人物品販賣所に対する納入等を行うこと。
- 九 通商に伴う外國爲替を管理すること。
- 十 輸出貨物の買上價格、輸入物資の賣渡價格及び輸入諸掛その他通商物資の價格並びに外貨請求権を伴う取引に關連する價格を審査すること。

- 八 通商産業省の所掌に係る物資で連合軍の需要するものの生産の促進に関すること。
- 九 通商産業省の所掌に係る事業の賠償の実施に関すること。

- 2 調査賠償部においては、前項第八号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

(通商纖維局の事務)

第十一條 通商纖維局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 左に掲げる纖維工業品の輸出の増進、改善及び調整を図り、並びにこれらの輸出に関する事業を行うこと。
綿製品
生糸、繭短纖維及び絹製品
化学纖維製品
羊毛製品
麻製品
- 二 前号に掲げる纖維工業品(生糸及び繭短纖維を除く。)の生産の増進、改善及び調整を図ること。

通商産業省設置法

- 五 アルコールの専賣並びにアタノール及びアセトンの製造及び販賣を行うこと。
- 六 アルコール専賣事業特別会計の經理を行うこと。
- 七 火薬類並びに圧縮ガス及び液化ガスの取締に関すること。(火薬類の所持の取締に関するものを除く。)
- 八 通商化学局の所掌に係る事業の發達、改善及び調整を図ること。

2 化学肥料部においては、前項第二号に掲げる事務並びに同項第三号及び第八号に掲げる事務のうち、化学肥料に関することをつかさどる。

(通商鉄鋼局の事務)

第十五條 通商鉄鋼局においては、左の事務をつかさどる。
一 左に掲げる鉄鋼等の輸出、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(通商雜貨局及び通商機械局の所掌に係るものを除く。)

- 銑鉄
- 鋼材及びその半製品
- 鉄鋼製品
- 鉄くず

二 前号に掲げる鉄鋼等の輸出に関する事業を行うこと。

三 通商鉄鋼局の所掌に係る事業の發達、改善及び調整を図ること。

第二節 附属機関

(附属機関)

第十六條 第二十二條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

- 繊維製品検査所
- 日用品検査所
- 機械器具検査所
- 試薬検査所

(繊維製品検査所)

第十七條 繊維製品検査所は、通商産業省がその生産を所掌する繊維製品の検査を行う機関とする。

2 繊維製品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
京都繊維製品検査所	京都市
横浜繊維製品検査所	横浜市
神戸繊維製品検査所	神戸市

(試薬検査所)

第二十條 試薬検査所は、試薬の検査を行う機関とする。

2 試薬検査所は、東京都に置く。

(検査所の支所、出張所等)

第二十一條 通商産業大臣は、検査所の事務を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設置することができる。

2 検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

(その他の附属機関)

第二十二條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
顧問会議	通商産業に関する重要事項を調査審議すること。
参事會議	通商産業に関する専門的事項を調査審議すること。
輸入協議會	輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。
輸出協議會	輸出振興に関する重要事項を調査審議すること。

名古屋繊維製品検査所	名古屋市
桐生繊維製品検査所	桐生市
鶴岡繊維製品検査所	鶴岡市
福井繊維製品検査所	福井市
金沢繊維製品検査所	金沢市

(日用品検査所)

第十八條 日用品検査所は、通商産業省がその生産を所掌する日用品の検査を行う機関とする。

2 日用品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
東京日用品検査所	東京都
大阪日用品検査所	大阪市

(機械器具検査所)

第十九條 機械器具検査所は、通商産業省がその生産を所掌する機械器具の検査を行う機関とする。

2 機械器具検査所は、東京都に置く。

通商産業省設置法

輸出検査審議会
 輸出品の等級、標準及び包装
 条件その他輸出検査に伴う重
 要事項を調査審議すること。
 指定繊維資材及び衣料品の販
 賣業者の登録に関する事項を
 調査審議すること。
 くず化物物件に関する重要事項
 を調査審議すること。
 指定生産資材の制当基準に関
 する事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他
 の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に
 別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局
 （通商産業局）

第二十三條 本省に、地方支分部局として、通商産業局を置
 く。

第二十四條 通商産業局は、本省及び外局（資源廳鉱山保安
 局を除く。）の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌す
 る。

- 一 輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。

- 二 輸出及び輸入に関する事業を行うこと。
- 三 通商に伴う外國爲替の管理に関すること。
- 四 調査及び統計に関すること。（石炭の生産に関するこ
 とを除く。）
- 五 所掌に係る事業の發達、改善及び調整を図ること。（石
 炭鉱業に関するものを除く。）
- 六 所掌に係る物資で連合軍の要求するものの生産を促進
 すること。
- 七 所掌に係る事業の賠償の實施に関すること。
- 八 所掌に係る物資の生産、流通及び消費の増進、改善及
 び調整を図ること。（石炭の生産に関するものを除く。）
- 九 アルコールの專賣並びにブタノール及びアセトンの製
 造及び販賣を行うこと。
- 十 鉱業又は砂鉄業に関する出願及び登録その他鉱山に関
 すること。
- 十一 電氣の需給を調整し、及び電氣の利用の合理化を図
 ること。
- 十二 電氣事業、電氣工事業及び電氣施設を監督し、並び
 に發電水力の調査及び調整を行い、電力施設の建設を推
 進すること。

十三 前二号に掲げるものの外、發電、送電、配電及び電
 氣の消費の増進、改善及び調整を図ること並びに電氣の
 保安その他電氣に関すること。

十四 發明、実用新案、意匠及び商標の指導奨励を行うこ
 と。

十五 中小企業の振興及び指導を行うこと。

十六 鉱工業の科学技術に関する試験研究を振興し、及び
 その成果の普及を図ること。
 十七 工業標準及び工業品規格の普及を図ること。
 （名称、位置及び管轄区域）
 第二十五條 通商産業局の名称、位置及び管轄区域は、左の
 通りとする。

名	称	位	置	管	轄	区	域
札幌通商産業局	札幌市	北海道					
仙台通商産業局	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣					
東京通商産業局	東京都	東京都、茨城縣、群馬縣、栃木縣、埼玉縣、千葉縣、神奈川縣、山梨					
名古屋通商産業局	名古屋市	岐阜縣、愛知縣、三重縣、富山縣、石川縣					
大阪通商産業局	大阪市	滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、福井縣					
廣島通商産業局	廣島市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣					
四國通商産業局	丸亀市	徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣					
福岡通商産業局	福岡市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣					

2 通商に関しては、前項の規定にかかわらず、閩門港は、
 福岡通商産業局の管轄区域とする。

3 鉱業若しくは砂鉄業の区域が二以上の通商産業局の区域
 にわたるとき、又は通商産業局の管轄区域の境界が明確で

ないため鉱業若しくは砂鉄業の管轄について疑を生じたときは、通商産業大臣が管轄通商産業局を指定する。

4 通商産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、臨時に変更することができる。

(内部部局)

第二十六條 通商産業局に、左の五部を置く。但し、必要に應じて通商産業大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

総務部

通商第一部

通商第二部

鉱山部

電力部

2 前項に定めるものの外、通商産業局の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

(附属機関)

第二十七條 通商産業局に、附属機関として、地方電気審議会を置く。

2 地方電気審議会は、通商産業局長の諮問に應じ、電気事業の運営に関する重要事項を調査審議することを目的とする。

3 地方電気審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

(分室、通商事務所等)

第二十八條 通商産業大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、通商事務所、アルコール事務所、鉱山事務所、電力事務所及び当分の間通商産業局の分室並びに工場を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第三章 外局

(外局の設置)

第二十九條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて通商産業省に置かれる外局は、左の通りとする。

資源廳

工業技術廳

特許廳

中小企業廳

第一節 資源廳

第一款 総則

第三十三條 資源廳に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。

(長官官房の事務)

第三十四條 長官官房においては、資源廳の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生、教養及び訓練に關すること。
- 三 長官の官印及び廳印を管守すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 會計及び會計の監査に關すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 行政の考査を行うこと。
- 八 調査及び統計に關すること。
- 九 渉外事務に關すること。
- 十 前各号に掲げるものの外、資源廳の所掌事務で他局及び他の機關の所掌に屬しない事務に關すること。

(石炭管理局の事務)

第三十五條 石炭管理局においては、左の事務をつかさどる。

(資源廳の任務及び長)

第三十條 資源廳は、石炭その他の鉱物資源及び電源の開発、鉱業の保安その他鉱山、発電水力及び電氣に關する事務を行うことを主たる任務とする。

2 資源廳の長は、資源廳長官とする。

(資源廳の権限)

第三十一條 資源廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第二十二号から第二十五号まで、第三十号から第三十六号まで及び第四十三号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第三十二條 資源廳に、長官官房及び左の五局を置く。

石炭管理局

石炭生産局

鉱山局

鉱山保安局

電力局

2 石炭生産局に開發部を、電力局に電力開發部を置く。
(特別な職)

通商産業省設置法

- 一 石炭の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 二 亜炭並びに石炭及び亜炭の乾り、品及び加工品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
(通商化学局の所掌に係ることを除く。)
- 三 石炭鉱業の管理及びこれに伴う損失の補償に関すること。(石炭生産局の所掌に係ることを除く。)
- 四 石炭管理局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。
- 五 配炭公團に関すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、石炭に関する事務の総合調整に関すること。

(石炭生産局の事務)

第三十六條 石炭生産局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 石炭の生産の増進、改善及び調整を図ること。
- 二 石炭鉱業の機械化に関すること。
- 三 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発の調査に関すること。

- 2 開発部においては、前項第三号に掲げる事務をつかさどる。

(鉱山局の事務)

第三十七條

- 一 鉱業又は砂鉄業に関する出願、登録その他鉱山に関すること。(鉱山保安局の所掌に係ることを除く。)
- 二 左に掲げる鉱物、金属等の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(農林畜水産業専用物品の流通及び消費に関すること並びに通商雑貨局、通商機械局及び通商化学局の所掌に係ることを除く。)
- 三 非鉄金属及び非鉄金属製品
石油製品
- 四 鉱物(石炭及び亜炭を除く。)及び重要土石
- 五 非鉄金属及び非鉄金属製品
石油製品
- 六 鉱山局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

(鉱山保安局)

第三十八條

- 一 鉱山における人に対する危害の防止(衛生に関する通

気及び災害時における救護を含む。)を図ること。

- 二 鉱物資源の保護を図ること。
- 三 鉱山の施設の保全を図ること。
- 四 鉱害の防止を図ること。
- 五 鉱山における保安技術の改善を図ること。
- 六 鉱山保安に関する教育及び指導を行うこと。

(電力局の事務)

第三十九條 電力局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 電気の需給を調整し、及び電気の利用の合理化を図ること。
- 二 電気事業、電気工事業及び電気施設に関する監督を行うこと。
- 三 発電水力の調査及び調整を行い、並びに電気施設の建設を推進すること。
- 四 前各号に掲げるものの外、発電、送電、配電及び電気の消費の増進、改善及び調整を図ること並びに電気の保安その他電気に関すること。

五 電力局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

- 2 電力開発部においては、前項第三号に掲げる事務のうち発電に関することをつかさどる。

第三款 附属機関

(附属機関)

第四十條 第四十一條に規定するものの外、資源廳に左の附属機関を置く。

- 1 鉱務監督官研修所
保安技術講習所
- 2 鉱務監督官研修所及び保安技術講習所については、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の定めるところによる。

(その他の附属機関)

第四十一條 左の表の上欄に掲げる機関は、資源廳の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種	類	目	的
全国炭鉱管理審議会		通商産業大臣の諮問に應じ、炭鉱の管理に関する重要事項を調査審議すること。	

- 石炭鉱業損失補償審査会
- 鉱害対策審議会
- 炭田探査審議会
- ガス事業審議会
- 重要鉱物審議会
- 鉱業法令改正審議会
- 石油資源開発促進審議会
- 鉱山保安試験審査会
- 中央鉱山保安協議会
- 中央電気審議会

炭鉱の管理に伴う損失補償の金額を議決すること。
 鉱害復旧の方針、工事計画等に関する重要事項を調査審議すること。
 炭田探査に関する重要事項を調査審議すること。
 ガス事業に関する重要事項を調査審議すること。
 帝國鉱業開発株式会社に対する損失補償に関する事項を調査審議すること。
 鉱業関係法令の改正に関する重要事項を調査審議すること。
 石油資源の開発促進に関する事項を調査審議すること。
 鉱山保安技術職員の國家試験を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。
 通商産業大臣の諮問に應じ、鉱山の保安に関する重要事項を調査審議すること。
 通商産業大臣の諮問に應じ、電気事業に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第四款 地方支分部局

(地方支分部局)

第四十二條 資源廳に、地方支分部局として、石炭局を置く。

(石炭局)
 第四十三條 石炭局については、臨時石炭鉱業管理法(昭和二十二年法律第二百十九号)の定めるところによる。
 (附属機関)

第四十四條 石炭局に、附属機関として、地方炭鉱管理審議会を置く。

2 地方炭鉱管理審議会については、臨時石炭鉱業管理法の定めるところによる。

第二目 鉱山保安監督部

(所掌事務)

第四十五條 鉱山保安監督部は、資源廳鉱山保安局の所掌事務のうち、石炭鉱業以外の鉱業の保安に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第四十六條 鉱山保安監督部の位置及び管轄区域は、その附置された通商産業局の位置及び管轄区域とし、その名称は、通商産業大臣が定める。

(内部部局及び附属機関)

第四十七條 鉱山保安監督部の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

2 鉱山保安監督部に、附属機関として、地方鉱山保安協議会を置く。

3 地方鉱山保安協議会については、鉱山保安法の定めるところによる。

第三目 炭鉱保安監督部

(所掌事務)

第四十八條 炭鉱保安監督部は、資源廳鉱山保安局の所掌事務のうち、石炭鉱業の保安に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第四十九條 炭鉱保安監督部の位置及び管轄区域は、その附置された石炭局の位置及び管轄区域とし、その名称は、通商産業大臣が定める。

(内部部局及び附属機関)

第五十條 炭鉱保安監督部の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

2 炭鉱保安監督部に、附属機関として、地方炭鉱保安協議会を置く。

3 地方炭鉱保安協議会については、炭鉱保安法の定めるところによる。

第二節 工業技術廳

(工業技術廳)

第五十一條 工業技術廳の組織、所掌事務及び権限は、工業技術廳設置法の定めるところによる。
 (附属機関)

第五十二條 左の表の上欄に掲げる機関は、工業技術廳の附屬機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
工業技術運営審議会	工業技術廳の運営に関する重要事項を議決すること。
工業技術協議会	鉱業及び工業の科学技術に関する重要事項を審議すること。
日本工業標準調査会	関係各大臣の諮問に應じ、工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。
地熱開発技術審議会	地熱の開発に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節 特許廳

第一款 総則

(特許廳の任務及び長)

第五十三條 特許廳は、發明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2 特許廳の長は、特許廳長官とする。
(特許廳の権限)

第五十四條 特許廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第三十七号から第四十号まで及び第四十三号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第五十五條 特許廳に、長官官房及び左の四部を置く。

- 総務部
- 審査第一部
- 審査第二部
- 審判部

(長官官房の事務)

第五十六條 長官官房においては、特許廳の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生、教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び廳印を管守すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 会計及び会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 行政の考査を行うこと。
- 八 前各号に掲げるものの外、特許廳の所掌事務で他部及び陳列館の所掌に属しない事務に関すること。

(総務部の事務)

第五十七條 総務部においては、特許廳の所掌事務に関し左の事務をつかさどる。

- 一 發明、実用新案、意匠及び商標に関する指導及び奨励を行うこと。
- 二 調査及び統計に関すること。

通商産業省設置法

三 公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行すること。

四 弁理士に関すること。

五 特許權の存続期間の延長その他工業所有權に関すること。(他部の所掌に係ることを除く。)

六 涉外事務に関すること。

(審査第一部の事務)

第五十八條 審査第一部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 工業所有權に関する出願書類の方式審査、分類、整理、保管その他出願に関すること。
- 二 工業所有權の原簿登録、特許証及び登録証の下附、特許料及び登録料の收入その他登録に関すること。
- 三 意匠及び商標を審査すること。

(審査第二部の事務)

第五十九條 審査第二部においては、農林畜水産物、鉱物その他の資源の採取、加工、動力の利用、運輸、通信、建設、生活用品等に関する發明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。
(審判部の事務)

第六十條 審判部においては、工業所有権に関する審判及び抗告審判に関する事務をつかさどる。

第三款 附属機関

(陳列館)

第六十一條 第六十三條に規定するものの外、特許廳に、附属機関として、陳列館を置く。

第六十二條 陳列館は、左の事務をつかさどる機関とする。

- 一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する見本及びび、な形を収集し、陳列し、及びこれらを観覽させること。

- 二 審査、審判及び抗告審判に関する図書及び書類その他必要な圖書を収集し、保管し、及びこれらを観覽させること。

2 陳列館は、東京都に置く。

3 陳列館の内部組織は、通商産業省令で定める。(その他の附属機関)

第六十三條 左の表の上欄に掲げる機関は、特許廳の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
発明奨励審議會	発明、実用新案又は意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。
弁理士懲戒審議會	弁理士の懲戒に関し議決すること。
弁理士試験審査会	弁理士試験を行うこと。
特許補償審査会	特許権の收用等による補償金額を決定すること。
特許権存続期間延長審査会	特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)

第四節 中小企業廳

(中小企業廳)

第六十四條 中小企業廳の組織、所掌事務及び権限は、中小企業廳設置法の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第六十五條 通商産業省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)

第六十六條 通商産業省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公團

(公團)

第六十七條 通商産業省所轄の公團は、左の通りとする。

配炭公團

産業復興公團

貿易公團

2 配炭公團に関しては、配炭公團法(昭和二十二年法律第五十六号)、産業復興公團に関しては、産業復興公團法(昭和二十二年法律第五十七号)、貿易公團に関しては、貿易公團

通商産業省設置法

法(昭和二十二年法律第五十八号)の定めるところによる。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十四年五月二十五日から施行する。
- 2 左の法令は、廢止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、従前の機関及び職員は、別に辞令を發せられないときは、この法律に基く相當の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

商工省官制(昭和二十年勅令第四百八十六号)

貿易廳官制(昭和二十年勅令第七百三号)

燃料局酒精部におけるアタノール及びアセトンの製造に

関する件(昭和十七年勅令第八百二十一号)

商工局官制(昭和二十一年勅令第一号)

石炭廳設置法(昭和二十三年法律第四十号)

臨時地方石炭増産本部官制(昭和二十年勅令第七百六号)

特許局官制(昭和二十年勅令第五百十八号)

商工部内臨時職員等設置制(昭和二十年勅令第四百八十七号)

重要なる産業統制及び産業合理化に関し委員会設置の件(昭和十二年勅令第五百十九号)

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

中小商工業融資補償審査会規程（昭和十三年勅令第百七号）

電力審議会官制（昭和十三年勅令第三百六十九号）

電力調整委員会官制（昭和十四年勅令第七百三十号）

物資利用委員会官制（昭和十四年勅令第八百三十九号）

鉱業評価委員会官制（昭和十八年勅令第百八十七号）

庄延鋼材委員会官制（昭和十八年勅令第五百七十号）

特殊回収銅物件審査委員会官制（昭和十八年勅令第六百二号）

企業整備共助資金整理審査会官制（昭和二十一年勅令第百六十八号）

3 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4 第二條第一項中「国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基いて」とあり、第二十九條中「国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて」とあるのは、国家行政組織法施行の日の前日までは、この法律により」と読み替えるものとする。

5 第二十八條中「当分の間通商産業局の分室」とあるのは、昭和二十四年七月三十一日までは、「通商産業局の出張所」と読み替えるものとする。

6 やむを得ない必要があるときは、通商産業大臣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六條第四項の規定にかかわらず、國会の承認を得ないで、通商産業局の分室を設置することができる。

7 通商産業大臣が、前項の規定により通商産業局の分室を設置したときは、設置の後最初に召集される國會において、内閣総理大臣は、当該通商産業局の分室の設置についてその承認を求めなければならない。國會の承認が得られなかつたときは、通商産業大臣は、当該通商産業局の分室を遅滞なく廃止しなければならない。

（鉱務監督官）

第三十四條 鉱山保安局並びに鉱山保安監督部及び炭鉱保安監督部に鉱務監督官を置く。

第三十六條第一項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長又は炭鉱保安監督部長（以下「保安監督部長」という。）」に改める。

附則第二項中「鉱山監督局長」を「通商産業局長」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

（臨時石炭鉱業管理法の改正）

第二條 臨時石炭鉱業管理法（昭和二十二年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

「商工大臣」を「通商産業大臣」に、「商工局長」を「通商産業局長」に、「商工省」を「通商産業省資源廳」に改める。

第三十二條第二項から第六項までを削る。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

第三十三條 削除

第三十四條 削除

第三十六條第一項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長又は炭鉱保安監督部長（以下「保安監督部長」という。）」に改める。

附則第二項中「鉱山監督局長」を「通商産業局長」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

（臨時石炭鉱業管理法の改正）

第二條 臨時石炭鉱業管理法（昭和二十二年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

「商工大臣」を「通商産業大臣」に、「石炭廳長官」を「資源廳長官」に、「炭鉱管理委員会」を「炭鉱管理審議会」に、「全國炭鉱管理委員会」を「全國炭鉱管理審議会」に、「地方炭鉱管

理委員会」を「地方炭鉱管理審議会」に改める。

第四十三條第一項中「局長」を「局長」に改め、同條第二項中「及び主事」を削る。

第四十四條第一項中「一級の商工事務官又は商工技官」を「通商産業省の職員」に改める。

第四十五條を次のように改める。

第四十五條 削除

第四十六條第一項中「一級若しくは二級の商工事務官若しくは商工技官」を「通商産業省の職員」に改める。

第四十七條及び第四十八條を次のように改める。

第四十七條及び第四十八條 削除

（工業技術廳設置法の改正）

第三條 工業技術廳設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第三條第五号中「商工省」を「通商産業省」に改める。

第四條中「及び左の二部並びに政令の定めるところにより試験研究等を行う機関」を「並びに左の二部及び試験研究所」に改める。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

二五九

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

（昭和二十四年五月二十四日法律第百三十三号）

（鉱山保安法の改正）

第一條 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

「局長」を「局長」に改め、同條第二項中「及び主事」を削る。

第四十四條第一項中「一級の商工事務官又は商工技官」を「通商産業省の職員」に改める。

第四十五條を次のように改める。

第四十五條 削除

第四十六條第一項中「一級若しくは二級の商工事務官若しくは商工技官」を「通商産業省の職員」に改める。

第四十七條及び第四十八條を次のように改める。

第四十七條及び第四十八條 削除

（工業技術廳設置法の改正）

第三條 工業技術廳設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第三條第五号中「商工省」を「通商産業省」に改める。

第四條中「及び左の二部並びに政令の定めるところにより試験研究等を行う機関」を「並びに左の二部及び試験研究所」に改める。

第五條第一項及び第二項並びに第六條第六項中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改める。

第八條の次に次の一條を加える。

(試験研究所)

第八條の二 試験研究所は、試験研究等を行う。

2 前項に定めるものの外、試験研究所について必要な事項は、政令で、これを定める。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

(中小企業廳設置法の改正)

第四條 中小企業廳設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「商工省」を「通商産業省」に改める。

第四條第一項中「二局」を「二部」に、「振興局」を「振興部に」、「同條第三項中「振興局」を「振興部」に、「同條第四項中「指導局」を「指導部」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

(配炭公團法の改正)

第五條 配炭公團法(昭和二十二年法律第五十六号)の一部を

次のように改正する。

第十四條第二項中「商工次官」を「通商産業次官」に改める。

(貿易公團法の改正)

第六條 貿易公團法(昭和二十二年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條から第十三條まで及び第三十五條中「理事長」を「総裁」に、「副理事長」を「副総裁」に改め、第十五條第二項中「理事長」を「総裁」に、「貿易廳局長」を「通商産業次官」に改める。

(度量衡法の改正)

第七條 度量衡法(明治四十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第五條中「農商務大臣」を「通商産業大臣」に改める。

(弁理士法の改正)

第八條 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

「商工大臣」を「通商産業大臣」に、「特許局長官」を「特許廳長官」に、「特許局」を「特許廳」に改める。

第十七條及び第二十條中「弁理士懲戒委員会」を「弁理士懲戒審議会」に改める。

(電気事業法の改正)

第九條 電気事業法(昭和六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二條、第三十二條ノ二、第三十二條ノ四及び第三十二條ノ五中「中央電気委員会」を「中央電気審議会」に改め、第三十二條ノ三から第三十二條ノ五まで中「地方電気委員会」を「地方電気審議会」に改める。

(日本製鉄株式会社法の改正)

第十條 日本製鉄株式会社法(昭和八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條及び第十三條を次のように改める。

第十二條及び第十三條 削除

(日本発送電株式会社法の改正)

第十一條 日本発送電株式会社法(昭和十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「電力評價審査委員会ノ議ヲ經テ」を削る。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十四條第五項を削る。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正)

第十二條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一百條第二項及び第三項中「特許局長官」を「特許廳長官」に改める。

(温泉法の改正)

第十三條 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項、第九條第二項、第十六條第二項及び第十七條第二項中「商工局長」を「通商産業局長」に改める。

(石炭鉱業権等臨時措置法の改正)

第十四條 石炭鉱業権等臨時措置法(昭和二十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

地方炭「鉱管理委員会」を「地方炭鉱管理審議会」に改める。

第四條中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改める。

第六條、第十四條第一項、第三十條及び第三十一條第三項中「登録を」の下に「通商産業局長に嘱託」を加える。

第十四條第二項中「石炭局長」を「通商産業局長」に改める。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

二六二

第十五條中「登録を抹消しなければならない」を「登録の抹消を通商産業局長に囑託しなければならない」に改める。

第三十一條の次に次の一條を加える。

(通商産業局長の登録)

第三十一條の二 第六條(第三十一條第一項において準用する場合を含む)、第十四條第一項、第十五條(第三十一條第一項において準用する場合を含む)、第三十條又は前條第三項の規定による石炭局長の囑託があつたときは、通商産業局長は、遅滞なく登録をしなければならない。

(経済調査廳法の改正)

第十五條 経済調査廳法(昭和二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「商工」を「通商産業」に改める。

(廃兵器等の処理に関する法律の改正)

第十六條 廃兵器等の処理に関する法律(昭和二十三年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「商工省」を「通商産業省」に改める。

(國立國會図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の改正)

第十七條 國立國會図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

附則中「五月二十日」を「五月二十五日」に改める。

(外國人の財産取得に関する政令の改正)

第十八條 外國人の財産取得に関する政令(昭和二十四年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項中第五号を次のように改め、第七号を削り、第八号を第七号とする。

五 通商産業次官

(パイプ類臨時措置規則の改正)

第十九條 パイプ類臨時措置規則(昭和二十一年商工省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第三号及び第四條第一項中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改め、第二條、第三條第一項第三号、第四條第一項及び第五條第一項並びに様式第二号中「地方商工局長」を「通商産業局長」に改め、様式第二号中「地方商工局」を「通商産業局」に改める。

(アルコール専賣事業特別會計法等の改正)

第二十條 左に掲げる規定中「商工大臣」を「通商産業大臣」に

改める。

アルコール専賣事業特別會計法(昭和二十二年法律第三十九号)第二條、第九條、第十三條及び第十五條第三項

不正保有物資等特別措置特別會計法(昭和二十三年法律第三十六号)第二條、第三條第一項及び第二項並びに第五條

外國貿易特別円資金特別會計法(昭和二十三年法律第二百十三号)第十條

貿易特別會計法(昭和二十四年法律第四十一号)第二條、第七條、第十一條及び第十八條第三項

金、外國通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令(昭和二十四年政令第五十二号)第一條第二項、第二條、第三條第二項及び第四條第二項

絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び集荷に関する件(昭和二十一年商工省令第十七号)第一條及び第三條

特許権の処分の制限等に関する件(昭和二十一年商工省令第二十号)第一條、第二條第一項及び第三條

化学肥料の緊急増産に関する件(昭和二十一年商工省令第二十六号)第一條、第三條第一項及び第四條

(鉱業法等の改正)

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

第二十一條 左に掲げる法律中「鉱山監督局長」を「通商産業局長」に改める。

鉱業法(明治三十八年法律第四十五号)

砂鉱法(明治四十二年法律第十三号)

(特許法等の改正)

第二十二條 左に掲げる法律中「特許局長官」を「特許廳長官」に、「特許局」を「特許廳」に改める。

特許法(大正十年法律第九十六号)

実用新案法(大正十年法律第九十七号)

意匠法(大正十年法律第九十八号)

商標法(大正十年法律第九十九号)

(製鉄事業評價審査委員会官制等の廃止)

第二十三條 左の勅令は、廃止する。

製鉄事業評價審査委員会官制(昭和八年勅令第二百四十五号)

電力評價審査委員会官制(昭和十三年勅令第五百八十号)臨時商工省に顧問を置くの件(昭和二十年勅令第六百六十五号)

(詭替規定)

第二十四條 他の法令中「商工大臣」とあるのは、「通商産業

二六三

大臣」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、昭和二十四年五月二十五日から施行する。

次にように改正する。

第六條第一項第二号ヲを次のように改める。

削除

農業協同組合自治監査法を
廃止する法律

(昭和二十四年五月二十五日)
法律 第百四十四号

第一條 農業協同組合自治監査法(昭和十三年法律第十五号)は、廃止する。

第二條 農業協同組合監査連合会は、解散する。

第三條 農業協同組合監査連合会の清算結了の登記が完了するまでは、農業協同組合自治監査法は、第一條の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

3 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を

日本國有鉄道法施行法

(昭和二十四年五月二十五日)
法律 第百五十五号

第一條 内閣は、日本國有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)施行前に、同法第十二條の例により、日本國有鉄道の監理委員会の委員となるべき者を指名することができる。

2 内閣は、日本國有鉄道法施行前に、同法第二十條第一項及び第二項並びに同法第二十一條の例により、前項の規定による委員となるべき者の推薦に基き、日本國有鉄道の總裁となるべき者を指名することができる。

3 前二項において日本國有鉄道法第十二條又は同法第二十一條の例による場合において、同法第十二條第三項第五号中「日本國有鉄道」とあるのは「國有鉄道、國有鉄道に關連する國營船舶及び國營自動車並びにこれらの附帶事業に關

して運輸省」と読み替えるものとする。

4 日本國有鉄道法第十七條の規定は、第一項の規定による委員となるべき者に準用する。

5 第一項又は第二項の規定により指名された委員となるべき者及び總裁となるべき者は、日本國有鉄道法施行の時に、同法の規定によりそれぞれ日本國有鉄道の最初の監理委員会の委員又は總裁に任命されたものとする。

(職員の内閣)

第二條 日本國有鉄道法施行の際、現に運輸省職員(運輸部内の官吏、官吏の待遇を受ける者、雇員及び見習雇員をいふ。以下同じ。)であつて、運輸省鉄道総局等主として國有鉄道、國有鉄道に關連する國營船舶及び國營自動車並びにこれらの附帶事業に關する事務を所掌する部局その他の機關であつて運輸大臣の定めるものに勤務するものは、運輸大臣の指名する者を除き、同法施行の際運輸省職員としての身分を失ひ、日本國有鉄道に引き継がれるものとする。

2 日本國有鉄道法施行の際、現に運輸省職員であつて、大臣官房等國有鉄道、國有鉄道に關連する國營船舶及び國營自動車並びにこれらの附帶事業に關する事務を所掌する部局その他の機關(前項の規定により運輸大臣の定めるもの

日本國有鉄道法施行法

を除く。)に勤務するものは、運輸大臣の指名する者に限り、同法施行の際運輸省職員としての身分を失ひ、日本國有鉄道に引き継がれるものとする。

3 前二項の規定により、運輸省職員が、日本國有鉄道に引き継がれる場合においては、その者に対する退官退職手当は、支給しない。

4 前項に規定する者が政府の職員として勤務した期間は、退職金の計算については、日本國有鉄道に勤務した期間とみなす。

(地方公共団体の議会の議員たる者の暫定措置)

第三條 前條第一項又は第二項の規定により日本國有鉄道の職員となつた者であつて、日本國有鉄道法施行の際現に地方公共団体の議会の議員であるものは、その任期中は引き続きその議員であることができる。

(権利義務の承継)

第四條 國有鉄道、國有鉄道に關連する國營船舶及び國營自動車並びにこれらの附帶事業に關し、日本國有鉄道法施行の際現に國が有する権利義務は、別に定めるものを除く外、その時において日本國有鉄道が承継する。

(訴訟の受継)

第五條 前條に規定する事業に關し、國を当事者とする訴訟であつて、日本國有鐵道法施行の際現に係属しているものは、その時において日本國有鐵道が受け継ぐ。同條に規定する事業に關し、これを所管する行政廳を当事者とする訴訟で前段と同様なもの、日本國有鐵道の總裁が受け継ぐ。

(共済組合に關する暫定措置)

第六條 日本國有鐵道法施行の際、現に國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第二條第二項第八号の規定による共済組合の組合員であつて、第二條第一項又は第二項の規定により日本國有鐵道に引き継がれないものは、日本國有鐵道法施行後当分の間、引き続き日本國有鐵道法第五十七條第二項の規定により日本國有鐵道に設けられる共済組合(以下「國鉄共済組合」という。)の組合員とする。

2 國庫は、前項に規定する者に係る國家公務員共済組合法第六十九條第一項各号及び同法第九十二條に掲げる費用を負担するものとし、政府は、これを國鉄共済組合に拂い込まなければならぬ。

(不動産に關する登記の手續)

第七條 日本國有鐵道が第四條の規定により不動産に關する

政府に対し負うものとする。

- 3 前項に規定する債務については、日本國有鐵道は、政府に対しその債務を表示する証書を交付するものとする。
- 4 前二項の規定により日本國有鐵道が政府に対し負う債務の償還期限、利率及び利子支拂期日は、第一項の規定により一般會計に帰属した公債及び借入金金の償還期限、利率及び利子支拂期日によるものとする。
- 5 政府は、第一項の規定により一般會計に帰属した公債及び借入金金の借換をした場合においては、その償還期限、利率及び利子支拂期日並びに公債についてはその発行價格に基き、第二項の規定により日本國有鐵道が政府に対し負う債務の償還期限、利率及び利子支拂期日を変更することができる。

(國庫余裕金の貸付)

第十條 政府は、日本國有鐵道において支拂上現金に不足があるときは、日本國有鐵道法第四十五條の規定による貸付として國庫余裕金を一時貸し付けることができる。

(資本金の額)

第十一條 日本國有鐵道法第五條に規定する資本金は、昭和二十四年五月三十一日における國有鐵道事業特別會計の資

權利を承継した場合において、その權利につきすべき登記の嘱託書には、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十一條第一項の規定にかかわらず、登記義務者の承諾書を添附することを要しない。

2 日本國有鐵道の總裁が不動産に關する權利につき登記を囑託する場合において、その役員又は職員を代理人と定め、その旨を官報で公告したときは、当該代理人は、不動産登記法第三十五條第一項第五号に掲げる書面を提出することを要しない。

(日本國有鐵道が引き継ぐ財産の範囲)

第八條 日本國有鐵道法施行の日において日本國有鐵道が政府から引き継ぐ財産は、昭和二十四年五月三十一日における國有鐵道事業特別會計の資産並びに公債及び借入金以外の負債とする。

(公債及び借入金金の處理)

第九條 昭和二十四年五月三十一日において國有鐵道事業特別會計が負担する公債及び借入金金は、日本國有鐵道法施行の日において、一般會計に帰属せしめる。

2 日本國有鐵道は、日本國有鐵道法施行の日において、前項に規定する公債及び借入金金の金額に相当する額の債務を

産の價額(調整勘定に計上する額を含む。)から負債の金額を控除した額に相当する金額とする。

(國有鐵道事業特別會計の殘務の處理)

第十二條 國有鐵道事業特別會計における昭和二十三年度及び昭和二十四年度の予備費の使用、決算、財産及び出納その他會計に關する事務は、日本國有鐵道法施行の日以後は、従前の例により日本國有鐵道が行う。

(廳舎の無償貸付)

第十三條 日本國有鐵道は、日本國有鐵道法施行の際現に政府が使用している廳舎を政府に無償で貸し付けることができる。

(他の法令の改廢等)

第十四條 鐵道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「帝國」を「本邦」に、「政府」を「日本國有鐵道」に改める。

第二條、第四條及び第五條を削り、第三條を第二條とする。

第十五條 國有鐵道運賃法(昭和二十三年法律第一百十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「國有鐵道(國有鐵道に關連する國營船舶を含む。)」を「日本國有鐵道の鐵道及び連絡船」に改める。

第五條、第七條第三項、第八條及び第九條中「運輸大臣」を、第八條中「國有鐵道」をそれぞれ「日本國有鐵道」に改める。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條の二 第五條、第七條第三項及び第九條の規定により日本國有鐵道が左の各号に掲げる運賃及び料金を定める場合においては、運輸大臣の認可を受けなければならない。

- 一 定期旅客運賃
- 二 小口扱貨物運賃
- 三 手荷物運賃
- 四 旅客運賃及び貨物運賃の最低運賃
- 五 寝台料金

第十六條 日本通運株式会社法(昭和十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「政府」を「日本國有鐵道」に、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第二項を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第九條ノ二を削る。

第十七條 帝都高速度交通營團法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「政府」を「日本國有鐵道」に改め、同條第二項を削る。

第六條中「政府」を「日本國有鐵道」に改める。

第二十四條中「帝國鐵道會計」を「日本國有鐵道」に改め、同條後段を削る。

第二十六條及び第二十七條を次のように改める。

第二十六條 削除

第二十七條 削除

第三十四條第二項を削る。

第十八條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ二 日本國有鐵道ヨリ發スル証書、帳簿

第十九條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二号を次のように改める。

二 日本國有鐵道自己ノ爲ニスル登記又ハ登録

第二十條 通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次

のように改正する。

附則中「國有鐵道(國有鐵道ニ關連スル國營船舶ヲ含ム以下同シ)」を「日本國有鐵道ノ鐵道及連絡船」に、「運輸大臣」を「日本國有鐵道」に、「國有鐵道ノ乗客」を「日本國有鐵道ノ鐵道及連絡船ノ乗客」に改める。

第二十一條 國家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二條第二項第八号を次のように改める。

八 削除

第二十二條 大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及び郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に關する法律(昭和二十二年法律第七十号)、政府職員の俸給等の支給に關する措置等に伴う大藏省預金部外三特別會計に対する一般會計の繰入金に關する法律(昭和二十三年法律第十三号)及び大藏省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十三年年度における歳入不足補てんのための一般會計からする繰入金に關する法律(昭和二十三年法律第十八号)の一部をそれぞれ次のように改正する。

第二項中「國有鐵道事業特別會計」を削る。

第二十三條 左に掲げる法令は、廃止する。

國有鐵道事業特別會計法(昭和二十二年法律第四十号)
地方鐵道及軌道に於ける納付金等に關する法律(昭和二十年法律第十九号)

鐵道會議官制(昭和五年勅令第二百二十九号)

鐵道輸送協議會官制(昭和十七年勅令第五百十二号)

鐵道教習所官制(昭和十四年勅令第六百十七号)

地方鐵道軌道納付金委員會官制(昭和二十年勅令第二百九十号)

鐵道大臣に於て委託に依り陸運に關する機械器具等の製作、修理又は調達を爲すの件(昭和十七年勅令第三百六十九号)

附則

1 この法律は、日本國有鐵道法施行の日から施行する。但し、第一條の規定は、公布の日から、第二十二條の規定は、昭和二十四年五月三十一日から施行する。

2 國有鐵道事業特別會計法は、第二十三條の規定にかかわらず、日本國有鐵道法第三十六條第一項の規定においてその例による限度において、なおその効力を有する。

3 日本國有鐵道が政令で定める期間内になす物品の運送に

船舶運営会の船員の給與基準の設定及び船舶運営会の役職員に対する特別手当の支給に
関する法律 道路交通取締法の一部を改正する法律

二七〇

4 日本国有鉄道は、昭和二十四年度においては、第九條第二項の規定により日本国有鉄道が政府に対し負う債務の利子及びその債務の取扱に要する経費を國債整理基金特別会計に納付することができる。

船舶運営会の船員の給與基準の設定及び船舶運営会の役職員に対する特別手当の支給に関する法律

(昭和二十四年五月二十六日)
法律 第百六十六号

第一條 船舶運営会に雇用される船員の給與基準は、政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)に定める船員の給與の例に準じて定められなければならない。

第二條 船舶運営会理事長は、船舶運営会の役員及び職員(船員を含む。以下同じ。)に対し、主務大臣の承認を得て、

船員については俸給の百分の十二をこえない範囲内において、役員及び陸上職員については俸給の百分の三十をこえない範囲内において特別手当を支給することができる。但し、役員及び職員に支給する特別手当の合計額は、これらの者に支給する俸給の合計額の百分の十をこえてはならない。

第三條 前條の規定による特別手当は、船舶運営会の予算の範囲をこえて支給してはならない。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。

道路交通取締法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月二十六日)
法律 第百七十七号

道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 道路を通行する歩行者は、右側に、車馬は、左側に

よらなければならない。

歩道と車道の区別のある道路においては、歩行者は、道路の左側の歩道を通行することができる。

第四條第一項中「行列その他の行列」の下に「及び他の歩行者の通行を妨害する虞のある者で、命令で定めるもの」を加える。

第七條第二項第一号中「車馬」の下に「又は軌道車」を加え、同條第三項を削る。

第八條第一項中「法令に定められた速度の範囲内」を削る。

第九條第一項を次のように改める。

自動車は、公安委員会の運轉免許を受けた者でなければ、これを運轉してはならない。

第九條第二項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定による運轉免許は、自動車運轉者試験に合格した者に対し、運轉免許証を交付して、これを行う。

自動車の運轉者は、運轉中、運轉免許証を携帯していなければならない。

第十二條に次の一項を加える。

道路交通取締法の一部を改正する法律

二七一

公安委員会は、危険防止及びその他の交通の安全のために特に必要があると認めるときは、区域を限り、併進、後退又は轉回について、必要な制限を定めることができる。

第十四條を次のように改める。

第十四條 車馬は、左折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の左側によつて徐行して回らなければならない。

自動車は、右折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の中央によつて交差点の中心の直近の外側を徐行して回らなければならない。

自動車以外の車馬が、右折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の左側によつて交差点の中心から離れた外側を徐行して回らなければならない。

交差点の意義については、命令でこれを定める。

第十六條第一項第二号中「緊急自動車以外の自動車及び軌道車」を「軌道車」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 緊急自動車以外の自動車

同條第二項中「前項」を「前二項」に、同條第三項中「緊急自動車」を「第一項に定める通行の順位による通行の区分、進路

を譲る方法その他必要な事項及び緊急自動車に改め、同條第二項を第三項とし、同條第三項を第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項第三号の自動車相互の間の通行についての順位は、第十條第一項に規定する命令で定める最高速度の順序による。

第十七條を次のように改める。

第十七條 車馬又は軌道車は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとするときは、第十六條第三項の規定にかかわらず、他の道路から既に交差点に入っている車馬又は軌道車の進行を妨げてはならない。

順位と同じ車馬が、交通整理の行われていない交差点に異なつた方向から同時に入ろうとする場合においては、右方のものは、左方のものに進路を譲らなければならない。

第十八條第二項を次のように改める。

公安委員会は、交差点の状況により特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、常に一時停車すべき場所を定めることができる。

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條之二 手信号による交通整理の行われていない交さ

第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條之二 交通整理の行われている交差点で左折し、又は右折しようとする車馬又は軌道車は、横断歩道において信号に従つて車馬又は軌道車の進路を通行している歩行者の通行を妨げてはならない。

車馬又は軌道車は、交通整理の行われていない交差点においては、横断歩道を通行する歩行者の安全を確認してから、徐行して進まなければならない。この場合においては、歩行者は、当然すべき注意をしないで車道に入り、又は車馬若しくは軌道車の進路に接近してはならない。

第二十三條第二項中「停止することができる。」を「停止し、運轉者に対し、そのために必要な應急の措置を指示することができる。」に改める。

第二十三條の次に次の一條を加える。

第二十三條之二 道路を通行する諸車又は軌道車は、命令の定めるところにより、法令で定められた危険防止及びその他の交通の安全のために必要な構造及び装置を備えていなければならない。且つ、これらは、調整されていなければならない。

当該警察官又は警察吏員は、車馬又は軌道車が、第七條

道路交通取締法の一部を改正する法律

点で右折しようとする車馬又は軌道車は、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車があるときは、第十六條第三項又は第十七條第一項の規定にかかわらず、これに進路を譲つて、一時停車するか又は徐行しなければならない。但し、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車の進行している地点、速度、進行の方向等から安全に通行できると合理的に判断される場合においては、一時停車することを要しない。

前項但書の場合においては、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車は、既に右折している車馬又は軌道車に進路を譲らなければならない。

前二項の場合において、右折しようとする車馬又は軌道車が、回る地点に達するまでは、これを直進するものとみなす。

第十九條第一項中「接近して来たときは、」の下に「第十七條及び第十八條の二の規定にかかわらず、」を加え、同條第二項の次に次の一項を加える。

第十四條第一項及び第二項、第十七條第二項、第十八條並びに第十八條の二の規定は、緊急自動車については、これを適用しない。

第二項各号の一に該当し、又は前項の規定に違反している」と疑うに足りる相当の理由があるときは、一時車馬又は軌道車の操縦を停止し、運轉免許証及び車両検査証の呈示を求め、並びに構造及び装置を検査することができる。

当該警察官又は警察吏員は、第七條第二項各号の一に該当し、又は第一項の規定に違反する車馬又は軌道車の操縦者に対し、交通の安全のために必要と認める應急の措置を指示し、並びにこれらの使用主又は操縦者に対し、命令で定める様式により、必要な構造若しくは装置を備え、又は必要な調整をすべき旨の警告書を交付することができる。

前項の規定による警告書の交付を受けた者は、警告書に記載された期間内に、命令で定めるところにより、必要な構造若しくは装置を備え、又は必要な調整をしたことについて、警察署長又は当該行政廳の証明を受けなければならない。

第二十四條第一項中「車馬」の下に「又は軌道車」を加える。

第二十六條第二項を第三項とし、以下順次繰り下げ、同條第一項の次に次の一項を加える。

警察署長は、前項の許可をしたときは、命令の定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

第二十六條の次に次の二條を加える。

第二十六條之二 第九條の規定により、都道府縣公安委員会の行う自動車運轉者試験を受け、又は都道府縣公安委員会から運轉免許証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ、自動車運轉者試験手数料、運轉免許証交付手数料又は運轉免許証再交付手数料を國庫に納めなければならない。

前條の規定により、都道府縣公安委員会の管轄区域内の警察署長から許可証の交付又は再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ、当該許可証の交付手数料又は再交付手数料を國庫に納めなければならない。

前二項の手数料の額は、千円以下の範囲内において、命令でこれを定める。

第二十六條之三 第九條の規定により、市町村若しくは都が、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の行う自動車運轉者試験を受け、若しくは市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会から運轉免許証の交付若しくは再交付を受けようとする者から、それぞれ、自動車運轉者試験手数料、運轉免許証交付手数料若しくは運轉免許証再交付手数料

料を徴収する場合、又は第二十六條の規定により、市町村若しくは都が、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の管轄区域内の警察署長から許可証の交付若しくは再交付を受けようとする者から、それぞれ、当該許可証の交付手数料若しくは再交付手数料を徴収する場合においては、その額は、千円をこえることができない。

第二十七條第一項中「五千円」を「五万円」に、同條第二項中「三千円」を「十万円」に改める。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項又は第二十四條第一項の規定に違反した者

二 第二十三條第二項の規定による当該警察官又は警察吏員の停止又は指示に従わなかつた者

三 第二十三條の二第二項の規定による当該警察官若しくは警察吏員の停止に従わず、又は呈示若しくは検査を拒み、若しくは妨げた者

四 第二十三條の二第三項の規定による当該警察官又は警察吏員の指示に従わなかつた者

五 第二十三條の二第四項の規定による警察署長又は当該行政廳の証明を受けなかつた者

六 第二十六條第三項又は第四項の規定による処分に違反した者

第二十九條中「千円」を「三千円」に、同條第一号中「第九條第五項」を「第九條第三項若しくは第七項」に、同條第二号中「第十二條」を「第十二條第一項」に、「第十四條」を「第十四條第一項乃至第三項」に、「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に、「第十八條第一項又は第十九條第一項」を「第十八條、第十八條の二第一項若しくは第二項、第十九條第一項又は第十九條の二」に改め、同條第四号中「第六條」の下に、「第十二條第二項」を加える。

第三十條中「第九條第六項」を「第九條第八項」に改め、「第十三條」の下に「第十六條第四項」を加え、「又は第二十三條第一項」を、「第二十三條第一項又は第二十三條の二第一項若しくは第四項」に改める。

第三十一條中「第二十六條第一項の規定又は同條第二項若しくは第三項の規定による処分に違反したときは、行爲者を」を「第二十三條の二第四項の規定に違反して証明を受けなかつたときは、同條第三項の規定による警告書の交付を受けた

者を、第二十六條第一項の規定又は同條第三項若しくは第四項の規定による処分に違反したときは、行爲者を、」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年十一月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

古物営業法

(昭和二十四年五月二十八日法律第百八十八号)

(定義)

第一條 この法律において「古物」とは、一度使用された物品(鑑賞的美術品を含む。以下同じ。)若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入をしたものをいう。

2 この法律において「古物商」とは、古物を賣買し、若しくは交換し、又は委託を受けて賣買し、若しくは交換することを営業とする者で第二條第一項の規定による許可を受け

たものをいう。

3 この法律において「市場」とは、古物商間の古物の賣買又は交換のための市場をいう。

4 この法律において「市場主」とは、市場を經營する者で第三條の規定による許可を受けたものをいう。
(古物商の許可)

第二條 古物商にならうとする者は、総理廳令(以下「命令」という。)の定めるところにより、營業所ごとに、その取り扱おうとする古物の種類を定めて、營業所(營業所のないときは、住所又は居所をいう。以下同じ。)の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、古物商にならうとする者は、自ら管理しないで營業所を設けるときは、その營業所の管理者を定めなければならない。

(市場主の許可)

第三條 市場主にならうとする者は、命令の定めるところにより、市場の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第四條 公安委員会は、第二條第一項又は前條の規定による

2 公安委員会は、許可をしない場合においては、理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

(營業内容の変更)

第五條 古物商又は市場主は、同一公安委員会の管轄区域内において營業所若しくは市場を移轉し、又は取り扱う古物の種類を変更しようとする場合においては、命令の定めるところにより、管轄公安委員会の許可を受けなければならない。營業所の管理者を新たに設け、変更し、又は廃止しよるとするときは同様とする。

2 古物商又は市場主は、廃業したとき若しくは長期休業をしようとするときは第二條第一項若しくは第三條の規定による許可の申請書の記載事項につき変更を生じたときは、命令の定めるところにより、管轄公安委員会に届け出なければならない。

3 古物商又は市場主が死亡した時は、同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定に準じて死亡の届出をしなければならない。

(無許可營業の禁止)

第六條 古物商又は市場主でない者は、古物を賣買し、交換し、若しくは委託を受けて賣買し、交換することを營業と

許可を受けようとする者が左の各号の一に該当する場合においては、許可をしてはならない。

- 一 禁こ以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けることになつた後、三年を経過していない者
- 二 許可の申請前三年以内に、第六條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して二度以上罰金の刑に処せられ改し、人の情の認められない者
- 三 住居の定まらぬ者
- 四 營業について成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者。但し、その者が古物商又は市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号の一又は第五号に該当しない場合を除くものとする。
- 五 第二十四條第一項の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者
- 六 同居の親族のうち前号に該当する者又は營業の停止を受けている者のある者
- 七 第一号から第五号までの一に該当する管理者を置く者
- 八 法人である場合においては、その業務を行ふ役員のうち第一号から第五号までの一に該当する者があるもの

し、又は市場を設けてはならない。

(他人名義の營業の禁止)

第七條 古物商又は市場主は、自己の名義をもつて、他人に古物商又は市場主の營業をさせてはならない。

(行商及び露店の許可)

第八條 古物商が、行商をしようとし、又は露店を出そうとするときは、命令の定めるところにより、營業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 古物商は、その従業者に、行商をさせ、又は露店を出させることができる。前項の規定は、この場合に準用する。
(せり賣の許可)

第九條 古物商は、市場以外においてせり賣をしようとするときは、命令の定めるところにより、日時及び場所を定め、その場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可証)

第十條 公安委員会は、第二條第一項、第三條、第八條第一項若しくは第二項又は前條の規定による許可をするときは、許可証を交付しなければならない。
2 前項の許可証は、命令の定めるところにより、三年ごと

に当該公安委員会による更新を受けなければ、その効力を失う。

- 3 許可証の様式及びその書換、再交付等について必要な事項は、命令で定める。
- 4 第一項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を他人に貸與し、又は譲り渡してはならない。
- 5 第一項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を亡失し、又は盗み取られたときは、命令の定めるところにより、直ちに管轄公安委員会にその旨を届け出なければならぬ。

(許可証の返納)

第十一條 前條の規定により許可証の交付を受けた者は、左の各号の一に該当するに至つた場合においては、命令の定めるところにより、十日以内に当該許可証を管轄公安委員会に返納しなければならない。

- 一 許可証の有効期間が満了したとき。
- 二 廃業したとき、又は行商、露店若しくはせり賣をやめたとき。
- 三 第八條第二項の従業者が行商又は露店に従事しなくなつたとき。

四 許可証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至つたとき。

- 五 許可を取り消されたとき。
- 2 古物商又は市場主が死亡した場合において第五條第三項の規定により死亡の届出をする同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定により、許可証を返納しなければならない。

(許可証の携帯)

第十二條

古物商は、行商をし、露店を出し、又はせり賣をするときは、当該許可証を携帯していなければならない。第八條第二項の従業者が行商をし、又は露店を出すときも同様とする。

(許可の表示)

第十三條

第二條第一項、第三條又は第八條第一項若しくは第二項の許可を受けた者は、それぞれ営業所、市場又は露店の見易い場所に、命令の定めるところにより、許可を受けたことを証する表示をしなければならない。

(手数料)

第十四條

都道府縣公安委員会から第十條の規定により許可証の交付を受け、又は許可証の更新若しくは再交付を受け

ようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ、許可手数料、更新手数料又は再交付手数料を國庫に納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、千円以下の範囲内において、命令で定める。
- 3 市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会の行う第十條の規定による許可証に関する事務について、手数料を徴収する場合には、その額は、千円をこえることができない。

(営業の制限)

第十五條

古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は賣却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取つてはならない。

- 2 市場においては、古物商間でなければ古物を賣買し、交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けてはならない。

(確認及び申告)

第十六條

古物商は、古物を買ひ受け、若しくは交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けようとするときは、命令の定める方法により、その相手方の住所、氏名、職業及び

年齢を確認しなければならない。不正品の疑がある場合においては、直ちに警察官又は警察吏員にその旨を申告しなければならない。

(帳簿)

第十七條

古物商は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、賣買若しくは交換のため、又は賣却若しくは交換の委託により、古物を受け取り、又は譲り渡したときは、その都度、その帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 取引の年月日
 - 二 古物の品目及び数量
 - 三 古物の特徴
 - 四 相手方(命令で定める古物の賣却の相手方を除く。)の住所、氏名、職業、年齢及び特徴
 - 五 第十六條の規定により行つた確認の方法
- 第十八條 市場主は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、その市場において賣買され、又は交換される古物につき、取引の都度、前條第一号から第三号までに規定する事項並びに取引の当事者の住所及び氏名を記載しなければならない。

第十九條 古物商又は市場主は、前二條の帳簿を廃棄しようとするときは、営業所の所在地の所轄警察署長の承認を受けなければならない。

2 古物商又は市場主は、前條の帳簿をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに前項の警察署長に届け出なければならない。

(品触)

第二十條 警察長又は警察署長は、必要があると認めるときは、古物商又は市場主に対して、その物の品触を發することが出来る。

2 古物商又は市場主は、前項の品触を受けたときは、その品触書に到達の日附を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 古物商は、品触を受けた日にその古物を所持していたとき、又は前項の期間内に品触に相当する古物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

4 市場主は、第二項に規定する期間内に、品触に相当する古物が取引のため市場に出たときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

(盗品及び遺失物の回復)

第二十一條 古物商が買い受け、又は交換した古物のうちに盗品又は遺失物があつた場合においては、その古物商が当該盗品又は遺失物を公の市場において又は同種の物を取り扱う業者から善意で譲り受けた場合においても、被害者又は遺失主は、古物商に対し、これを無償で回復することを求めることができる。但し、盗難又は遺失のときから一年を経過した後においては、この限りでない。

(差止)

第二十二條 古物商が買い受け、若しくは交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けた古物について、盗品又は遺失物であると疑うに足る相当な理由がある場合においては、警察署長は、当該古物商に対し三十日以内の期間を定め、その古物の保管を命ずることが出来る。

(立入及び調査)

第二十三條 警察官又は警察吏員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、市場又は第九條のせり賣の場所に立ち入り、古物及び帳簿を検査し、関係者に質問することが出来る。

2 前項の場合においては、警察官又は警察吏員は、その身

分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを呈示しなければならない。

3 警察署長は、必要があると認めるときは、古物商又は市場主から盗品又は遺失物に関し、必要な報告を求めることができる。

(行政処分)

第二十四條 公安委員会は、左の各号の一に該当する場合において必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、古物商若しくは市場主の許可を取り消し、又は期間を定めて古物商若しくは市場主の営業の停止を命ずることが出来る。

一 古物商又は市場主が他の法令に違反して、禁こ以上の刑に処せられたとき又は罰金の刑に処せられてから三年以内に再び罰金の刑に処せられたとき。

二 古物商又は市場主が第四條第一項第三号若しくは第七号に該当したとき、又は古物商若しくは市場主が法人である場合において、その業務を行う役員のうち第四條第一項第一号若しくは第三号から第五号までの一に該当した者若しくは許可の取消若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に第六條の規定に違反して罰金

の刑に処せられ若しくは他の法令に違反して二度以上罰金の刑に処せられた者があるに至つたとき。

三 古物商又は市場主の法定代理人が、第四條第一項第一号、第三号若しくは第五号に該当し若しくは該当するに至つたとき又は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられてから三年以内に再び罰金の刑に処せられたとき。

四 古物商、市場主、それらの代理人、使用人その他の従業者がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

五 古物商又は市場主が正当の理由がなくてその許可証の更新を受けないとき。

2 二以上の営業所を有する古物商が、一の営業所につき、古物商の許可を取り消され、又は古物商の営業を停止された場合においては、他の営業所についても、その所在地を管轄する公安委員会は、情状により、その古物商の許可を取り消し、又は営業を停止することが出来る。この場合において、前者の所在地が当該公安委員会の管轄に属すると否とを問わない。

3 公安委員会は、第八條第一項、第二項若しくは第九條の規定による許可を受けた者若しくはその従業者がこの法律

若しくはこの法律に基く命令に違反した場合又は第八條第一項、第二項若しくは第九條の許可を受けた者が正当の理由がなくして許可証の更新を受けない場合においては、当該許可を取り消し、又は期間を定めて行商、露店、若しくはせり賣の停止を命ずることができる。

(聴聞)

第二十五條 公安委員会は、前條の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ当該業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該業者に通告し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞の場合においては、当該業者は、自己のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

(訴の提起)

第二十六條 この法律の規定による公安委員会又は警察署長の処分を受けた者は、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)により訴を提起することができる。

三 第二十三條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十一條 第二十七條から第二十九條までの罪を犯した者には、情状により、各本條の懲役及び罰金を併科することができる。

第三十二條 過失により第二十條第三項又は第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、第二十七條から第三十條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金を科する。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。
- 2 古物商取締法(明治二十八年法律第十三号)及び古物商取締法細則(明治二十八年内務省令第八号)は、廢止する。
- 3 この法律施行前にした古物商取締法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この法律施行の際、古物商取締法又は古物商取締法細則の規定により、許可、認可若しくは鑑札を受け、又は營業の禁止若しくは停止を受けている者は、それぞれ、この法

郵政事業特別會計法

(罰則)

第二十七條 第六條若しくは第七條の規定に違反し、又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定による処分に違反した者は、三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

第二十八條 第八條第一項若しくは第二項、第九條、若しくは第十五條第一項の規定に違反し、又は第二十四條第三項の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に処する。

第二十九條 第五條第一項、第十條第四項、第十五條第二項、第十六條前段、第十七條から第十九條まで若しくは第二十二條第二項から第四項までの規定に違反し、又は第二十二條の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に処する。

第三十條 左の各号の一に該当する者は、一萬圓以下の罰金に処する。

一 第五條第二項若しくは第三項、第十條第五項、第十一條から第十三條までの規定に違反した者

二 第二十三條第一項の規定による警察官又は警察吏員の立入又は帳簿書類の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

律の相当規定による許可を受け、又は許可の取消若しくは營業の停止を受けた者とみなす。但し、許可を受けた者とみなされた者は、この法律の施行後三月以内に第十條第一項の規定による許可証の交付を受けなければならない。

5 第四條第一項第二号の適用については、古物商取締法第二條又は古物商取締法細則第九條第一項の規定に違反した者は、第六條の規定に違反した者とみなす。

6 この法律施行の際、現に古物商取締法細則第十一條の規定による届出をしてせり賣を行つてゐる者で、引き続きせり賣を行おうとする者は、この法律施行後三十日の間は第九條の規定による許可を受けた者とみなす。

郵政事業特別會計法

(昭和二十四年五月二十八日) 法律 第百九号

目次

第一章 總則(第一條—第六條)

第二章 資本及び資産(第七條—第十五條)

第三章 資金(第十六條—第二十條)

郵政事業特別会計法

第四章 予算(第二十一條—第二十九條)

第五章 収入及び支出(第三十條—第三十四條)

第六章 決算(第三十五條—第三十九條)

第七章 雜則(第四十條—第四十三條)

附則

第一章 総則

(設置)

第一條 郵政事業を企業的に經營し、その健全な發達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と分つて經理する。

(郵政事業の範圍)

第二條 この法律において「郵政事業」とは、郵便、郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金の事業、簡易生命保險及び郵便年金の取扱に関する業務、電氣通信省から郵政省に委託された業務、印紙の賣さばきに関する事務、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務並びにこれらの附帶業務をいう。

(管理)

第三條 この会計は、郵政大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(計理の区分)

額に相当する金額をもつて資本とする。

2 前項に規定する資本は、自己資本、減價償却引当金及び借入資本の三種に分ち、自己資本は、固有資本、他の会計からの繰入資本及び積立金に、借入資本は、公債、借入金及びその他の負債に区分する。

3 固有資本は、通信事業特別会計からこの会計に引き継いだ固有資本の額に相当する金額とする。

4 他の会計からの繰入資本は、他の会計からこの会計の固定資産の増加に要する経費の財源に充てるため繰り入れた額に相当する金額とする。

5 積立金は、第三十六條第一項の規定による積立金の金額とする。

6 減價償却引当金は、この会計に属する資産の減價償却額の累積額(第十一條第二項の規定により繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した額)に相当する金額とする。

7 借入資本は、この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相当する金額とする。
(資産及びその整理区分)

郵政事業特別会計法

第四條 この会計においては、郵政事業の資産及び資本の増減異動並びに利益又は欠損を明らかにするため、貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて計理するものとする。

2 貸借対照表勘定は、資産勘定及び資本勘定に、損益勘定は、収益勘定及び損失勘定に区分する。

3 前二項に規定する勘定の外、計算の過程を明らかにするため、中間勘定として建設勘定、工作勘定その他必要な勘定を設けることができる。

(計理の方法)

第五條 この会計の計理は、現金の收納又は支拂の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行う。

2 前項の財産の増減及び異動の事実がいずれの会計年度に発生したのとして計理するかについての基準は、政令で定める。

(原價計算)

第六條 この会計においては、郵政大臣の定めるところにより、郵政事業に關し必要な原價計算を行うものとする。

第二章 資本及び資産

(資本及びその整理区分)

第七條 この会計においては、この会計に所屬する資産の價

第八條 この会計の資産は、固定資産、作業資産及び流動資産に区分する。

2 固定資産は、土地、建物、工作物、船舶及び未完成工事並びに郵政大臣の指定する機械、器具及び特許權その他これに準ずる權利とする。

3 作業資産は、貯藏品及び未成品とする。

4 流動資産は、現金、預金、未收金、前拂金その他これらに準ずるものとする。

(固定資産の價額)

第九條 固定資産の價額は、その取得のために要した郵政大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の價額は、見積價額による。

(減價償却及び補充取替)

第十條 固定資産のうち、郵政大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減價償却を行い、郵政大臣の定める取替資産については、その定めるところにより、補充取替を行うものとする。

2 前項の規定による減價償却の基準については、郵政大臣が郵政大臣に協議して定める。
(固定資産の價額の改定及び削除)

第十一條 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、郵政大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に應じて、その價額を改定し、又は削除しなければならない。

前項の規定により價額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、郵政大臣の定めるところにより、当該資産に対する減價償却済額を減價償却引当金から繰り戻すものとする。

(作業資産の價額)
第十二條 作業資産の價額は、購入價額又は製作若しくは生産に要した費額による。

前項の規定により價額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定により價額を定めることが不適当である場合には、見積價額による。

(作業資産の價額等の振替)
第十三條 作業資産を事業の用に供したときは、その價額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

作業資産の取扱に要する諸費は、郵政大臣の定めるところにより、前項の経費の支出額に割り掛けるものとする。

第十五條の規定により資産外物品を修理したときは、そ

の修理に要した費用は、郵政大臣の定めるところにより、当該物品を使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

(作業資産の價額の改定及び削除)

第十四條 作業資産がき損し、変質し、若しくは滅失したとき、又は規格の変更によりこれに適合しなくなつたときはそのき損、変質若しくは滅失の割合又は規格に適合しなくなつた割合に應じて、その價額を改定し、又は削除しなければならない。

(作業資産の保有等)

第十五條 この会計においては、予算の定めるところにより、この会計に属する現金をもつて、事業に必要な作業資産を保有し、又は資産外物品を修理することができる。

第三章 資金

(公債及び借入金)

第十六條 この会計において事業設備費及び貯蔵品保有量の増加に要する経費の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を發行し、又は借入金をすることが出来る。

この会計において業務の運営に要する経費の財源に不足

があるときは、この会計の負担において、借入金をすることが出来る。

前二項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならない。

(一時借入金及び融通証券)

第十七條 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を發行することが出来る。

前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならない。

第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金又は融通証券の借換をすることが出来る。

前項但書の規定により借換をした一時借入金又は融通証券は、その借換をしたときから一年内に償還しなければならない。

(國債整理基金特別会計への繰入)

第十八條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金、融通証券の償還金及び利子並びに發行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、年度内に償還する一時借入金及び融通証券の償還金を除いて、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、第十六條第二項の規定による借入金の借入又は前條第三項但書の規定による一時借入金若しくは融通証券の借換を必要とする場合には、公債及び借入金の償還金に限り、これを繰り入れないことが出来る。

(公債、借入金等の借入、償還等の事務)

第十九條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金及び融通証券の起債、借入、償還等に関する事務は、大藏大臣が行う。

(余裕金の運用)

第二十條 この会計に余裕金があるときは、大藏省預金部に預け入れることが出来る。

第四章 予算

(歳入歳出予算計算書等の作製及び送付)

第二十一條 郵政大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、大藏大

臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書及び国庫債務負担行為要求書には、左の書類を添付しなければならない。

一 事業計画書

二 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに会計年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調書

五 第十七條の規定による一時借入金に関する調書

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第二十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第二十一條第二項に規定する書類を添付しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十四條 この会計において執行する歳入歳出予算の配賦については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第二項の規定にかかわらず、歳出予算の節の区分を要しない。

(経費の流用)

第二十五條 郵政大臣は、この会計の事業計画書に計上された経費の金額のうちで政令で定めるものについては、大蔵大臣の承認を経なければ、流用することができない。

2 前項の規定により流用した経費の金額については、事業計画実績書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

(予備費の使用)

第二十六條 この会計においては、予備費のうち業務の運営に要する経費に充てるものについては、財政法第三十五條第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基づいて大蔵大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、郵政大臣がその使用を決定す

ることができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、大蔵大臣及び会計検査院に送付しなければならない。

3 第一項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(支拂計画の作製)

第二十七條 この会計の支拂計画は、左の二種に分けて作製する。

一 小切手を振り出し、又は国庫金振替書を発するもの。

二 第三十三條の規定により出納官吏をして支拂わせるもの。

2 前項第二号に規定する支拂計画は、日本銀行に通知することを要しない。

(歳出予算の繰越)

第二十八條 この会計においては、郵政大臣は、財政法第二十五條の規定により繰越について国会の承認を経た経費の金額の繰越については、同法第四十三條第一項の規定にか

かわらず、同法第三十四條第一項の規定に基づいて大蔵大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、その歳出科目、金額及び事由を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(公債及び借入金金の借入余力の繰越)

第二十九條 この会計においては、公債の発行又は借入金金の借入について国会の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、歳出予算の繰越額及び前年度から持ち越した未拂金の金額の範囲内で、翌年度において、公債を発行し、又は借入金金をすることができる。

第五章 収入及び支出

(分任支出官の設置)

第三十條 郵政大臣は、必要があると認めるときは、支出官の事務を分掌させるため、分任支出官を置くことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により分任支出官を置いたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
 (郵便局長の歳入徴収官等の事務の代理)
 第三十一條 郵政大臣は、特に定める郵便局長をして歳入徴収官又は支出官若しくは分任支出官の事務で政令で定めるものを代理させることができる。
 2 前項の郵便局長に対しては、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第八條及び同法第二十六條の規定は、適用しない。

(支拂元)

第三十二條 この会計における毎会計年度の歳出金及び前年度から持ち越した未拂金の支拂額は、前年度からの現金の持越額のうち歳出の財源に充てることができる金額及び当該年度の歳入の収納済額の合計額を超過してはならない。
 (支拂命令)

第三十三條 この会計の支出官は、歳出金を支出するため、小切手を振り出し、又は國庫金振替書を發する外、郵政大臣の指定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を發することができる。
 2 支出官は、第二十七條第一項第二号に規定する支拂計画

の範囲内で、第三十條第一項に規定する分任支出官に金額の限度を示して、前項に規定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、歳出金の支拂命令を發せしめることができる。

(現金支拂)

第三十四條 前條第一項に規定する出納官吏は、同條の規定による支拂命令を受けた場合には、政令の定めるところにより、その保管に係る現金をもつて、この会計の歳出金を支拂うことができる。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初に於ける出納官吏の保管に係る歳入金額及びその月中に出納官吏の受け入れた歳入金額の合計額を超過したときは、郵政大臣は、政令の定めるところにより、翌翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

第六章 決算

(財務諸表の作製)

第三十五條 郵政大臣は、毎会計年度、損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産價額増減表及び資本増減表を作製しなければならない。

(利益及び欠損の処理)

第三十六條 この会計においては、毎会計年度における決算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、欠損を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。
 2 前項の場合において、決算上生じた欠損額が積立金の額を超過するときは、その超過額は、欠損の繰越として整理することができる。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第三十七條 郵政大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。
 2 前項の歳入歳出決定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 事業計画実績書
- 二 当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産價額増減表及び資本増減表
- 三 債務に関する計算書

(歳入歳出決算の形式)

第三十八條 この会計の歳入歳出決算は、歳入歳出予算と同一の区分により作成し、且つ、左の事項を明らかにしなければならない。

郵政事業特別会計法

一 歳入

- (一) 歳入予算額
- (二) 徴收決定済額(徴收決定のない歳入については、收納後に徴收済として整理した額)
- (三) 不納欠損額

二 歳出

- (一) 歳出予算額
- (二) 前年度繰越額
- (三) 予備費使用額
- (四) 流用等増減額
- (五) 支出決定済歳出額
- (六) 翌年度繰越額
- (七) 不用額

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十九條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、第三十七條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

第七章 雜則

(印紙賣さばき代金の繰入等)

第四十條 印紙の賣さばき代金及び買戻代金は、この会計の歳入及び歳出とし、その賣りさばいた金額から買戻代金及び印紙の賣さばきに関する事務の取扱に要する経費を控除した金額に相当する金額は、一般会計に繰り入れるものとする。

(他会計からの繰入)

第四十一條 年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に關する事務の取扱に要する経費に充てるため、当該事務の取扱を委託した会計は、予算の定めるところにより、この会計に繰入金をすることができる。

(電氣通信事業特別会計への繰入)

第四十二條 この会計は、郵政大臣と電氣通信大臣との協定により、郵政省が共用し、又は利用する電氣通信省の施設の設備、維持及び運営に要する経費に充てるため必要な金額並びに郵便切手をもつて収納した電氣通信料金に相当する金額からその郵便切手の取扱に要する経費を控除した額に相当する金額を、予算の定めるところにより、電氣通信事業特別会計に繰り入れることができる。

(実施規定)

第四十三條 この法律の実施のための手続その他その執行に關する必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 通信事業特別会計法(昭和二十二年法律第四十一号)は、廃止する。但し、同法廃止前にした予備費の支出並びに昭和二十三年度及び同二十四年度の決算に關しては、なお、効力を有する。
- 3 昭和二十四年五月三十一日現在における通信事業特別会計に属する資産及び資本は、政令の定めるところにより、郵政事業特別会計、電氣通信事業特別会計及び一般会計にそれぞれ区分して帰属せしめる。
- 4 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号)の一部を次のように改正する。
第三條から第五條までの中「通信事業特別会計」を「郵政事業特別会計」に改める。
- 5 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
第五十一條第一項、第五十二條第一項及び第二項並びに第五十三條中「通信事業特別会計」を「郵政事業特別会計」に改める。

電氣通信事業特別会計法

(昭和二十四年五月二十八日法律第百十号)

目次

- 第一章 總則(第一條—第六條)
- 第二章 資本及び資産(第七條—第十五條)
- 第三章 資金(第十六條—第二十條)
- 第四章 予算(第二十一條—第二十九條)
- 第五章 収入及び支出(第三十條—第三十三條)
- 第六章 決算(第三十四條—第三十八條)
- 第七章 雜則(第三十九條—第四十條)

第一章 總則

(設置)

第一條 電氣通信事業を企業的に經營し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と分つて經理する。

(電氣通信事業の範圍)

第二條 この法律において「電氣通信事業」とは、有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信その他電氣的方

電氣通信事業特別会計法

法による送信又は受信によつて、意思及び事實を傳へ、又は受ける一切の手段を提供する事業及びその附帶業務をいう。

(管理)

第三條 この会計は、電氣通信大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(計理の区分)

第四條 この会計においては、電氣通信事業の資産及び資本の増減異動並びに利益又は欠損を明らかにするため、貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて計理するものとする。

2 貸借対照表勘定は、資産勘定及び資本勘定に、損益勘定は、収益勘定及び損失勘定に区分する。

3 前二項に規定する勘定の外、計算の過程を明らかにするため、中間勘定として建設勘定、工作勘定その他必要な勘定を設けることができる。

(計理の方法)

第五條 この会計の計理は、現金の收納又は支拂の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事實に基いて行う。

2 前項の財産の増減及び異動の事實がいずれの会計年度に発生したのものとして計理するかについての基準は、政令で

定める。

(原價計算)

第六條 この会計においては、電氣通信大臣の定めるところにより、電氣通信事業に關し必要な原價計算を行うものとする。

第二章 資本及び資産

(資本及びその整理区分)

第七條 この会計においては、この会計に所屬する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

2 前項に規定する資本は、自己資本、減價償却引当金及び借入資本の三種に分ち、自己資本は、固有資本、他の会計からの繰入資本及び積立金に、借入資本は、公債、借入金及びその他の負債に区分する。

3 固有資本は、通信事業特別会計からこの会計に引き継いだ固有資本の額に相当する金額とする。

4 他の会計からの繰入資本は、他の会計からこの会計の固定資産の増加に要する経費の財源に充てるため繰り入れた額に相当する金額とする。

5 積立金は、第三十五條第一項の規定による積立金の金額とする。

無償で取得した固定資産の價額は、見積價額による。

(減價償却及び補充取替)

第十條 固定資産のうち、電氣通信大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減價償却を行い、電氣通信大臣の定める取替資産については、その定めるところにより、補充取替を行うものとする。

2 前項の規定による減價償却の基準については、電氣通信大臣が大藏大臣に協議して定める。

(固定資産の價額の改定及び削除)

第十一條 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、電氣通信大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に應じて、その價額を改正し、又は削除しなければならない。

2 前項の規定により價額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、電氣通信大臣の定めるところにより、当該資産に対する減價償却済額を減價償却引当金から繰り戻すものとする。

(作業資産の價額)

第十二條 作業資産の價額は、購入價額又は製作若しくは生産に要した費額による。

6 減價償却引当金は、この会計に屬する資産の減價償却額の累積額(第十一條第二項の規定により繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した額)に相当する金額とする。

7 借入資本は、この会計の負担に屬する公債、借入金、一時借入金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相当する金額とする。

(資産及びその整理区分)

第八條 この会計の資産は、固定資産、作業資産及び流動資産に区分する。

2 固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、電信電話線路、電信電話機械、無線電信電話設備及び未完成工事並びに電氣通信大臣の指定する機械、器具及び特許權その他これに準ずる權利とする。

3 作業資産は、貯藏品及び未成品とする。

4 流動資産は、現金、預金、未收金、前拂金その他これらに準ずるものとする。

(固定資産の價額)

第九條 固定資産の價額は、その取得のために要した電氣通信大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、

2 前項の規定により價額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定により價額を定めることが不適当である場合には、見積價額による。

(作業資産の價額等の振替)

第十三條 作業資産を事業の用に供したときは、その價額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

2 作業資産の取扱に要する諸費は、電氣通信大臣の定めるところにより、前項の経費の支出額に割り掛けるものとする。

3 第十五條の規定により資産外物品を修理したときは、その修理に要した費用は、電氣通信大臣の定めるところにより、当該物品を使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

(作業資産の價額の改定及び削除)

第十四條 作業資産がき損し、変質し、若しくは滅失したとき、又は規格の変更によりこれに適合しなくなつたときは、そのき損、変質若しくは滅失の割合又は規格に適合しなくなつた割合に應じて、その價額を改定し、又は削除しなければならない。

(作業資産の保有等)

第十五條 この会計においては、予算の定めるところにより、この会計に属する現金をもつて、事業に必要な作業資産を保有し、又は資産外物品を修理することができる。

第三章 資金

(公債及び借入金)

第十六條 この会計において事業設備費及び貯蔵品保有量の増加に要する経費の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

2 この会計において業務の運営に要する経費の財源に不足があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

3 前二項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならない。

(一時借入金及び融通証券)

第十七條 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額につ

いては、予算をもつて國會の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金又は融通証券の借換をすることができる。

4 前項但書の規定により借換をした一時借入金又は融通証券は、その借換をしたときから一年内に償還しなければならない。

(國債整理基金特別会計への繰入)

第十八條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金、融通証券の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、年度内に償還する一時借入金及び融通証券の償還金を除いて、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、第十六條第二項の規定による借入金の借入又は前條第三項但書の規定による一時借入金若しくは融通証券の借換を必要とする場合には、公債及び借入金の償還金に限り、これを繰り入れなければならない。

(公債、借入金等の借入、償還等の事務)

等に関する調査

五 第十七條の規定による一時借入金に関する調査

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第二十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第二十一條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十四條 この会計において執行する歳入歳出予算の配賦については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第二項の規定にかかわらず、歳出予算の節の区分を要しない。

(経費の流用)

第二十五條 電氣通信大臣は、この会計の事業計画書に計上された経費の金額のうちで政令で定めるものについては、大藏大臣の承認を経なければ、流用することができない。

第十九條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金及び融通証券の起債、借入、償還等に関する事務は、大藏大臣が行う。

(余裕金の運用)

第二十條 この会計に余裕金があるときは、大藏省預金部に預け入れることができる。

第四章 予算

(歳入歳出予算計算書等の作製及び送付)

第二十一條 電氣通信大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、大藏大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進行状況

2 前項の規定により流用した経費の金額については、事業計画実績書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

(予備費の使用)

第二十六條 この会計においては、予備費のうち業務の運営に要する経費に充てるものについては、財政法第三十五條第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基づいて大蔵大臣の承認を経た支出負担爲計画の金額の範囲内において、電氣通信大臣がその使用を決定することができる。

2 電氣通信大臣は、前項の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、大蔵大臣及び会計検査院に送付しなければならない。

3 第一項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(支拂計画の作製)

第二十七條 この会計の支拂計画は、左の二種に分けて作製する。

一 小切手を振り出し、又は國庫金振替書を発するもの。
二 第三十二條の規定により出納官吏をして支拂わせるもの。

2 前項第二号に規定する支拂計画は、日本銀行に通知することを要しない。

(歳出予算の繰越)

第二十八條 この会計においては、電氣通信大臣は、財政法第二十五條の規定により繰越について國會の承認を経た経費の金額の繰越については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基づいて大蔵大臣の承認を経た支出負担爲計画の金額の範囲内において、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 電氣通信大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、その歳出科目、金額及び事由を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(公債及び借入金金の借入余力の繰越)

第二十九條 この会計においては、公債の発行又は借入金金の

借入について國會の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、歳出予算の繰越額及び前年度から持ち越した未拂金の金額の範囲内で、翌年度において、公債を発行し、又は借入金をする事ができる。

第五章 収入及び支出

(分任支出官の設置)

第三十條 電氣通信大臣は、必要があると認めるときは、支出官の事務を分掌させるため、分任支出官を置くことができる。

2 電氣通信大臣は、前項の規定により分任支出官を置いたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(支拂元)

第三十一條 この会計における毎会計年度の歳出金及び前年度から持ち越した未拂金の支拂額は、前年度からの現金の持越額のうち歳出の財源に充てることができる金額及び当該年度の歳入の収納済額の合計額を超過してはならない。

(支拂命令)

第三十二條 この会計の支出官は、歳出金を支出するため、

小切手を振り出し、又は國庫金振替書を発する外、電氣通信大臣の指定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を發することができる。

2 支出官は、第二十七條第一項第二号に規定する支拂計画の範囲内で、第三十條第一項に規定する分任支出官に金額の限度を示して、前項に規定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、歳出金の支拂命令を發せしめることができる。

(現金支拂)

第三十三條 前條第一項に規定する出納官吏は、同條の規定による支拂命令を受けた場合には、政令の定めるところにより、その保管に係る現金をもつて、この会計の歳出金を支拂うことができる。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納官吏の保管に係る歳入金額及びその月中に出納官吏の受け入れた歳入金額の合計額を超過したときは、電氣通信大臣は、政令の定めるところにより、翌翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

第六章 決算

(財務諸表の作製)

第三十四條 電氣通信大臣は、毎会計年度、損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産負債増減表及び資本増減表を作製しなければならない。

(利益及び欠損の処理)

第三十五條 この会計においては、毎会計年度における決算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、欠損を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。

前項の場合において、決算上生じた欠損額が積立金の額を超過するときは、その超過額は、欠損の繰越として整理することができる。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第三十六條 電氣通信大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書を作製し、大藏大臣に送付しなければならない。

前項の歳入歳出決定計算書には、左の書類を添付しなければならない。

- 一 事業計画実績書
- 二 当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産負債増減表及び資本増減表
- 三 債務に関する計算書

(歳入歳出決算の形式)

第三十七條 この会計の歳入歳出決算は、歳入歳出予算と同一の区分により作成し、且つ、左の事項を明らかにしなければならない。

- 一 歳入
 - (一) 歳入予算額
 - (二) 徴收決定済額(徴收決定のない歳入については、収納後に徴收済として整理した額)
 - (三) 不納欠損額
- 二 歳出
 - (一) 歳出予算額
 - (二) 前年度繰越額
 - (三) 予備費使用額
 - (四) 流用等増減額
 - (五) 支出決定済歳出額
 - (六) 翌年度繰越額
 - (七) 不用額

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十八條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出する。

たばこ専賣法

(昭和二十四年五月二十八日法律第百一十一号)

煙草専賣法(明治三十七年法律第十四号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一條—第三條)
- 第二章 耕作(第四條—第二十六條)
- 第三章 製造(第二十七條)
- 第四章 輸入(第二十八條)
- 第五章 販賣(第二十九條—第四十五條)
- 第六章 輸出(第四十六條—第五十條)
- 第七章 製造たばこ用巻紙(第五十一條—第六十一條)
- 第八章 雑則(第六十二條—第七十條)
- 第九章 罰則(第七十一條—第七十九條)

第一章 総則

(定義)

第一條 この法律において「たばこ」とは、たばこ属の植物をいう。

2 この法律において「葉たばこ」とは、たばこの葉をいう。

しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、第三十六條第二項に規定する書類を添付しなければならない。

第七章 雑則

(郵政事業特別会計への繰入)

第三十九條 この会計は、電氣通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)第六條第一項の規定による郵政省への委託業務の取扱に要する経費、この会計の歳入金の受入に要する経費及び電氣通信大臣と郵政大臣との協定により、電氣通信省が共用し、又は利用する郵政省の施設の設備、維持及び運営に要する経費に充てるため必要な金額を、予算の定めるところにより、郵政事業特別会計に繰り入れることができる。

(実施規定)

第四十條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

3 この法律において「製造たばこ」とは、葉たばこを主原料とし、喫煙用、かみ用又はかき用に供しうる状態に製造したものをいう。

4 この法律において「製造たばこ用巻紙」とは、製造たばこのさや紙用に製造された紙をいう。

(専賣権)

第二條 たばこ種子の輸入、葉たばこの一手買取、輸入及び賣渡、製造たばこの製造、輸入及び販賣並びに製造たばこ用巻紙の一手買取、輸入及び販賣の権能は、國に専屬する。

(専賣権の実施)

第三條 前條の規定により國に専屬する権能及びこれに伴う必要な事項は、この法律及び日本専賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の定めるところにより、日本専賣公社(以下「公社」という。)に行わせる。

第二章 耕作

(耕作の許可)

第四條 たばこは、公社又は第八條第一項若しくは第二十六條第一項の許可を受けた者でなければ耕作し、又は試作してはならない。

(收納)

第五條 公社は、第十八條第三項の規定により廃棄するものを除き、公社の許可を受けてたばこの耕作をする者(以下「耕作者」という。)の收穫したすべての葉たばこを收納する。

2 前項の收納の価格は、毎年公社が定めて、あらかじめ公告する。

(耕作区域)

第六條 公社は、たばこの耕作区域を定めて公告する。

(耕作計画)

第七條 公社は、毎年耕作するたばこの種類及び耕作面積を定めて、あらかじめ公告する。

(許可の申請)

第八條 たばこを耕作しようとする者は、毎年耕作地の位置及び面積、たばこの種類並びに乾燥場及び藏置場の位置を定め、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 耕作者が前項に規定する事項を変更し、又はその耕作を廃止しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

3 前項の耕作廃止の許可申請が正当の事由に基いてなされ

たときは、公社は、葉たばこの生産確保上著しい支障がない限り、その許可を拒むことができない。

(許可の制限)

第九條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、たばこの耕作を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰(第七十九條において準用する國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基いてされる通告の処分を含む。以下同じ。)され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いてたばこの耕作の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合。

三 申請者の耕作の成績が不良であつた場合。

四 たばこ耕作上又は取締上不適当と認める場所に耕作しようとする場合。

五 申請面積の著しく少ない場合。

六 たばこ耕作に必要な經營的及び技術的能力を有しないと認める場合。

2 法人が申請者である場合においては、前項第一号及び第

たばこ専賣法

二号の規定の適用については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

3 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第一項第一号及び第二号の規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。但し、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

(耕作の引継)

第十條 耕作者が死亡した場合において、引き続きたばこを耕作しようとする相続人は、遲滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 前項の外、耕作者のたばこの耕作を引き継ごうとする者は、公社の許可を受けなければならない。

3 前條第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(たばこ種子)

第十一條 公社又は耕作者でなければ、たばこ種子を所有してはならない。

2 公社は、必要があると認めるときは、耕作者に対してたばこ種子を交付することができる。

(たばこ苗)

第十二條 公社又は耕作者でなければ、たばこ苗を育成してはならない。

2 たばこ苗を育成しようとする者は、毎年苗床の位置及び坪数を定めて、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

3 第八條第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事項を変更し、又はたばこ苗の育成を廃止しようとする場合に準用する。

4 たばこ苗を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、公社の許可を受けなければならない。

(耕作及び收穫義務)

第十三條 耕作者は、公社の定める方法により耕作し收穫しなければならない。

(査定)

第十四條 公社は、收穫前に、葉たばこの收穫量目又は葉数を査定する。但し、査定の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

2 公社は、前項の規定により査定をしようとする場合には、耕作者に対してあらかじめその旨を通知し、又は公告しな

ければならない。前項但書の規定により査定を省略しようとする場合も、同様とする。

3 耕作者は、第一項の査定の場合に、立ち合わなければならぬ。若し、正当の事由がなく立ち合わぬときは、その査定に対して、第十五條の再査定の申立をすることができない。

(再査定)

第十五條 耕作者は、前條の量目又は葉数の査定に不服があるときは、公社に対して再査定の申立をすることができ

る。2 前項の再査定の申立は、正当の事由に因り査定に立ち合わなかつた場合を除いては、査定の際に行なわなければならない。

3 第一項の再査定の申立があつたときは、公社は、二人以上の査定人を選定し、再査定を行わせて、その量目又は葉数を決定する。この場合において、査定人は、少くともその半数を公社の職員でない者から選定しなければならない。

4 再査定の申立人の主張する葉たばこの量目又は葉数と前項の規定による決定額との差が前條の規定による査定額と前項の規定による決定額との差より大であるときは、再査

定に要した費用は、その申立人の負担とする。

(査定前の葉たばこ採取又は幹根拔除)

第十六條 耕作者は、第十四條第一項の規定による査定を受けた後又は同條第二項の規定による査定の省略の通知を受け、又は公告のあつた後でなければ公社の許可を受けないで葉たばこを採取し、又はたばこの幹根を抜き取つてはならない。前條の規定により再査定の申立をした者について、その決定前においても、同様とする。

(收穫後の処置)

第十七條 耕作者は、第二項の規定による許可を受けた場合を除き、一番葉の收穫を終つたときは、直ちにたばこの幹根を抜き取り、その幹に着いている葉たばこを廃棄しなければならない。

2 耕作者は、たばこ種子の採取又は二番葉の收穫をしようとする場合においては、公社の許可を受けなければならない。

3 前項の場合において、採取又は收穫を終つたときは、第一項の処置をしなければならない。

(納付)

第十八條 耕作者は、その收穫した葉たばこを、公社の定め

る方法により乾燥調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

2 前項の納付の期日及び場所は、公社が定める。

3 耕作者は、その收穫した葉たばこで公社へ納付するに適しないものを、公社の承認を受けて廃棄しなければならない。

(鑑定及び再鑑定)

第十九條 公社は、耕作者の納付した葉たばこの等級を鑑定し、その等級に相当する收納代金を支拂う。

2 耕作者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対して再鑑定を求めることができる。

3 前項の再鑑定の申立は、收納代金の請求前にしなければならない。

4 第十五條第三項の規定は、第二項の規定による再鑑定の申立に準用する。

5 再鑑定による葉たばこの等級が第一項の鑑定による等級より上位の等級となるときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担とする。

6 公社は、第二項の規定による再鑑定の申立があつた場合においては、その決定があるまで收納代金を支拂わないこ

とができる。

(納付数量の不足)

第二十條 耕作者が納付した葉たばこの量目又は葉数が正当の事由がなくして公社の査定し、又は決定した量目又は葉数に達しないときは、公社は、その不足額に対して、第二十一條第二項の規定に準じて算定した額の十倍以上に相当する金額を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作廃止)

第二十一條 耕作者が公社の許可を受けずに耕作面積を減少し、又は耕作を廃止したときは、公社は、その耕作地又は廃作地において生産すべきであつた葉たばこの價格に相当する金額を納付させることができる。

2 前項の葉たばこの價格は、その年における近傍の類似耕作地における類似葉たばこの収納代金を標準として算定する。

第二十二條 耕作者がその耕作面積を減少し、又は耕作を廃止した場合において、その耕作を引き継ぐ者がないときは、公社は、現存するたばこ又はたばこ苗を廃棄させることができる。

(葉たばこの運送)

第二十三條 耕作者の葉たばこは、その耕作地、乾燥場、蔵

置場又は公社の定める納付場所へ運送する外、他へ運送してはならない。

2 公社は、必要と認めるときは、耕作者に対して、葉たばこの運送の通路及び時間を指示することができる。

(災害補償)

第二十四條 耕作者の耕作したたばこ又は收穫した葉たばこが風害、水害、震害、ひょう害、干害、病害その他の災害にかり、著しい損害を受けたときは、公社は、その耕作者にその損害の二分の一に相当する金額の範囲内で大藏省令で定める額の補償金を交付することができる。

(耕作者の団体)

第二十五條 耕作者が左に掲げる事業を行うことを目的とする団体又はその連合体を組織したときは、その規約を添附して遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

一 たばこの耕作並びに葉たばこの乾燥及び調理の方法の改良

二 たばこの耕作の経営及び技術の向上に関する指導及び宣傳

三 肥料その他葉たばこの生産上必要な資材の共同購入

四 災害に因り耕作者の受けた損害に對する共済

(試作)

第二十六條 たばこを試作しようとする者は、その試作ごとに試作地の位置及び面積、たばこの種類並びに乾燥場及び蔵置場の位置を定め、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 第五條、第八條第二項及び第三項、第九條(第一項第五号を除く)、第十條から第十二條まで、第十八條、第十九條第一項、第二十二條並びに第二十三條の規定は、前項の場合に準用する。

第三章 製造

(製造)

第二十七條 製造たばこは、公社でなければ、製造してはならない。

第四章 輸入

(輸入)

第二十八條 たばこ種子、葉たばこ又は製造たばこは、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。但し、健康上又は習慣上欠くことのできない製造たばこについては、その自用者は、公社の許可を受けて、その輸入をすることができる。

第五章 販賣

(小賣人)

たばこ専賣法

たばこ専賣法

五 葉たばこの生産上必要な試験その他の共同事業

六 たばこ種子の配布のあつ旋

七 葉たばこに関する公社の査定及び収納に伴う事務に對する助力

八 公社の耕作者に對して發する指示等の傳達

九 この法律の違反の自發的予防

2 前項に掲げる事業を行うことを目的とする団体又はその連合体は、左に掲げる要件を備えなければならない。

一 耕作者(法人である場合を除く)の相互扶助を目的とすること。

二 団体が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 各団体が平等の議決権を有すること。

3 公社は、第一項に規定する団体又はその連合体に對し、第一項第五号から第九号に掲げる事業に關し必要な指示をすることができる。

4 公社は、前項の規定による指示を受けた団体又はその連合体に對し、当該年度の予算の範囲内でその指示された事業に要した費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

第二十九條 公社は、その指定した製造たばこの小賣人（以下「小賣人」という。）に製造たばこを販賣させることができる。

2 公社又は小賣人でなければ、製造たばこを販賣してはならない。

（指定の申請）

第三十條 小賣人とならうとする者は、營業所の位置を定め、公社に申請して、營業所ごとにその指定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 營業所の設備の構造及びその附近の略図
二 製造たばこの取扱の予定高及びこれに充てることができる資金の総額

三 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

四 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

3 小賣人が營業所の位置を変更しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

4 小賣人が營業所以外の場所に出張して製造たばこを販賣しようとするときは、その販賣をする場所及び期間を定

め、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

（指定の制限）

第三十一條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、小賣人の指定をしないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて小賣人の指定を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合。

三 營業所の位置又は設備が製造たばこの小賣業を営むのに不相当と認められる場合。

四 製造たばこの取扱の予定高が公社の定める標準に達せず、その他著しく不相当と認められる場合。

五 營業所で事業として製造たばこの品質保持上不適当な物品を取り扱つている場合。

六 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その經營の基礎が著しく薄弱であると認められる場合。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一

項第一号及び第二号」とあるのは、それぞれ「第三十一條第一項第一号、第二号及び第六号」と読み替へるものとす

る。

（指定の期間及び指定書の交付）
第三十二條 小賣人の指定は、營業所ごとに三年以内の期間を定めて行ふ。

2 公社は、小賣人の指定をした場合には、これに対し指定書を交付する。

3 公社は、第一項の期間が満了した場合において引き続き指定することを適当と認めるときは、第三十條の申請をまたないで、その指定をすることができる。

（小賣人の相続）

第三十三條 小賣人が死亡した場合において、引き続きその營業所で小賣人とならうとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

（定價）

第三十四條 公社は、大藏大臣の認可を受け、製造たばこの小賣定價を定めて公告する。

2 前項の規定は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の適用を妨げるものではない。

たばこ専賣法

3 小賣人は、第一項の小賣定價によらなければ、製造たばこを販賣してはならない。

（揭示義務）

第三十五條 小賣人は、その營業所に、製造たばこの小賣定價表を掲げなければならない。

（帳簿、報告及び届出）

第三十六條 小賣人は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならない。

2 小賣人は、公社の指示するところにより、義務に関する報告を公社に提出しなければならない。

3 小賣人は、住所、氏名若しくは名称又は第三十條第二項に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

（買受販賣制限）

第三十七條 小賣人は、販賣のために公社以外の者から製造たばこを譲り受けてはならない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 廃業その他の事由により、營業を継続することのできなくなつた小賣人から譲り受けるとき。

二 競落により取得するとき。

2 小賣人は、前項各号の場合においては、遅滞なくその旨を公社に報告しなければならない。

滞なくその改定があつたときにおいて所有する製造たばこの品種別数量を公社に届け出なければならない。

(販賣禁止)
第三十八條 小賣人は、製造たばこの包装若しくはその内容を改変し、又は包装の破損し、若しくは汚染した製造たばこを販賣してはならない。

(引換)
第四十一條 公社は、製造たばこが左の各号の一に該当するときは、小賣人の請求により、これを引き換えなければならない。

(指示)

第三十九條 公社は、小賣人に対し、小賣人の営業所の設備、営業所に備えて置くべき製造たばこの品種別数量、製造たばこの保存及び販賣の方法その他販賣に関する事項について指示することができる。

一 品質が悪変したとき。
二 包装が破損し、又は汚染したとき。
三 前各号の外、公社が販賣に適しないと認めたととき。

2 公社は、小賣人の組織する団体又はその連合体に対し、製造たばこ小賣業の健全な発達を図るために必要な事項を指示することができる。

2 前項の規定による引換の原因が公社の責に帰すべき場合又は不可抗力による場合を除き、小賣人は、製造たばこの減價に相当する金額を納付しなければならない。

(差益及び差損)

第四十條 公社は、製造たばこの小賣定價を改定した場合において、現に小賣人の所有する製造たばこから生ずる差益又は差損の全部又は一部を小賣人に納付させ、又は小賣人に対し拂戻すことができる。

(指定の取消及び販賣の差止)
第四十二條 小賣人は、その営業所における営業を廃止しようとするときは、その旨を公社に届け出なければならない。

2 小賣人は、小賣定價の改定があつた場合においては、遅

は、小賣人の指定を取り消すことができる。
一 この法律の規定に違反したとき。

二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。

明のための証拠を提出する機会を與えるため、公社の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。

三 第三十一條第一項第五号に該当するに至つたとき。

(買戻)
第四十五條 小賣人は、廃業その他の事由により営業を継続

四 第三十一條第一項第六号に該当するに至つたとき。

することができない事情が生じたときは、その事実の発生

五 正当の事由がなくて、引き続き一月以上営業せず、又は製造たばこの買受高が引き続き三月以上公社の定める標準に達しないとき。

後三十日以内に、現存する製造たばこの買戻を公社に請求することができる。

六 第三十六條の帳簿又は報告に虚偽の記載があつたとき。

2 公社は、前項の規定により買戻を請求した製造たばこが公社の責に帰すべき事由又は不可抗力によらないで第四十一條第一項第一号又は第二号に該当するものであるときは、拂戻すべき金額から減價に相当する金額を控除する。

2 公社は、小賣人が前項第一号又は第二号の規定に該当する場合においては、規定の取消に代え、一月以内の期間を定めて、製造たばこの販賣を差し止めることができる。

第六章 輸出
第四十六條 公社は、葉たばこ若しくは製造たばこを輸出し、又は輸出のためこれを賣り渡すことができる。

3 第九條第二項又は第三項の規定は、前二項の場合に準用

2 公社は、葉たばこ又は製造たばこの輸出のための賣渡價格を定める。

する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのは、それぞれ「第四十三條第一項第一号、第二号及び第四号」と「申請者」とあるのは「小賣人」と読み替えるものとする。

3 第三十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第四十四條 公社は、前條の規定により小賣人の指定の取消又は販賣の差止をしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、小賣人又はその代理人の出頭を求め、積

第四十七條 前條の規定により、輸出のため、葉たばこ又は

製造たばこを買い受けた者は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならない。

2 前條の規定により、輸出のため、葉たばこ又は製造たばこを買い受けた者は、公社の指示した期間内に、輸出免狀及び外國仕向港に陸揚をしたことを証する書類を公社に提出しなければならない。

3 正当の事由がなくて、前項の免狀及び書類を提出しない場合においては、その葉たばこ又は製造たばこは、正当の事由がなくて不足したものとみなして第五十條の規定を適用する。

(輸出前の制限)

第四十八條 輸出のため公社から買い受けた葉たばこ又は製造たばこは、輸出前に他に譲り渡し、又は消費してはならない。但し、公社の許可を受けて輸出のため他に譲り渡す場合は、この限りでない。この場合においては、輸出のため公社から葉たばこ又は製造たばこを買い受けたものとみなす。

2 輸出のため公社から買い受けた葉たばこ又は製造たばこで使用に適しなくなつたものは、公社の許可を受けなければ廃棄してはならない。

(輸出の取止)

第四十九條 輸出のため葉たばこ又は製造たばこを買い受けた者が輸出を取り止めたときは、買い受けた者の申請に基づき、公社は、その使用に適するものを買い戻し、その他のものを廃棄させなければならない。

2 輸出のため公社から買い受けた葉たばこ又は製造たばこをその買受の日から一年を過ぎても輸出しないときは、公社は、その使用に適するものを買い戻し、その他のものを廃棄させることができる。

3 第四十五條第二項の規定は、前二項の規定による買戻に準用する。

(不足額に対する追徴)

第五十條 この章の規定により、輸出し、買い戻され、及び廃棄した葉たばこ並びに現存する葉たばこの総量目が、輸出のため公社から買い受けた葉たばこの総量目に比し、正当の事由がなくて不足したときは、公社は、買い受けた者に対して、その不足量目の葉たばこの賣渡價格に相当する額の四倍以下に相当する金額を納付させることができる。公社から輸出のため買い受けた製造たばこの総量目についても、同様とする。

第七章 製造たばこ用巻紙

(製造の許可)

第五十一條 製造たばこ用巻紙(以下「巻紙」という。)は、公社又は公社の許可を受けた者でなければ製造してはならない。

2 巻紙を製造しようとする者は、製造場及び蔵置場の位置を定め、公社に申請して、製造場ごとにその許可を受けなければならない。

3 前項の許可申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 製造場及び蔵置場の設備の構造並びに一箇年の製造能力
- 二 巻紙の製造に充てることができる資金の総額
- 三 法人である場合には、その資本金額及び役員の名
- 四 巻紙を製造する者が第二項に規定する事項を変更しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

(製造許可の制限)

第五十二條 公社は、左の各号の一に該当する場合において、巻紙の製造を許可しないことができる。

たばこ専賣法

一 申請者がこの法律に基いて処罰され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて巻紙製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合。

三 製造場又は蔵置場の設備が巻紙を製造するのに不適当と認められる場合。

四 巻紙の製造予定高が公社の定める標準に達しない場合

五 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる場合。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのはそれぞれ「第五十二條第一項第一号、第二号及び第五号」と読み替へるものとする。

(製造)

第五十三條 公社は、その許可を受けて巻紙を製造する者(以下「巻紙製造者」という。)に対し、製造場ごとに毎年その製造予定高を定めて通知しなければならない。

2 巻紙製造者は、公社の定める方法により、巻紙の製造を

しなければならない。

(收納)

第五十四條 公社は、巻紙製造者の製造したすべての巻紙を收納する。但し、第五十五條第三項の規定により処理するものについては、この限りでない。

2 公社は、巻紙の品質、規格及び收納価格を定める。

(納付)

第五十五條 巻紙製造者は、その製造した巻紙を、すべて公社に納付しなければならない。

2 前項の納付の期日及び場所は、公社が定める。

3 巻紙製造者は、その製造した巻紙で公社へ納付するに適しないものを、公社の指示するところにより、処理しなければならない。

(検査)

第五十六條 公社は、巻紙製造者の納付した巻紙の品質及び規格を検査し、その品質及び規格に相当する收納代金を支拂う。

(帳簿及び届出)

第五十七條 巻紙製造者は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならない。

2 巻紙製造者は、住所、氏名若しくは名称又は第五十一條第三項に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

(製造の休止及び廃止)

第五十八條 巻紙製造者は、巻紙の製造を休止し、又は廃止しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の製造の休止又は廃止の許可申請が正当の事由に基いてなされたときは、公社は、巻紙の生産確保上著しい支障がない限り、その許可を拒むことができない。

3 巻紙製造者は、巻紙の製造を休止し、若しくは廃止したとき、又は製造の許可を取り消されたときは、公社の承認を受けなければ、現存する巻紙の原料、原質又はその半製品を処分してはならない。

(許可の取消)

第五十九條 公社は、巻紙製造者が左の各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 正当の事由がなくて、巻紙の製造について公社の定められた方法によらないとき。

らない。

2 第三十四條から第四十一條までの規定は、巻紙の販賣に準用する。

(輸出)

第六十一條 公社は、巻紙を輸出し、又は輸出のため、これを賣り渡すことができる。

2 第四十六條第二項から第五十條までの規定は、前項の場合に準用する。

3 巻紙は、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。

第八章 雜則

(特別賣渡)

第六十二條 公社は、農薬の製造の用に供する目的その他の目的に充てるため、葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを賣り渡すことができる。

2 前項の規定により買い受けた者は、その買い受けた葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを買受の際公社の定めた目的以外の目的に充ててはならない。

3 第一項の規定により、葉たばこ、製造たばこ又は葉たば

4 第四十四條の規定は、第一項の規定による許可の取消に準用する。

(販賣)

第六十條 巻紙は、公社又は小賣人でなければ販賣してはな

三 第五十二條第一項第五号に該当するに至つたとき。
四 正当の事由がなくて、引き続き六月以上巻紙の製造を休止したとき又は製造高が公社の定める予定高に比し著しく不足するとき。

五 第五十七條の帳簿又は届出に虚偽の記載があつたとき。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのはそれぞれ「第五十九條第一項第一号から第三号まで」と、「申請者」とあるのは「巻紙製造者」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により許可を取り消した場合においては、公社は、必要と認めるときは、巻紙製造者であつた者に一定の期間内製造その他の行爲を継続させることができる。この場合においては、その継続の期間内は、巻紙製造者とみなす。

と若しくは製造たばこのくずを買い受けた者は、公社の定めるところにより、帳簿を作製し、農薬の製造又は製品の処分等に関する事項を記載しなければならない。

(賣渡代金の延納許可)

第六十三條 公社は、葉たばこ、製造たばこ、葉たばこ若しくは製造たばこのくず又は巻紙を賣り渡す場合において、特に必要があると認めるときは、その代金の延納を許可することができる。

2 前項の規定により代金の延納を許可する場合においては、公社は、大藏大臣の承認を受けなければならない。
(見本及び標本)

第六十四條 公社は、見本又は標本に供する場合においては、たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙を交付し、又はその輸入を許可することができる。

2 前項の規定により、交付又は輸入の許可を受けたたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙は、見本又は標本に供する場合の外、公社の許可を受けなければ処分してはならない。

(器具機械の製作等の制限)

第六十五條 製造たばこの製造用器具機械は、公社又は公社

る者(以下「試作者」という。)又は製造たばこの製造用器具機械の製作者、販賣者、輸出者若しくは輸入者がこの法律の規定に違反したときは、公社は、その耕作、試作、製作、販賣、輸出又は輸入の許可を取り消すことができる。

2 第四十四條の規定は、前項の規定による許可の取消に準用する。

(立入検査)

第六十九條 公社は、その職員をして左に掲げる場所に立ち入り、たばこ種子、たばこ苗、たばこ、葉たばこ、製造たばこ、巻紙、製造たばこの製造用器具機械、帳簿又は書類を検査させることができる。

一 たばこの苗床、耕作地若しくは試作地、葉たばこの乾燥場若しくは藏置場又は耕作者若しくは試作者の住所、事務所若しくは営業所

二 たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ、巻紙若しくは製造たばこの製造用器具機械の輸入者、小賣人、輸出のため葉たばこ、製造たばこ若しくは巻紙を買い受けた者、巻紙製造者、第六十二條の規定により葉たばこ、製造たばこ若しくはこれらのくずを買い受けた者又は製造たばこの製造用器具機械の製造者、販賣者若しくは輸出者の

たばこ専賣法

の許可を受けた者でなければ、製作し、販賣し、輸出し、又は輸入してはならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、製造用器具機械を藏置する場所を公社に届け出なければならない。これを變更しようとする場合も、同様とする。

(所有等の制限)

第六十六條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、たばこ種子、たばこ苗、たばこ、葉たばこ、公社の賣り渡さない製造たばこ若しくは巻紙又は製造たばこの製造用器具機械を所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、正当の事由により、これを所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 この法律により没収する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を廢棄させ、又は自ら廢棄しその他必要な処分をすることができる。

(代用品の製造及び販賣禁止)

第六十七條 何人も、營業の目的をもつて、製造たばこに代用する物品を製造し、又は販賣してはならない。

(法律違反者に対する許可取消)

第六十八條 耕作者、公社の許可を受けてたばこの試作をす

事務所、營業所、工場、事業場又は倉庫(製造たばこの製造用器具機械の藏置場を含む。)

2 当該職員は、前項の規定による立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(強制徴収)

第七十條 第十五條第四項、第十九條第五項、第二十條、第二十一條第一項、第四十條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、及び第五十條(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)、の規定により、公社に納付すべき金額は、國稅滯納処分例により徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第九章 罰則

第七十一條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四條、第十二條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)、第三十七條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第四十八條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)、第六十二條第二項、第六十五條第一項、第六十六條第一項又

- は第六十七條の規定に違反した者
- 二 許可を受けた耕作地若しくは試作地の位置以外の場所で、又は許可を受けた面積をこえてたばこを耕作し、又は試作した耕作者又は試作者
- 三 公社に納付しなければならぬ葉たばこ又は巻紙を消費し、又は隠した者
- 四 第二十七條又は第五十一條第一項の規定に違反して、製造たばこ若しくは巻紙を製造し、又はこれらの製造の準備をした者
- 五 第二十九條第二項又は第六十條第一項の規定に違反して、製造たばこ若しくは巻紙を販賣し、又はこれらの販賣の準備をした者
- 六 第四十八條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して譲り渡された葉たばこ又は製造たばこ(第六十一條第二項において準用する場合、巻紙)を譲り受けた者
- 七 第六十二條第二項の規定に違反して譲り渡された葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを譲り受けた者

- 下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。但し、輸入したたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙の價額の十倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該價額の十倍以下とする。
 - 2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者は、同項の例による。
 - 3 第一項の價額は、そのたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙の生産地又は仕入地における原價に、荷造費、運送費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する金額を加えたものとする。
- 第七十三條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十六條、第三十四條第三項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第三十八條(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第四十八條第二項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)、第五十五條第三項又は第五十八條第三項の規定に違反した者
 - 二 許可を受けない種類のたばこを耕作し又は試作した耕作者又は試作者

第七十二條

公社の委託又は許可を受けないで、たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙の輸入をした者は、三年以

- 三 第十條第二項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反してたばこの耕作又は試作を引き継いだ者
- 四 許可を受けないでたばこ苗を育成し、又は許可を受けた苗床の位置以外の場所で、若しくは許可を受けた坪数をこえてたばこ苗を育成した耕作者又は試作者
- 五 許可を受けた乾燥場又は藏置場以外の場所で葉たばこを乾燥し、又は藏置した耕作者又は試作者
- 六 第十七條第二項の規定に違反して、たばこ種子を採取し、又は二番葉を收穫した者
- 七 第二十三條(第二十六條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)第一項の規定に違反し、又は第二十三條第二項の規定による公社の指示に違反して葉たばこを運送した者
- 八 第三十條第三項又は第四項の規定に違反して、営業所の位置を変更し、又は製造たばこの出張販賣をした者
- 九 正当の事由がなくて第三十九條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)の規定による公社の指示に違反した者
- 十 第五十一條第四項の規定に違反して、同條第二項に規

第七十四條

- 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
- 一 第十條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)、第三十三條、第三十五條(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、又は第三十七條第二項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
 - 二 正当の事由がなくて公社の定めた納付期日に葉たばこ又は巻紙を納付しなかつた耕作者、試作者又は巻紙製造者
 - 三 第三十六條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第四十七條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)、第五十七條第一項又は第六十二條第三項の規定による帳簿を作製せず、又は所定の事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
 - 四 第三十六條第二項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、又は第四十條第二項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは届

出をせず、又は虚偽の報告若しくは届出をした者

五 第四十二條の規定に違反して、営業を廃止した者

六 第六十四條第二項の規定に違反して、たばこ種子、葉

たばこ、製造たばこ又は巻紙を消費し、又は廃棄した者

七 第六十九條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十五條 第七十一條、第七十二條第一項若しくは第二項

又は第七十三條第四号から第七号までの犯罪に係るたば

こ、たばこ種子、たばこ苗、葉たばこ、製造たばこ、葉た

ばこ若しくは製造たばこのくず、巻紙、製造たばこの代用

品、その原料又は製造たばこ、巻紙若しくは製造たばこの

代用品の製造用器具機械は、没收する。

2 前項の物件を他に譲り渡し、若しくは消費したとき又は

他にその物件の所有者があつて没收することのできない

ときは、その價額を追徴する。

第七十六條 第七十一條又は第七十二條第一項若しくは第二

項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科

することができる。

第七十七條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人そ

の他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して第七十

一條から第七十四條までの違反行為をしたときは、行為者
を罰する外その法人又は人に對し各本條の罰金刑を科す
る。

第七十八條 第七十一條から第七十四條まで（第七十四條第

三号及び第七号を除く。）の罪を犯した者には、刑法（明治

四十年法律第四十五号）第三十八條第三項但書、第三十九

條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第

六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲

役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合にお

ける懲役刑については、この限りでない。

第七十九條 國稅犯則取締法の規定は、この法律の違反事件

に準用する。この場合においては、この法律の違反事件は、

間接國稅の犯則事件とする。

2 前項の場合において、國稅犯則取締法に規定する財務局

長又は稅務署長の職務は、公社の總裁の推薦に基き、その

管轄区域を定めて大藏大臣が指定する公社の役員又は職員

が行う。

3 第一項の場合において、國稅犯則取締法に規定する收稅

官吏の職務は、前項の規定により大藏大臣が指定する公社

の役員又は職員が管轄区域に應じ公社の總裁の推薦に基

7 三項の規定による指定を解除することができる。

大藏大臣は、第二項又は第三項に規定する役員又は職員

が國稅犯則取締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅

官吏の職務を行う場合において同法若しくは同法に基き命

令若しくは第五項の規定による大藏大臣の監督上の命令に

違反したとき又はその職務を怠つたときは、役員について

は、自ら解任し、職員については、公社の總裁に懲戒すべ

きことを命ずることができる。日本專賣公社法第二十四條

及び第四十五條の規定は、この場合に準用する。

8 第一項において準用する國稅犯則取締法第十四條第一項

の規定による通告により納付された金銭その他の物品は、

國庫に帰属する。

9 第二項又は第三項に規定する役員又は職員が國稅犯則取

締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅官吏の職務を

行う場合における國家賠償法（昭和二十二年法律第二百十

五号）の規定の適用については、当該職務の遂行を國の公

權力の行使とし、当該役員又は職員を國の公務員とする。

10 第一項において準用する國稅犯則取締法による公社の役

員及び職員職務の遂行に要する経費は、公社の負担とす

る。

き大藏大臣が指定する公社の職員並びに左に掲げる司法審

察職員及び國家公務員（以下「司法警察職員等」という。）が

行う。この場合において、財務局長の職務を行う公社の役

員又は職員が管轄区域に應じて指定された公社の職員は、

財務局長の職務と、稅務署長の職務を行う公社の役員又

は職員が管轄区域に應じて指定された公社の職員並びに司

法警察職員等は、稅務署の收稅官吏とする。

一 警察官及び警察吏員

二 海上保安官

三 司法警察職員として職務を行う日本國有鐵道の役員及

び職員

四 森林官吏

五 稅關官吏

六 收稅官吏

4 公社の總裁は、候補者を定めて前二項の規定による推薦

をしなければならない。

5 第二項又は第三項に規定する役員又は職員が國稅犯則取

締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅官吏の職務を

行う場合においては、大藏大臣がこれを監督する。

6 大藏大臣は、必要があると認めるときは、第二項又は第

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 改正前の煙草専賣法(以下「旧法」という。)又はこれに基づく命令により政府がした許可、指定、これらの取消、命令、指示、決定その他の処分は、それらの処分のあつた日において、この法律に基いて公社がしたものとみなす。
- 3 旧法又はこれに基く命令による申請、異議若しくは再鑑定、申立、申告、報告、届出又は書類の提出は、この法律に基いて公社にされたものとみなす。
- 4 旧法若しくはこれに基く命令に基き、又は旧法若しくはこれに基く命令に基く政府の処分により、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、葉たばこ、巻紙その他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつた物についても、同様とする。
- 5 この法律施行前に旧法第三十七條ノ三第一項の規定に基いて通知をし、また許可の取消をしていない場合においては、当該許可の取消については、同條の規定は、なお効力を有する。

- 6 旧法又はこれに基く命令に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。
- 7 この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 旧法の違反事件については、第七十九條の例による。
- 9 旧法第六十七條において準用する國稅犯則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。
- 10 この法律施行の際における第七十九條第二項又は第三項の規定による公社の役員又は職員の指定は、公社の總裁の推薦によらないことができる。
- 11 前項の規定による指定は、この法律施行の日から一月を経過した日又は公社の總裁の推薦に基いて第七十九條第二項若しくは第三項の規定による指定のあつた日において効力を失う。
- 12 この法律施行前に政府の賣り渡した葉たばこ、製造たばこ及び巻紙は、この法律により公社の賣り渡したものとみなす。
- 13 第三十四條第二項(第四十六條第三項及び第六十條第二項において準用する場合を含む。)の財政法第三條には、財

政法第三條の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)が効力を有する間は、同法を含むものとする。

14 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第四号ニの次に次のように加える。

ホ たばこ専賣法(昭和二十四年法律第百十一号)第十五條第一項の規定により届け出たたばこ耕作者の団体及びその連合体

第七條第三号を次のように改める。

三 削除

15 日本専賣公社法の一部を次のように改正する。

第一條中「煙草専賣法(明治三十七年法律第十四号)、塩專賣法(明治三十八年法律第十一号)及び粗製樟腦、樟腦油專賣法(明治三十六年法律第五号)」を「たばこ専賣法(昭和二十四年法律第百十一号)、塩專賣法(昭和二十四年法律第百十二号)及びしよ、腦專賣法(昭和二十四年法律第百十三号)」に改める。

- 第二十七條第一号から第七号までを次のように改める。
- 一 葉たばこ、製造たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、腦原油を買い入れること。
 - 二 製造たばこ、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、腦專賣法

腦原油を製造すること。

- 三 製造たばこ、製造たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、腦原油を販賣すること。
 - 四 葉たばこ、製造たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、腦原油の生産者の指導及び助成に關すること。
 - 五 製造たばこ、製造たばこ用巻紙及び塩の販賣者の指導及び助成に關すること。
 - 六 葉たばこ、製造たばこ、製造たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、腦原油の輸出及び輸入を行ふこと。
 - 七 前各号に掲げる事務の外たばこ専賣法、塩專賣法及びしよ、腦專賣法に定められた事項の実施に關すること。
- 第四十五條第一項第一号中「煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟腦、樟腦油專賣法」を「たばこ專賣法、塩專賣法及びしよ、腦專賣法」に改める。

塩専賣法

(昭和二十四年五月二十八日法律第百十二号)

塩専賣法(明治三十八年法律第十一号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一條—第三條)
- 第二章 製造(第四條—第二十一條)
- 第三章 輸入(第二十二條)
- 第四章 販賣(第二十三條—第四十條)
- 第五章 輸出(第四十一條)
- 第六章 雜則(第四十二條—第四十六條)
- 第七章 罰則(第四十七條—第五十五條)

第一章 総則

(定義)

第一條 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物をいう。但し、ナリ硝石、カイニット、シルヴァイニットその他大蔵省令で定める鉱物を除く。

2 この法律において「にがり」とは、塩を製造する際、かみ水から塩を析出した母液又は残液をいう。

3 この法律において「かみ水」とは、海水又はかみ泉に操作を加えた液体で、その含有固形物中に塩化ナトリウムを百分の五十以上含有し、攝氏十五度における比重がホーメ比重計指度五度以上であるものをいう。

4 この法律において塩の「再製」とは、自己の用に供する場合作を除き、塩の利用価値を高めるため塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて、再び塩を製造することをいう。

5 この法律において塩の「加工」とは、自己の用に供する場合作を除き、塩の利用価値を高めるためこれを焼き、洗い、くだし、圧さくする等溶解以外の方法により塩の形状を変え、又はその不純物を除去若しくは変質させることをいう。

(専賣權)

第二條 塩及びにがりの一手買取、輸入、再製、加工及び販賣の權能は、國に専屬する。

(専賣權の実施)

第三條 前條の規定により國に専屬する權能及びこれに伴う必要な事項は、この法律及び日本専賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の定めるところにより、日本専賣公社(以下「公社」という。)に行わせる。

第二章 製造

(製造の許可)

第四條 塩、にがり又はかみ水は、公社又は第六條第一項の許可を受けた者でなければ製造(再製を除く。以下同じ。)してはならない。

(收納)

第五條 公社は、その許可を受けて塩又はにがりを製造する者の製造したすべての塩又はにがりを收納する。但し、許可を受けて塩を製造する者及びその従業者が使用する塩で大蔵省令の定めるものについては、この限りでない。

2 前項の收納の價格は、公社が定めて、あらかじめ公告する。

(許可の申請)

第六條 塩、にがり又はかみ水を製造しようとする者は、製品の種類、製造の方法、製造場及び貯藏所の規模及び位置並びに一箇年の製造能力を定め、公社に申請して、製造場ごとにその許可を受けなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造場及び貯藏所の設備の構造

塩専賣法

二 製造着手の予定日及び年間における操業の時期

三 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

四 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

3 第一項に規定する事項を変更しようとするときは、公社の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第七條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、塩、にがり又はかみ水の製造を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰(第五十五條において準用する國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基いてされる通告の処分を含む。以下同じ。)され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受け、それがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合。

三 申請者が塩の販賣の業務を営んでいる場合。

四 製造場の位置若しくは設備又は製造方法が製造上又は取締上不適当と認められる場合。

五 一箇年の製造能力が公社の定める標準に達しない場合。

- 六 塩の需給調整上製造数量を制限する必要がある場合。
- 2 法人が申請者である場合においては、前項第一号から第三号までの規定の適用については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

- 3 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第一項第一号から第三号までの規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。但し、営業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

(製造の引継)

- 第八條 公社の許可を受けて塩、にがり又はかん水を製造する者(以下「製造者」という。)が死亡した場合において、引き続き塩、にがり又はかん水の製造をしようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。
- 2 前項の外、製造者の塩、にがり又はかん水の製造を引き継ごうとする者は、公社の許可を受けなければならない。
- 3 前條第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(製造の制限)

第九條 公社は、塩、にがり又はかん水の需給調整上必要が

あるときは、製造者に対し、塩、にがり又はかん水の製造数量を制限することができる。

(指示)

第十條 公社は、製造者に対し、塩、にがり又はかん水の製造方法、貯藏場所又は貯藏方法についてあらかじめ公社の定めた標準に従うように指示することができる。

(届出)

第十一條 製造者は、住所、氏名若しくは名称又は第六條第二項に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 製造者は、災害その他の事故に因り、塩、にがり若しくはかん水又は製造場若しくは貯藏所に損害を受けたときは、遅滞なく損害の原因及び程度を公社に届け出なければならない。

(廃止及び休止)

第十二條 製造者は、その製造場における製造を廃止しようとするときは、公社の許可を受けなければならない。

2 前項の製造の廃止の許可申請が正当の事由に基いてなされたときは、公社は、その年における塩の製造数量の確保上著しい支障がない限り、その許可を拒むことができる。

- 3 製造者は、製造を休止し、又は休止後改めて製造に着手しようとする製造場があるときは、事由を具して公社に届け出なければならない。

(帳簿及び報告)

第十三條 製造者は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならない。

- 2 製造者は、公社の指示するところにより、業務に關する報告を公社に提出しなければならない。

(納付)

第十四條 製造者は、第五條第一項但書に該当する場合を除き、その製造した塩及びにがりを、すべて公社に納付しなければならない。

- 2 公社は、製造者に対し、前項の納付の期日、場所及び運搬通路並びに塩の包装方法を指示することができる。

3 公社は、製造者の納付する塩又はにがりの品質が著しく粗悪な場合は、更に必要な処理をした上納付するよう指示することができる。

- 4 公社は、製造者に対し、第一項の規定により納付しなければならない塩又はにがりを公社の指定した者に引き渡す

ように指示することができる。この場合においては、公社が引渡を指示したときに、同項の規定による納付があつたものとみなす。

(鑑定及び再鑑定)

第十五條 公社は、製造者の納付(前條第四項の規定により納付があつたものとみなされる場合を含む。)した塩又はにがりの品質又は等級を鑑定し、その品質又は等級に相当する收納代金を支拂う。

2 製造者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対して再鑑定を求めることができる。

3 前項の再鑑定の申立は、收納代金の請求前にしなければならない。

4 再鑑定の申立があつたときは、公社は、二人以上の鑑定人を選定し、再鑑定を行わせて、その品質又は等級を決定する。この場合において、鑑定人は、少くともその半数を公社の職員でないものから選定しなければならない。

5 再鑑定による塩又はにがりの品質又は等級が第一項の鑑定による品質又は等級より上位の品質又は等級とならないときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担とする。

- 6 公社は、第二項の規定による再鑑定の申立があつた場合

においては、その決定があるまで収納代金を支拂わないことが出来る。

(災害補償)

第十六條 製造者が津波の害、風水害、震害その他の災害に因り、塩、にがり又はかん水について滅失、損傷その他の事由に因る損害を受けたときは、公社は、その製造者にその損害の三分の二に相当する金額の範囲内で大蔵省令で定める額の補償金を交付することができる。

(製造者の団体)

第十七條 公社は、製造者又は製塩施設の所有者の組織する団体又はその連合体に対し、公社の事務の一部を委託し、又は製塩事業の健全な発達を図るため必要な指示をすることが出来る。

2 公社は、前項の規定により委託又は指示を受けた団体又はその連合体に対し、当該年度の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(許可の取消)

第十八條 公社は、製造者が左の各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律の規定に違反したとき。
- 二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。
- 三 第七條第一項第三号に該当するに至つたとき。
- 四 正当の事由がなくて一年以上製造をしないとき。
- 2 第七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「申請者」とあるのは「製造者」と読み替へるものとする。

(廃業後の処置)

第二十條 製造者がその許可を取り消され、又はその製造を廃止した場合において塩、にがり又はかん水が現存するときは、その現存する物については、その者をなお製造者とみなす。

(再製及び加工)

第二十一條 公社又は公社の委託を受けた者でなければ、塩

を再製し、又は加工してはならない。

2 薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)の規定に基いて第一條第一項の規定に該当する医薬品を製造する者は、前項の規定にかかわらず、公社の許可を受けて、公社の賣り渡した塩を医薬品とする目的をもつて再製又は加工することが出来る。

第三章 輸入

(輸入)

第二十二條 塩及びにがりは、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。但し、旅行者が自己の用に供するため携帯する塩又はにがりであつて大蔵省令の定めるものについては、この限りでない。

第四章 販賣

(販賣)

第二十三條 公社は、その指定した塩の元賣人又は小賣人(以下「販賣人」という。)をして塩を販賣させることができる。

2 公社又は販賣人でなければ、塩を販賣してはならない。但し、薬事法第二條第四項第一号に該当する物又はこれをもつて製造若しくは調剤した物については、この限りでない。

塩専賣法

- 3 塩元賣人は、公社から塩を買い受け、塩小賣人に販賣するものとする。但し、大蔵省令の定める数量をこえるときは、直接消費者に販賣することが出来る。
- 4 塩小賣人は、塩元賣人から塩を買い受け、消費者に販賣するものとする。
- 5 公社又は公社の委託を受けた者でなければ、にがりを販賣してはならない。

(指定の申請)

第二十四條 販賣人となる者又は、元賣人又は小賣人の別並びに営業所及び貯蔵所の位置を定め、公社に申請して、その指定を受けなければならない。

- 2 前項の指定申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 貯蔵所の設備の構造
 - 二 販賣品種
 - 三 一箇年の販賣予定数量
 - 四 販賣に充てることができる資金の総額
 - 五 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類
 - 六 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

3 第一項に規定する事項を変更しようとするときは、公社の許可を受けなければならない。営業所又は貯蔵所を設置又は廃止しようとするときも、同様とする。

(指定の制限)

第二十五條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、販賣人の指定をしないことができる。

- 一 申請者がこの法律に基いて処罰され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。
- 二 申請者がこの法律に基いて販賣人の指定を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合。
- 三 申請者が製造者又は塩の再製、加工若しくは輸入の委託を受けた者である場合その他事業として取締上不適当な物品を取り扱つている場合。
- 四 申請者が元賣人と小賣人とを兼ねようとする場合。
- 五 営業所又は貯蔵所の設備が塩の販賣業を営むのに不適当と認められる場合。
- 六 塩の販賣予定数量が公社の定める標準に達せず、その他著しく不適当と認められる場合。

可を受けなければならない。

3 第二十五條第一項第一号から第四号まで及び第七号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(公社の賣渡價格)

第二十八條 公社は、大藏大臣の認可を受けて、塩及びびにがりの公社の賣渡價格を定めて公告する。

2 前項の規定は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

(特別價格)

第二十九條 公社は、か性ソーダ、ソーダ灰その他政令で指定する化学製品の製造の用に供する者に塩を賣り渡す場合においては、前條の規定にかかわらず、大藏大臣の認可を受けて同條第一項の賣渡價格より低い價格(以下「特別價格」という。)でこれを賣り渡すことができる。

2 公社は、前項の規定により特別價格で塩を買い受けた者に対し、帳簿の作製、報告の提出その他必要な指示をすることが出来る。第四項の規定による許可を受け譲り渡した塩を前項の用に供するため譲り受けた者についても、同様とする。

3 公社は、第一項に該当する者に特別價格で塩を賣り渡す

七 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる場合。

2 第七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号から第三号まで」及び「第一項第一号から第三号まで」とあるのはそれぞれ「第二十五條第一項第一号から第四号まで及び第七号」と読み替えるものとする。

(指定の期間及び指定書の交付)

第二十六條 販賣人の指定は、三年以内の期間を定めて行う。

2 公社は、販賣人の指定をした場合には、これに対し指定書を交付する。

3 公社は、第一項の期間が満了した場合において、引き続き指定することを適当と認めるときは、第二十四條の申請をまたないで、その指定をすることができる。

(販賣の引継)

第二十七條 販賣人が死亡した場合において、引き続き塩の販賣をしようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 前項の外、塩の販賣を引き継ごうとする者は、公社の許

場合においては、大藏省令の定めるところにより、その特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額の全部又は一部に相当する担保を提供させることができる。

4 第一項の用に供するため特別價格で買い受けた塩について、その目的を変更しようとするとき又はこれを他に譲り渡そうとするときは、公社の許可を受けなければならない。この場合においては、公社は、他の第一項に該当する者に譲り渡す場合を除き、特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額に相当する金額を徴収する。

5 特別價格以外の價格で買い受けた塩が第一項の用に供されたときは、公社は、その用に供した者に対し、特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額の五分の四に相当する金額の交付金を交付することができる。

6 公社は、第一号又は第二号に該当する場合においては、特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額に賣渡数量(第二号の場合には、不足した数量)を乗じて得た金額の二倍、第三号に該当する場合においては、虚偽の書類又は陳述に基き受けた交付金額の二倍に相当する金額の範囲内で追徴金を徴収する。

一 特別價格で買い受けた塩について、公社の許可を受け

ないでその目的を変更した場合又は他に譲り渡した場合。

二 特別価格で買い受けた塩について、その目的に充てた数量が賣渡数量に対し正当の事由がなくて不足した場合。

三 虚偽の書類又は陳述により第五項の交付金を受けた場合。

(保管料)

第三十條 公社は、公社から塩又はにがりを買受けた者が公社の定める引取期限までにこれを引き取らないときは、相当の保管料を徴収することができる。但し、自己の責に帰することができない事由に因り引取をすることができない日数に対しては、この限りでない。

(代金の延納)

第三十一條 公社は、公社から塩又はにがりを買受ける者に対し、その代金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確実な担保を徴し、その代金の延納を許可することができる。

2 公社は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、担保提供額が買受代金の三分の一を下らない範囲内において、担保の提供を免除することができる。

ならない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 廃業その他の事由により営業を継続することのできなくなつた元賣人又は小賣人から、それぞれ元賣人又は小賣人が譲り受けるとき。

二 競落により取得するとき。

2 販賣人は、前項各号の場合においては、遲滞なくその旨を公社に報告しなければならない。

(混和禁止)

第三十五條 販賣人は、その販賣する塩に他物を混和してはならない。

(指示)

第三十六條 公社は、販賣人に対し、営業所及び貯藏所の設備、引取方法、備えて置くべき塩の種類及び数量、塩の販賣及び保存の方法並びに塩を販賣する場合における販賣先、用途、数量及び時期について、指示することができる。

2 公社は、販賣人の組織する団体又はその連合体に対し、

3 第一項の場合において、その代金を支拂期までに支拂わないときは、公社は、大藏省令の定めるところにより、遅延利息を徴収することができる。

4 公社は、第一項の規定により延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めるとき又は延納の継続を著しく不適当と認めるときは、延納の許可を取り消すことができる。

(販賣手数料)

第三十二條 公社は、元賣人及び小賣人に対し、それぞれ塩の販賣に当り第二十八條第一項の賣渡價格に加算すべき販賣手数料を定めて指示することができる。

第三十三條 公社は、大藏省令の定めるところにより、元賣人以外のもの(第二十九條第一項に該当する者を除く。)に塩を賣り渡す場合においては、第二十八條の規定にかかわらず、同條第一項の賣渡價格に元賣人又は小賣人の販賣手数料を加算した額の範囲内でこれを賣り渡すことができる。

(買受販賣制限)

第三十四條 元賣人は、公社以外の者から、小賣人は、公社及び元賣人以外の者から、販賣のために塩を譲り受けては

塩の販賣業の健全な發達を図るために必要な事項を指示することができる。

3 第十三條の規定は、販賣人、その組織する団体又はその連合体に準用する。

(差益及び差損)

第三十七條 公社は、第二十八條第一項の賣渡價格を改定した場合において、現に販賣人の所有する塩から生ずる差益又は差損の全部又は一部を販賣人に納付させ、又は販賣人に対し拂戻すことができる。

2 販賣人は、賣渡價格の改定があつた場合においては、遲滞なくその改定があつたときにおいて所有する塩の品類別數量を公社に届け出なければならない。

(届出)

第三十八條 販賣人は、住所、氏名若しくは名称又は第二十四條第二項に掲げる事項に変更があつたときは、遲滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 販賣人は、その営業を廢止しようとするときは、その旨を公社に届け出なければならない。

(指定の取消及び販賣の差止)

第三十九條 公社は、販賣人が左の各号の一に該当するときは

は、販賣人の指定を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。

三 第二十五條第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなくて、引き続き三月以上営業をしないとき。

五 この法律に基く届出、報告又は帳簿に虚偽の記載があつたとき。

六 元賣人が正当の事由がなくて支拂期日を過ぎてなお塩の買受代金を完納しないとき。

2 公社は、販賣人が前項第一号又は第二号の規定に該当する場合においては、指定の取消に代え、一月以内の期間を定めて、塩の販賣を差し止めることができる。

3 第七條第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において「申請者」とあるのは「販賣人」と読み替へるものとする。

4 第十九條の規定は、第一項の指定の取消及び第二項の販賣の差止に準用する。

し、正当の事由により所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 この法律により没収する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を、公社の定めるところにより納付させることができる。この場合においては、他物を混和した塩又はにがりを除く外、第十五條第一項の規定を準用する。

(かん水の譲渡)

第四十三條 かん水は、塩又はにがりの製造者以外に譲り渡してはならない。但し、公社の許可を受けた場合においては、この限りでない。

2 かん水を塩及びにがりの製造用以外の用途に使用する場合は、公社の許可を受けなければならない。

3 公社は、塩の需給調整上特に必要があるときは、製造者に対し、かん水の譲渡先、用途並びに譲渡の数量、時期及び場所を指示することができる。

4 公社は、かん水の譲渡価格を制限することができる。

(にがりの使用に関する報告)

第四十四條 公社は、必要があると認めるときは、大藏省令の定める数量をこえて、公社からにがりを買受けた者からその買い受けたにがりの使用に関し報告させることができる。

(廃業後の処分)

第四十條 販賣人がその指定を取り消され、又はその営業を廃止した際所有する塩は、公社の指示を受けなければ処分してはならない。

第五章 輸出

(輸出)

第四十一條 公社は、塩若しくはにがりを輸出し、又は輸出のためこれを賣り渡すことができる。

2 輸出のため公社から買い受けた塩又はにがり、公社の許可がなければ輸出前に他に譲り渡し、又は消費してはならない。

3 公社は、必要があると認めるときは、第一項の規定により輸出のため塩又はにがりを賣り渡した者から、その賣り渡した塩又はにがりに関する報告を提出させることができる。

第六章 雑則

(所有等の制限)

第四十二條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、公社の賣り渡した塩又はにがりでない場合は、所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但

(立入検査)

第四十五條 公社は、その職員をして左に掲げる場所に立ち入り、塩、にがり、かん水、器具機械、帳簿又は書類を検査させることができる。

一 塩、にがり又はかん水の製造場又は貯蔵所

二 製造者、塩の再製若しくは加工の委託若しくは許可を受けた者、塩若しくはにがりの輸入の委託を受けた者、販賣人、特別価格で塩を買受けた者若しくはその塩を所有し、若しくは使用する者、第二十九條第五項の規定による交付金を受け、若しくは受けようとする者、輸出のため公社から塩を買受けた者又は公社からにがりを買受けた者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫
当該職員は、前項の規定による立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(強制徴収)

第四十六條 第十五條第五項、第二十九條第四項及び第六項並びに第三十七條第一項の規定により、公社に納付すべき金額は、国税滞納処分の例により徴収することができる。但し、先取特権の順位は、国税に次ぐものとする。

第七章 罰則

第四十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條の規定に違反して、塩、にがり若しくはかん水を製造し、又はこれらの製造の準備をした者
- 二 第二十三條第二項又は第五項の規定に違反して、塩若しくはにがりを販賣し、又はこれらの販賣の準備をした者
- 三 第三十四條第一項、第三十五條、第四十一條第二項又は第四十二條第一項の規定に違反した者

第四十八條 第二十二條の規定に違反して、塩又はにがりの輸入をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。但し、輸入した塩又はにがりの價額の十倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該價額の十倍以下とする。

- 2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者は、同項の例による。
- 3 第一項の價額は、その塩又はにがりの生産地又は仕入地における原價に、荷造費、運送費、保険料その他輸入地による。

到着するまでの諸費及び輸入税に相当する金額を加えたものとす。

第四十九條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 公社の許可を受けた位置以外の場所に、塩、にがり又はかん水の製造場又は貯藏所を設けた製造者
- 二 第六條第三項の規定に違反して、製品の種類、製造方法、製造場若しくは貯藏所の規模又は製造能力を変更した者
- 三 第八條第二項又は第二十七條第二項の規定に違反して、塩、にがり若しくはかん水の製造又は塩の販賣を引き継いだ者
- 四 第十二條第一項の規定に違反して製造を廃止した者
- 五 正当の事由がなくて、公社の指示した納付期日にその指示した納付の場所に塩又はにがりを納付しなかつた製造者
- 六 第十四條第四項の規定による公社の指示に違反した者
- 七 第二十一條第一項又は第四十三條第一項若しくは第二項の規定に違反した者
- 八 第二十八條第一項の賣渡價格に公社の指示した販賣手

教料を加算した額によらないで塩を賣り渡した販賣人
九 第四十三條第四項の規定により制限された價格をこえてかん水を譲り渡したかん水の製造者

第五十條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第八條第一項、第二十七條第一項、第三十四條第二項又は第四十條の規定に違反した者
- 二 正当の事由がなくて、第十條、第三十六條第一項又は第四十三條第三項の規定による公社の指示に違反した者
- 三 第十三條第一項（第三十六條第三項において販賣人に準用する場合を含む。）又は第二十九條第二項の規定による帳簿を作製せず、若しくは所定の事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者
- 四 第十三條第二項（第三十六條第三項において販賣人に準用する場合を含む。）、第三十七條第二項又は第四十一條第三項の規定による報告若しくは届出をせず、又は虚偽の報告若しくは届出をした者
- 五 第十四條第二項の規定による運搬通路又は包装方法の指示に違反した者
- 六 第二十四條第三項の規定に違反して、營業所若しくは

貯藏所の位置を変更し、又は營業所若しくは貯藏所を設け若しくは廃止した者

第七 第三十八條第二項の規定に違反して營業を廃止した者
八 第四十五條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十一條 第四十七條、第四十八條第一項若しくは第二項又は第四十九條第六号の犯罪に係る塩、塩に他物を混和した物、にがり又はかん水は没收する。

2 前項の物件を他に譲り渡し、若しくは消費したとき又は他にその物件の所有者があつて没收することのできないときは、その價額を追徴する。

第五十二條 第四十七條又は第四十八條第一項若しくは第二項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して第四十七條から第五十條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

第五十四條 第四十七條から第五十條まで（第五十條第三号及び第八号を除く。）の罪を犯した者には、刑法（明治四十

年法律第四十五号)第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第五十五條 國稅犯則取締法の規定は、この法律の違反事件に準用する。この場合においては、この法律の違反事件は、間接國稅の犯則事件とする。

2 前項の場合において、國稅犯則取締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅官吏の職務は、たゞこ專賣法(昭和二十四年法律第百十一号)第七十九條第二項又は第三項に規定する公社の役員又は職員並びに司法警察職員及び國家公務員が行う。

3 たゞこ專賣法第七十九條第五項及び第七項から第十項までの規定は、第一項の場合に準用する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 改正前の塩専賣法(以下「旧法」という。)又はこれに基づく命令により政府がした許可、指定、これらの取消、命令、指示、決定その他の処分(塩業組合又は塩業組合連合会に

係るものを除く。)は、それらの処分のあつた日において、この法律に基いて公社がしたものとみなす。

3 旧法又はこれに基づく命令による申請、再鑑定申立、申告、報告、届出又は書類の提出は、この法律に基いて公社にされたものとみなす。

4 旧法若しくはこれに基づく命令に基き、又は旧法若しくはこれに基づく命令に基く政府の処分により、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、塩、にがりその他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつた物についても、同様とする。

5 この法律施行前に、旧法第十三條第二項の規定に基いて通知をし、また許可の取消をしていない場合においては、当該許可の取消については、同條の規定は、なお効力を有する。

6 この法律施行前に、旧法第十九條の規定に基いて特定めた價格で塩を賣り渡した場合又は交付金の下付を受けることができる場合であつて、第二十九條の規定による特別價格で塩を賣り渡すことができない場合は交付金の交付

を受けることのできない場合については、旧法第十九條及び同條に基く命令の規定は、なお効力を有する。

7 旧法又はこれに基づく命令に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。

8 この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 旧法の違反事件については、第五十五條の例による。

10 旧法第三十八條において準用する國稅犯則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。

11 この法律施行前に、政府の賣り渡した塩及びにがりは、この法律により、公社の賣り渡したものとみなす。

12 第二十八條第二項の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)が効力を有する間は、同法を含むものとする。

13 臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)に基いて塩の割当又は配給が行われている間は、第二十四條から第二十六條まで、第二十七條第二項及び第三項、第三十八條第一項(第二十四條第二項に関する部分に限る。)及び第三十九條の規定は、適用しない。

14 臨時物資需給調整法に基く命令により塩元賣業者若しくは塩小賣業の登録を受けた者又はその取消を受けた者は、それぞれこの法律に基いて元賣人若しくは小賣人の指定を受けた者又はその取消を受けた者とみなす。

15 旧法中塩業組合及び塩業組合連合会に関する規定並びに旧法第十七條ノ十二に基く命令(塩業組合中央会に関する部分及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十四條各号に掲げる要件にて、触する部分を除く。)は、中小企業等協同組合に関する法律が制定施行されるまでの間は、なお効力を有する。

16 前項の規定により効力を有する旧法の規定に基く塩業組合及び塩業組合連合会は、その規定が効力を有する間は、事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)第六條第一項第一号の団体とする。

17 左の勅令は、廃止する。
特別用塩規則(大正五年勅令第九十七号)

塩業組合令(昭和十八年勅令第四百二号)

塩専賣法臨時特例(昭和二十年勅令第七百二十九号)

18 廃止前の塩専賣法臨時特例第二條の規定に基いて、塩、

にがり、又はかん水の製造の届出をし、この法律施行の際現にこれらを製造する者で、この法律施行後引き続きこれらを製造しようとするものは、この法律施行の日から一月以内に、第六條第一項の規定により公社に対し許可の申請をしなければならぬ。この場合においては、第七條第一項第四号及び第五号の規定は、適用しない。

19 公社は、前項の規定による申請に基づき、第七條第一項第四号又は第五号の規定に該当する者に対し、製造の許可をする場合においては、当該許可に一年の範囲内で期限を附することができる。

20 第十八項の規定により申請をすることができる者は、同項の期間内（同項の規定による申請をした場合は当該申請に基づき公社の許可又は不許可の処分があるまで）は、この法律の規定にかかわらず、塩、にがり又はかん水の製造をすることができる。

21 前項の規定により塩、にがり又はかん水を製造することができる者がその製造をすることができる期間内に製造した塩、にがり又はかん水については、なお従前の例による。但し、この場合においては、政府とあるのは公社とする。

22 事業者団体法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号ロを次のように改める。

ロ 削除

23 公社は、大蔵大臣の定める期日までは、第三十二條の規定にかかわらず、元賣人及び小賣人の販賣価格を制限することができる。

24 前項の規定により制限された価格をこえて塩を販賣した元賣人又は小賣人は、十万円以下の罰金に処する。

25 第五十三條及び第五十四條の規定は、前項の場合に準用する。

26 公社は、第二十三項の期日までは、元賣人以外のもの（第二十九條第一項に該当する者を除く。）に塩を賣り渡す場合においては、第三十三條の規定にかかわらず、第二十八條第一項の賣渡價格に公社の定める金額を加算した額の範囲内でこれを賣り渡すことができる。

しよら、腦專賣法

（昭和二十四年五月二十八日法律第百十三号）

粗製樟腦、樟腦油專賣法（明治三十六年法律第五号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一條—第三條）
- 第二章 製造（第四條—第十三條）
- 第三章 輸入（第十四條）
- 第四章 販賣（第十五條—第十七條）
- 第五章 雜則（第十八條—第二十條）
- 第六章 罰則（第二十一條—第二十八條）

附則

第一章 総則

（定義）

第一條 この法律において「しよら、腦」とは、二・オギヅカノンファン（2-Oxo-Camphane）の含有量が百分の五十以上の固形物をいう。

2 この法律において「粗製しよら、腦」とは、くす属に属する植物又はテレビン油に蒸りゆらその他の操作を加えて製

しよら腦專賣法

造したしよら、腦をいう。

3 この法律において「再製しよら、腦」とは、しよら、腦原油から製造したしよら、腦をいう。

4 この法律において「精製しよら、腦」とは、再製しよら、腦又は粗製しよら、腦に昇華その他の操作を加えて精製したしよら、腦をいう。

5 この法律において「しよら、腦原油」とは、しよら、腦原油及びこれに蒸りゆらその他の操作を加えて分別した油状物をいう。

6 この法律において「しよら、腦原油」とは、左に掲げる油状物であつて、二・オギヅカノンファンの含有量が百分の五以上の物をいう。

一 くす属に属する植物に蒸りゆらその他の操作を加えて採取した油状物

二 前号に掲げる物を百分の五十以上含有する油状物

7 この法律において「しよら、腦精油」とは、しよら、腦原油に蒸りゆらその他の操作を加えて分別した油状物をいう。

（專賣權）

第二條 粗製しよら腦及びしよら腦原油の一手買取、輸入及び一手販賣の権能は、國に專屬する。

(專賣權の実施)

第三條 前條の規定により國に專屬する権能及びこれに伴う必要な事項は、この法律及び日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の定めるところにより、日本專賣公社(以下「公社」という。)に行わせる。

第二章 製造

(製造)

第四條 公社又は公社から第七條第一項又は第二項の割当を受けた者は、粗製しよら腦又はしよら腦原油を製造することができ、

2 粗製しよら腦又はしよら腦原油は、前項に規定する者でなければ製造してはならない。

(收納)

第五條 公社は、第七條第一項又は第二項の割当を受けて粗製しよら腦又はしよら腦原油を製造する者(以下「製造者」という。)の製造したすべての粗製しよら腦又はしよら腦原油を收納する。

2 前項の收納の價格は、公社が定めて、あらかじめ公告す

ればならない。

5 第一項又は第二項の割当は申請数量の範囲内において製造能力等を基準として決定する。この場合においては、改正前の粗製樟腦、樟腦油專賣法(以下「旧法」という。)に基き粗製しよら腦及びしよら腦原油の製造の許可をした事実を根拠としたものであり、又は当該事実によつて影響を受けたものであつてはならない。

(割当の制限及び取消)

第八條 公社は、申請者又は製造場管理人が左の各号の一に該当する場合においては、前條第一項又は第二項の割当をしないことができる。

一 この法律に基いて処罰(第二十八條において準用する國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基いてされる通告の処分を含む。以下同じ。)され、その処罰の日から二年を経ない場合。

二 木材の製造、加工、販賣等の業務に従事し、くすのきを粗製しよら腦又はしよら腦原油の製造以外の用途に供する虞がある場合。

三 しよら腦若しくはしよら腦油の販賣若しくは輸出の業務又はしよら腦若しくはしよら腦油を原料としてプラス

しよら腦專賣法

る。

(製造予定数量)

第六條 公社は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年度内の粗製しよら腦及びしよら腦原油の製造予定数量を定める。

(製造数量の割当)

第七條 粗製しよら腦又はしよら腦原油を製造しようとする者は、製造場ごとに公社の定める手続により、毎年公社に申請して粗製しよら腦又はしよら腦原油の翌年度の製造予定数量の割当を受けなければならない。

2 公社は、前條の製造予定数量の確保上必要があるときは、その年度内において、申請に基き前項の割当数量を増加し、又は新たな割当をすることができる。

3 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しよら腦又はしよら腦原油を製造してはならない。

4 粗製しよら腦又はしよら腦原油を製造しようとする者は、自ら製造場を管理する場合を除き、製造場ごとに管理人を定めて、第一項又は第二項の申請の際公社に届け出なければならぬ。製造者が新たに管理人を置き、又は管理人を変更しようとする場合は、その都度公社に届け出な

チック、医薬品、香料等の製造の業務を営んでいる場合。

2 公社は、製造者が前項各号の一に該当するに至つた場合においては、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

3 公社は、製造場管理人が第一項各号の一に該当するに至つた場合においては、製造者に対し、当該管理人の変更を命ずることができる。この場合において当該命令に従わなかつたときは、前項の規定を準用する。

4 法人が申請者又は製造者である場合においては、第一項及び第二項の規定の適用については、法人の代表者もまた申請者又は製造者とみなす。

5 未成年者又は禁治産者が申請者、製造者又は製造場管理人である場合においては、第一項から第三項までの規定の適用については、その法定代理人もまた申請者、製造者又は製造場管理人とみなす。但し、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

6 公社は、第二項(第三項後段において準用する場合を含む。)の規定により割当の取消をし、又は第三項前段の規定により製造場管理人の変更を命じようとするときは、当該

- 取消又は変更を要するかどうかを決定するため、利害関係人に対し聴聞会を開かなければならない。
- 7 前項の聴聞会は、製造者又はその代理人に対し文書により前項に規定する処分をしようとする旨を通知した日から十五日を経過した後に開かなければならない。
- 8 製造者、製造場管理人、これらの代理人その他利害関係人及び必要な証人は、第六項の聴聞会に出席し、意見又は事実を述べることができる。

(製造の引継及び廃止)

第九條 製造者が死亡した場合において、引き続き粗製しよう脳又はしょう脳原油を製造しようとする相続人は、死亡の日から二月以内にその旨を公社に届け出なければならぬ。

2 製造者は、その製造場における製造を廃止しようとするときは、公社に届け出なければならぬ。

(指示)

第十條 公社は、製造者に対し原料の採取及び使用の方法、製造の方法並びに貯蔵の場所及び方法について、あらかじめ公社の定めた標準に従うように指示することができる。

(納付)

第十一條 製造者は、その製造した粗製しよう脳又はしょう脳原油を、公社の定める方法により調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

2 前項の納付の期限、期日及び場所は、公社が定める。

3 製造者は、納付する粗製しよう脳又はしょう脳原油に他物を混和してはならない。

4 公社は、製造者の納付する粗製しよう脳又はしょう脳原油の品質が粗悪な場合は、更に必要な処理をした上納付するように指示することができる。

(鑑定及び再鑑定)

第十二條 公社は、製造者の納付した粗製しよう脳又はしょう脳原油の品質を鑑定し、その品質に相当する収納代金を支拂う。

2 製造者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対して再鑑定を求めることができる。

3 前項の再鑑定の申立は、収納代金の請求前にしなければならぬ。

4 再鑑定の申立があつたときは、公社は、二人以上の鑑定人を選定し、再鑑定を行わせて、その品質を決定する。この場合において、鑑定人は、少くともその半数を公社の職

員でない者から選定しなければならない。

5 再鑑定による粗製しよう脳又はしょう脳原油の品質が第一項の鑑定による品質より上位の品質となるときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担とする。

6 公社は、第二項の規定による再鑑定の申立があつた場合においては、その決定があるまで収納代金を支拂わないことができる。

(廃業後の処置)

第十三條 製造者がある製造を廃止し、又は第八條第二項(同條第三項後段)において準用する場合を含む。の規定により制当を取り消された場合において、粗製しよう脳又はしょう脳原油が現存するときは、その現存する物については、その者をなお製造者とみなす。

第三章 輸入

(輸入)

第十四條 粗製しよう脳又はしょう脳原油は、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。

2 粗製しよう脳又はしょう脳原油以外のしょう脳又はしょう脳油は、公社の許可を受けなければ輸入してはならない。

100

3 前二項の規定は、旅行者が自己の用に供するため携帯するしょう脳又はしょう脳油があつて大蔵省令で定める物については、適用しない。

第四章 販賣

(賣渡價格)

第十五條 公社は、大蔵大臣の認可を受け、粗製しよう脳及びしょう脳原油の公社の賣渡價格を定める。

2 前項の規定は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

(保管料)

第十六條 公社から粗製しよう脳又はしょう脳原油を買い受けた者が公社と協議して定めた引取期限までにこれを引き取らないときは、公社は、その者から相当の保管料を徴収することができる。但し、自己の責に帰することができない事由に因り引取をすることのできない目数に対しては、この限りでない。

(代金の延納)

第十七條 公社は、公社から粗製しよう脳又はしょう脳原油を買い受ける者に対し、その代金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確実な担保を徴し、その代金の

- 延納を許可することができる。
- 2 公社は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、担保提供額が買受代金の三分の一を下らない範囲内において、担保の提供を免除することができる。
 - 3 第一項の場合において、その代金を支拂期日までに支拂わないときは、公社は、大蔵省令の定めるところにより、遅延利息を徴収することができる。
 - 4 公社は、第一項の規定により延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めるとき又は延納の継続を著しく不適当と認めるときは、延納の許可を取り消すことができる。

第五章 雑則

(所有等の制限)

第十八條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、公社の賣り渡しした粗製しよう脳若しくはしよう脳原油、公社の賣り渡したこれらの物から製造した精製しよう脳、再製しよう脳若しくはしよう脳精油又はこれらの物を加工した物以外のしよう脳又はしよう脳油を所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、正当の事由により、所有し、又は所持する場合は、この限りで

- ない。
- 2 この法律により没収する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を、公社の定めるところにより納付させることができる。この場合においては、他物を混和したしよう脳又はしよう脳油を除く外、第十二條第一項の規定を準用する。

(立入検査)

第十九條 公社は、その職員をして、製造者又は公社からしよう脳若しくはしよう脳油の輸入の委託若しくは許可を受けた者の製造場、事務所、営業所、事業場又は倉庫に立ち入り、しよう脳、しよう脳油、器具、機械、帳簿又は書類を検査させることができる。

- 2 当該職員は、前項の規定による立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(強制徴収)

第二十條 第十二條第五項の規定により公社に納付すべき金額は、國稅滯納処分例により徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第六章 罰則

付しなかつた製造者

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第七條第四項又は第九條第一項若しくは第二項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十條の規定による公社の指示に違反した者
- 三 第十九條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五條 第二十一條、第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十三條第一号の犯罪に係るしよう脳又はしよう脳油(これらに他物を混和した物を含む。)は、没収する。

- 2 前項の物件を他に譲り渡し、若しくは消費したとき又は他にその物件の所有者があつて没収することのできないときは、その價額を追徴する。

第二十六條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して第二十一條から第二十四條までの違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

第二十七條 第二十一條から第二十四條まで(第二十四條第

(罰則)

第二十一條 第四條第二項又は第十八條第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十四條第一項又は第二項の規定に違反し、しよう脳又はしよう脳油を輸入した者は、三十万円以下の罰金に処する。但し、輸入したしよう脳又はしよう脳油の價額の十倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該價額の十倍以下とする。

- 2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者は、同項の例による。

3 第一項の價額は、そのしよう脳又はしよう脳油の生産地又は仕入地における原價に、荷造費、運送費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する金額を加えたものとする。

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七條第三項又は第十一條第三項の規定に違反した者
- 二 正当の事由がなくて公社の定めた納付期限までにその定めた納付の場所に粗製しよう脳又はしよう脳原油を納しよう脳専賣法

三号を除く。の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。

第二十八條 國稅犯則取締法の規定は、この法律の違反事件に準用する。この場合においては、この法律の違反事件は、間接國稅の犯則事件とする。

2 前項の場合において、國稅犯則取締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅官吏の職務は、たばこ專賣法（昭和二十四年法律第百十一号）第七十九條第二項又は第三項に規定する公社の役員又は職員並びに司法警察職員及び國家公務員が行う。

3 たばこ專賣法第七十九條第五項及び第七項から第十項までの規定は、第一項の場合に準用する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
2 旧法第二條に基く指定、旧法第三條に基いて公示された補償金若しくは旧法第十三條に基く定價又は旧法に基く省令による代金延納の許可は、それぞれこの法律に基いて公社が定めた期限、場所若しくは價格又は公社がした延納の

許可とみなす。

3 旧法若しくはこれに基く命令に基き、又は旧法若しくはこれに基く命令に基く政府の処分因り、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、しよう腦、しよう腦油その他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつた物についても、同様とする。

4 旧法に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。

5 この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 旧法の違反事件については、第二十八條の例による。

7 旧法第二十三條において準用する國稅犯則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。

8 旧法第六條第一項又は旧法第七條第二項の規定により許可を受け、この法律施行の際現に粗製しよう腦又はしよう腦原油を製造する者であつてこの法律施行後その製造を繼續しようとするものは、その製造場ごとに、昭和二十四年

なす。

14 この法律施行前に政府の賣り渡したしよう腦及びしよう腦油並びにこの法律施行の際公社の所有し、この法律施行後賣り渡したしよう腦精油は、第十八條の規定の適用については、公社の賣り渡した粗製しよう腦又はしよう腦原油とみなす。

15 第十五條第二項の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

復興金融金庫に対する政府
出資等に関する法律

（昭和二十四年五月二十八日
法律第百十四号）

（復興金融金庫に対する登録國債の交付）

第一條 政府は、復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十四号）第四條第一項の規定による出資を登録國債の交付により行うことができる。但し、その金額は、六百二十四億六千七百万円をこえてはならない。

四月一日以後製造した数量を含み同日から翌年三月三十一日までの分につき製造予定数量の割当を受けるため、この法律施行後一月以内に公社に申請しなければならぬ。

9 第七條第四項前段及び第五項並びに第八條第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の割当に準用する。

10 第八項の規定により割当を受けた者は、第七條第一項の規定による割当を受けた者とみなす。

11 旧法第六條第一項又は旧法第七條第二項の規定により許可を受け、この法律施行の際現に粗製しよう腦又はしよう腦原油を製造する者は、第四條の規定にかかわらず、この法律施行後一月を経過した日（第八項の規定により申請した者については、同項の規定による割当のあつた日又は第九項において準用する第八條第一項の規定により割当をしないう旨の通知のあつた日）までは、粗製しよう腦又はしよう腦原油を製造することができる。

12 前項の規定の適用を受ける者が前項の期間内に製造した粗製しよう腦又はしよう腦原油は、この法律の規定に基いて製造者が製造したものとみなす。

13 この法律施行の際公社の所有する粗製しよう腦以外のしよう腦は、この法律の適用については、粗製しよう腦とみなす。

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律

民法等の一部を改正する法律

三五〇

2 前項の規定により出資のため交付する登録國債の交付價格、償還期限及び利率は、次の通りとする。

- 一 交付價格 額面百円につき百円
- 二 償還期限 十年
- 三 利率 年五分五厘

3 政府は、第一項の出資のため必要な金額を限り、昭和二十四年度において公債を発行することができる。

(復興金融庫の剰余金の國庫納付)

2 第二條 復興金融庫は、復興金融庫法第二十七條の規定にかかわらず、毎事業年度の剰余金を当該剰余金の生じた年度において國庫に納付しなければならない。但し、昭和二十四年度に限り、納付に関する支出予算額が当該納付額に對して不足するときは、その不足額は、翌年度までに納付するものとする。

2 前項の剰余金の計算及び納付の手續については、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

民法等の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月二十八日法律第百十五号)

第一條 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三百六條中第二号を第三号とし、第三号を第二号とする。

第三百八條を第三百九條とし、第三百九條中但書を削り、同條を第三百八條とする。

第二條 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五百七十條第一項第六号を次のように改める。

第六 第六百十八條第一項第五號及ヒ第六號ニ掲クル

收入ニシテ差押ヲ受ケサル金額但シ差押ヨリ次期ノ

第六百十八條第二項中「一ケ年間ニ受ク可キ總額ノ四分

ノ三ヲ超過スル部分ニ限り」を「其支拂期ニ受クヘキ金額

ノ四分ノ一ニ限り」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

刑事訴訟法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月二十八日法律第百十六号)

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「地方裁判所の一人の裁判官」の下に「又は家庭裁判所の裁判官」を加える。

第二十四條第二項中「簡易裁判所の裁判官」を「家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官」に改める。

第三十一條第二項中「簡易裁判所」の下に「家庭裁判所」を加える。

第四十三條第四項、第六十六條第一項から第三項まで、第七十條第一項但書、第二百二十五條第一項から第三項まで、第三百六十三條第一項から第三項まで、第三百四十九條第一項、第三百七十二條、第三百九十三條第二項及び第四百四十五條中「地方裁判所」の下に「家庭裁判所」を加える。

第五十五條第三項中「一月一日二日四日」を「一月一日二日三日」に改める。

第九十七條第一項中「また上訴の提起がないものについて」の下に「勾留の期間を更新し、」を加える。

刑事訴訟法の一部を改正する法律 國家公務員のための國設備舎に関する法律

三五二

第二百十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。
身体の拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、前項の令状によることを要しない。
第四百二十九條第一項第二号中「勾留、」の下に「保釈、」を、同條第三項中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。
第四百六十八條第二項後段を削り、同條第三項中「前項前段」を「前項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

國家公務員のための國設備舎に関する法律

(昭和二十四年五月三十日法律第百十七号)

(目的)

國家公務員のための國設宿舍に関する法律

第一條 國家公務員に貸與すべき宿舍については、この法律の定めるところによる。

2 この法律の規定は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号、今後同法が改正せられたときは、その改正せられた規定を含む。以下同じ。）のいかなる條項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではなく、又、この法律に規定する事項は、同法第二十八條に規定する人事院の勸告事項に含まれるものである。

(定義)

第二條 この法律において「宿舍」とは、國がその事務、事業の円滑な運営に資する目的をもつて、國家公務員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため設置する宿舍をいう。

(宿舍審議會)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に、宿舍審議會（以下審議會と云う。）を置く。

2 審議會は、内閣総理大臣の諮問に應じ、左に掲げる事項を調査審議するものとする。

一 宿舍の設置に関する計画

二 宿舍の維持及び管理に関する基準

三 第十二條の規定による無料宿舍を貸與する者の範囲

四 第十三條の規定による有料宿舍の、一坪当りの使用料の基準

五 第十五條の規定による居住者の選定の基準

3 有料宿舍は、完全な合理的の使用料を徴収して貸與するものであり、國家公務員の報酬の一部として貸與するものではないので、使用料の基準は、主として、同一の大きさの場所及び條件の民間宿舍に対する法定又は公定の標準家賃、法定又は公定の標準家賃がない場合においては、同一又は類似の地において比較することのできる民間宿舍に対する家賃を考慮して定めるものとする。

4 審議會は、宿舍に関する重要事項について、關係機關に随時意見を述べることが出来る。

第四條 審議會の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

- 一 内閣官房次長
- 二 衆議院事務次長
- 三 参議院事務次長
- 四 最高裁判所事務総長
- 五 大蔵次官

務をつかさどるものとする。

2 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長及び人事院総裁（以下各省各廳の長と云う。）は、大蔵大臣の定めるところに従い、宿舍の設置、維持及び管理を行うものとする。

(種類)

第九條 宿舍は、公邸、無料宿舍及び有料宿舍の三種とし、無料宿舍及び有料宿舍には、共同宿舍を含むものとする。

(公邸)

第十條 公邸は、左に掲げる國家公務員のために設置し、無料で貸與する。

- 一 衆議院議長及び参議院副議長
- 二 参議院議長及び参議院副議長
- 三 内閣総理大臣及び國務大臣
- 四 最高裁判所裁判官
- 五 会計検査院長
- 六 人事院総裁
- 七 衆議院事務総長及び参議院事務総長
- 八 宮内府長官及び侍從長
- 九 検事総長

國家公務員のための國設宿舍に関する法律

- 六 建設次官
- 七 經濟安定本部副長官
- 八 人事院事務次長
- 2 前項第一号及び第七号の委員は、内閣総理大臣が命ずる。

第五條 審議會に会長を置く。会長は、内閣官房次長をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、内閣総理大臣の指名する者が、その職務を代理する。

第六條 審議會は、会長が招集し、その議事は、会長を除く出席委員の過半数で決する。可否同数であるときは、会長の決するところによる。

2 審議會は、委員五人以上の出席がなければ議事を開き議決をすることができない。

第七條 第三條第二項に掲げる事項は、政令で定め、その政令は、審議會の決定に基かなければならない。

(宿舍の管理)

第八條 大蔵大臣は、前條の規定による政令の定めるところに従い、宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整の事

十 國家公安委員会委員長

十一 内閣官房長官

第十一條 公邸には、いす、テーブル等公邸に必要とする備品を備え付け、無料で貸與する。

(無料宿舍)

第十二條 無料宿舍は、左に掲げる國家公務員のうち政令で定める者のために設置し、無料で貸與する。

- 一 本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務、鉄道若しくは通信施設に關連する非常勤務又はこれらと類似の性質を有する勤務に従事しなければならない者
- 二 研究又は実験施設に勤務する者であつて継続的に行ふことを必要とする研究又は実験に直接従事するもの
- 三 へき地にある官署又は特に隔離された官署に勤務する者
- 四 官署の管理責任者であつて、その職務を遂行するため官署の構内に居住しなければならないもの

2 無料宿舍は、國家公務員の職務に対する給與の一部として貸與されるものとする。

(有料宿舍)

廳の長は、政令で定めるところに従い、國の事務、事業の運営の必要に基き公平に行わなければならない。

(宿舍居住者の保管義務)

第十六條 宿舍の居住者は、必要な注意を拂い、宿舍を正常な状態において維持しなければならない。

(宿舍の修繕費等)

第十七條 公邸の修繕に要する費用及び公邸の使用につき必要とする電気、水道、ガス等に要する費用は、國が負担する。

2 天災、時の経過その他居住者の責に帰することのできない事由に因り無料宿舍又は有料宿舍がき損又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、國が負担する。

(費用の負担区分)

第十八條 宿舍の設置、維持及び管理に要する費用並びに宿舍の使用料は、それぞれ宿舍の貸與を受けた者の報酬を支弁する会計の所屬とする。

2 國有鉄道事業、通信事業その他事業を企業的に運営する特別会計の負担において設置する宿舍の設置、維持及び管理に要する費用の財源については、一般会計から繰入をしてはならない。

第十三條 有料宿舍は、左に掲げる場合において、公邸又は無料宿舍の貸與を受ける者以外の國家公務員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸與することができる。

- 一 國家公務員の職務に關連して國の事務、事業の運営に必要と認められる場合。
- 二 國家公務員の在勤地における住宅不足により國の事務、事業の運営に支障を來たす虞があると認められる場合。

(有料宿舍の使用料)

第十四條 有料宿舍の使用料は、月額とし、政令で定める一坪当りの使用料の基準に基いて、各宿舍につき各省各廳の長が決定する。

2 新たに宿舍の貸與を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割により計算した額とする。

3 有料宿舍の貸與を受けた者に報酬を支給する機關は、毎月報酬を支給する際その者の報酬から使用料に相当する金額を控除して、その金額をその者に代りその使用料として國に拂い込まなければならない。

(有料宿舍の居住者の選定)

第十五條 有料宿舍を貸與する者の選定に當つては、各省各

(宿舍の明渡)

第十九條 宿舍の貸與を受けた者が左の各号の一に該当した場合においては、居住者は、速かにその宿舍を明け渡さなければならない。但し、公邸及び無料宿舍にあつては、六十日、有料宿舍にあつては六月をこえてはならない。

- 一 國家公務員でなくなつたとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 轉勤又は轉職によりその宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなつたとき。
- 四 國の事務、事業の運営の必要に基き先順位者が生じたとき。

(施行に関する細目)

第二十條 この法律の施行に關し必要な細目は、大藏大臣が定める。

附則

1 この法律は、公布の日後二月を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際現に國家公務員のために設置されている宿舍は、左の各号の区分に應じ、それぞれこの法律により設置された宿舍となるものとする。

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

- 一 第十條各号に掲げる國家公務員のために設置せられて
いる宿舍にあつては、公邸
- 二 第十二條第一項各号に掲げる國家公務員のうち政令で
定める者のために設置せられてゐる宿舍にあつては、無
料宿舍
- 三 その他の宿舍にあつては、有料宿舍
- 3 宿舍審議會は、第三條第二項に掲げる事項につき調査審
議の結果を國會に報告しなければならない。
- 4 宿舍審議會が第三條第二項に掲げる事項につき調査審議
を完了するまでは、國家公務員に貸與すべき宿舍に關して
は、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 左に掲げる勅令等は、廃止する。
官舎貸渡規則(明治九年太政官達第五十三号)
巡查給與令(明治三十九年勅令第二百五十九号)
官設鐵道の職員に宿舍料を支給するの件(明治三十九年勅
令第二百九十四号)
監獄看守手当等給與令(大正十一年勅令第四百三十八号)
矯正院補導手当等給與令(大正十一年勅令第四百九十一号)
副看守長の俸給及び給與に關する件(昭和十五年勅令第八
百六十八号)

國家公務員共済組合法の
一部を改正する法律

(昭和二十四年五月三十日)
法律 第一百十八号

- 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一
部を次のように改正する。
- 國家公務員共済組合法目次中「第四章 福祉施設」を「第四
章 福祉施設及び共済組合連合会」に改める。
- 第一條中第五号及び第六号を削る。
- 第二條第二項第二号を次のように改める。
- 二 拘留所、刑務所及び少年刑務所に属する職員 法務廳
同項中第三号、第六号及び第八号を削り、第四号を第三号
とし、第五号を第四号とし、第七号を第五号とし、第九号中
「第一技術研究所」を「土木研究所」に改め、同号を第六号とし、
同項に次の一号を加える。
- 七 都道府縣に属する職員 総理廳
- 同條第三項中「前項」を「第一項及び前項」に改める。
- 第五條第二項に次の但書を加える。
但し、当該組合の組合員以外の者でその組合の事務に従

事する者がある場合においては、各省各廳の長は、委員の
うち一人をその者のうちから命ずることができる。

第十條第二項中「所得税」を「租税その他の公課」に改め、同
條第三項中「給付」を「給付」、第六十三條第二号の貸付並びに
同條第三号及び第四号の事業」に改める。

第十四條中「その資格を喪失した日の属する月」を「その資
格を喪失した日の前日の属する月」に改める。

第十六條第一項中「組合員が、」を「組合員(第四十條の規定
の適用を受ける者を含む。）」に改め、同項但書を削り、同
條第二項中「第八十一條に規定する組合は、船員たる組合員」
を「組合員で船員保険の被保険者であるもの(以下船員たる
組合員という。）」に改める。

第二十四條の次に次の一條を加える。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第二十四條の二 前條の規定により給付を受くべき遺族に同
順位者が二人以上ある場合においては、その給付は、その
人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金たる給付を等分して受ける同順位
者のうちその権利を失つた者がある場合においては、残り
の同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

第三十條中見出しを「療養」に、第一項中「療養の給付」を
「療養」に、第二項中「給付」を「療養」に改める。

第三十一條から第三十三條までを次のように改める。

(療養の給付及び療養費)

第三十一條 組合員が前條第一項第一号から第四号までの療
養を受けようとするときは、左の各号の定めるところによ
る。

一 組合の経営する医療機関から受けることができる。こ
の場合において、組合は、その費用を負担する。

二 組合員の療養について組合が契約している医療機関か
ら受けることができる。この場合において、組合は、厚
生大臣の定める基準の範囲内で、当該医療機関にその費
用を支拂う。但し、組合は、厚生大臣の定める基準によ
る初診料に相当する金額を組合員に支拂わせることがで
きる。

三 保険医又は保険薬剤師(健康保険法(大正十一年法律
第七十号)の規定によつて指定された保険医又は保険藥
劑師をいう。以下同じ。)から受けることができる。この
場合において、組合は、厚生大臣の定める基準によつ
て、当該保険医又は保険薬剤師にその費用を支拂う。但

し、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を支拂わなければならない。

四 前各号に規定する医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から受けることができる。この場合において、組合は、厚生大臣の定める基準の範囲内、その費用をその組合員に支拂わなければならない。但し、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額の支拂は受けることができる。

(家族療養費)

第三十二條 組合員の被扶養者が、第三十條第一項第一号から第四号までに規定する療養を受けようとするときは、前條の規定に準じ、任意の医療機関から受けることができる。この場合において、組合は、同條の規定(同條第二号但書、第三号但書及び第四号但書を除く。)に従つて負担し、又は支拂わなければならない費用の半額を負担し、又は支拂わなければならない。

2 第三十條第二項の規定は、組合員の被扶養者が同條第一項第五号及び第六号の療養を受けようとする場合に準用する。この場合において、組合は、組合員がその療養を受ける場合において組合が負担し、又は支拂うべき額の半額を負担し、又は支拂わなければならない。

第四十八條第一項第二号を次のように改める。

二 婚姻したとき又は養子縁組(届出をしないが事実上養子縁組と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。)により養子となつたとき。

同條第二項中「後順位者」を「同順位者がなくて後順位者」に改める。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 遺族年金を受け取る者が一年以上所在不明であるときは、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受くべき年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合において、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順者から申請があつたときは次順位者に、これを支給する。

第五十一條に次の一号を加える。

五 組合員であつた期間二十年以上の者が退職年金の支給を受けることなくして死亡した場合において、遺族年金の支給を受くべき遺族がないとき。

第五十二條に次の一号を加える。

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

負担し、又は支拂わなければならない。

(保険医等の療養費及び家族療養費)

第三十三條 組合員又はその被扶養者が、保険医又は保険薬剤師から第三十條第一項第一号から第四号までの療養を受けたときは、組合は、第三十一條第三号又は第三十二條第一項の規定に従つて計算した費用を、保険医又は保険薬剤師に対する支拂いに代えて組合員に支拂うことができる。第三十三條の次に次の一條を加える。

(保険医又は保険薬剤師の療養担当)

第三十三條の二 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて組合員及びその被扶養者の療養を行わなければならない。

第三十四條第二項中「それらの給付は、前項第二号に規定する期間を超えて支給しない。」を「組合員として受けることのできる期間、継続してこれを支給する。」に改め、同項但書中「他の組合員の組合員」の下に「組合員でない健康保険又は船員保険の被保険者を含む。以下第三十五條第二項及び第五十六條第三項において同じ。」を加える。

第三十六條第一項中「百円」を「二百円」に改める。
第三十七條第一項但書中「二千円」を「四千円」に改める。

五 前條第五号に該当する場合においては、その組合員が死亡のときにおいて退職したとすれば受けるべきであつた退職年金の額の六年分

「第四章 福祉施設」を「第四章 福祉施設及び共済組合連合会」に改める。

第六十三條に見出しとして「福祉施設」を加え、同條第二項中「組合が、前項」を「組合が前條」に改め、同項及び同條第三項を第六十三條の二第一項及び第二項とし、第六十三條の二に見出しとして「共済組合連合会」を加える。

第六十四條第三項中「國庫が拂い込む負担金(第十七條第二号から第四号までに掲げる給付に要するものを除く。)」を「第六十九條第一項第一号に規定する負担金」に改める。

第六十四條の次に次の一條を加える。
第六十四條の二 連合会に加入している組合は、退職給付、廃疾給付及び遺族給付の支給に関する事務を、連合会に委託することができる。

2 前項の規定により事務を委託した組合は、退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用並びにその事務に要する費用を第六十八條の二又は第六十九條第一項の規定による拂込があることに、連合会に拂い込まなければならない。

第六十五條第一項に次の一号を加える。

七 給付に関する事項

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 第七條から第十一條までの規定は、連合会に、これを準用する。この場合において、第七條中「各省各廳の長」とあるのは「大藏大臣」と、「大藏大臣の承認を受けて、その各省各廳」とあるのは「大藏省」と読み替えるものとする。

第六十八條の次に次の一條を加える。

第六十八條の二 組合員の俸給支給機関は、毎月俸給支給の際組合員の俸給から掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその掛金としてその所属する組合に拂い込まなければならない。

第六十九條第一項第一号中「保險給付」を「保健給付」に改め、同條に次の一項を加える。

3 各省各廳の長は、第一項の規定により組合に國庫負担金を支拂う場合において、組合員の推定数に基いて概算拂をすることが出来る。この精算は、当該会計年度末において組合員の実数に基いて行われるものとする。

第七十條を次のように改める。

第七十條 削除

第七十二條を次のように改める。

(審査会)

第七十二條 審査会は、連合会にこれを置き、前條第一項の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。但し、命令で定める組合にあつては、その組合ごとにこれを置くことができる。

第七十三條第二項を次のように改める。

2 前項の委員は、組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者各々三人とし、連合会に置かれる審査会にあつては大藏大臣が、前條但書の規定により組合に置かれる審査会にあつては当該審査会の置かれる組合を代表する各省各廳の長が、それぞれこれを委嘱する。

第七十五條第二項中「組合」を「組合員」に改める。

第七十六條中「会長の許可を受けて」を削る。

第七十八條第二項中「組合」を「連合会又は組合」に改める。

第七十九條を次のように改める。

第七十九條 審査会の委員及び第七十七條の規定により出頭を命じた関係人等の報酬及び旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

第八十一條中「命令で指定する組合の組合員で船員保險の

被保險者であるもの(以下船員たる組合員という。))を「船員たる組合員」に改める。

第八十二條第一号中「命令で指定する組合の」を削る。

第八十三條中「指定」を「規定」に改める。

第八十三條の次に次の一條を加える。

第八十三條の二 國庫は、船員たる組合員に対する船員保險法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する國庫の負担及び船舶所有者の負担と同割合によつて算定した金額を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十六條第一項中「又は地方公共団体の事務所に使用される者」を「地方公共団体の事務所に使用される者及び公立学校の職員(以下地方職員という。)」に、同條第二項を次のように改める。

2 地方職員に対するこの法律の適用については、この法律中「職員」とあるのは「地方職員」と、第七條中「各省各廳の長」とあるのは「地方公共団体の長又は都道府縣教育委員長」と、「大藏大臣の承認を受けて、その各省各廳」とあるのは「その地方公共団体」と、第十九條、第六十八條第二項及び第六十八條の二中「俸給」とあるのは「俸給に相当する

給與」と、第六十九條第一項及び第八十三條の二中「國庫」とあるのは「地方公共団体」と、第六十九條第一項及び第八十三條の二中「各省各廳の長」とあるのは「地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

同條第三項を削る。

第九十二條中「で國庫から報酬を受ける者以外の者については都道府縣又は市町村」を「については地方公共団体」に改める。

第九十四條を次のように改める。

(退職給付等の経過措置)

第九十四條 退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定は、当分の間、左に掲げる者には適用しない。

一 恩給法の適用を受ける者(恩給に相当する給付に関する地方公共団体の條例の規定の適用を受ける者を含む。)

二 六月以内の期間を限つて使用される者
2 退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項第一号に該当するに至つたときは、引き続きこれらの給付に関する規定の適用を受ける組合員たる期間二十年に至るまで運営規則の定めるところにより、なお、これらの給付に関する規定の適用を受ける組合員と